

昭和村地域防災計画

令和5年8月

昭和村防災会議

防災の心得



☆ 大地震

1. じょうぶな家具で一時的避難
2. 手早く火の始末
3. 狭い路地、へい、がけや川に近よらないこと。
4. 1分をすぎたらまず安全
5. 人命救助には消火が第一
6. 山地では山津波に注意すること。
7. 余震をおそれず、デマに迷わないこと。
8. 秩序をまもり、衛生に注意すること。

☆ 台風

1. ラジオ、テレビ等の気象通報に注意すること。
2. 窓、屋根、雨樋など家屋の補強を行うこと。
3. 火の元に十分注意するとともに消火用水などを用意すること。
4. たれ下がった電線には近寄らないこと。

☆ 豪雨

1. 大雨、洪水注意報、警報などの気象通報に十分注意すること。
2. 長雨及びゲリラ豪雨・集中豪雨は特に気をつけること。
3. 河川の増水に注意し、早めに避難すること。
4. 山津波、山崩れ、崖崩れを警戒すること。

☆ 避難

1. 日頃から避難場所と安全な道順を良くおぼえておくこと。
2. 避難の**勧告**、指示があったら何時でも避難できるように準備しておくこと。
3. 女子、子供、高齢者、病弱者は早めに避難させること。
4. 避難指示がでたら、まず火を始末し、戸締まりを完全にすること。
5. 単独行動はさけ、家族又は隣近所そろって避難すること。
6. 警察官、避難誘導員の指示に従って行動すること。

☆ 家庭に防災器具をそなえよう

- 照明器具 [ヒモをつけた懐中電灯、ろうそく、マッチ、ライター等]
- 大工道具 [金槌、ノコギリ、ロープ、針金、ナイフ、ペンチ、釘、補強用資材等]
- 食料・飲み水 [水筒、パン類、缶詰等 (3日間分)、炊事道具、食器、コンロ等]
- 応急医薬品 [脱脂綿、包帯、絆創膏、頭痛薬、胃腸薬などの常備薬及び持病薬等]
- 情報手段 [緊急告知FMラジオ等、ハザードマップ、鉛筆等]
- その他 [容器類、風呂敷、リュック、ビニール袋、座布団、貴重品類、雨具、ヘルメット、マスク・手指消毒用アルコールなどの感染症対策用品等]



目 次

第 1 編 一般災害対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 目的	1
第 2 節 防災関係機関の事務及び業務の大綱	2
第 3 節 昭和村の概況	9

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 水害予防計画	11
第 2 節 火災予防計画	12
第 3 節 消火活動予防計画	13
第 4 節 雪害予防計画	15
第 5 節 建築物の安全性の確保	17
第 6 節 ライフライン施設の機能の確保	18
第 7 節 避難所・避難路の整備	20
第 8 節 避難誘導體制の整備	23
第 9 節 災害危険区域の予防計画	27
第10節 情報の収集・連絡体制の整備	30
第11節 通信手段確保計画	31
第12節 職員の応急活動体制の整備	32
第13節 防災関係機関の連携体制の整備	33
第14節 防災中枢機能の確保	34
第15節 救助・救急及び医療活動体制の整備	35
第16節 緊急輸送活動体制の整備	36
第17節 避難収容活動体制の整備	38
第18節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	41
第19節 広報・広聴体制の整備	42
第20節 複合災害対策	43
第21節 災害訓練計画	44
第22節 防災知識普及計画	46
第23節 村民、事業所等による防災活動推進計画	50
第24節 要配慮者の災害予防対策	55
第25節 孤立化集落対策	64
第26節 災害廃棄物対策	65
第27節 罹災証明書の発行体制の整備	65

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 警報等伝達計画	69
第 2 節 避難計画	80

第 3 節	応急措置に関する計画	92
第 4 節	災害未然防止活動	96
第 5 節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	97
第 6 節	災害通信計画	100
第 7 節	組織計画	103
第 8 節	動員計画	111
第 9 節	相互応援協力計画	114
第10節	自衛隊災害派遣要請計画	116
第11節	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	119
第12節	救助・救急・医療等活動計画	121
第13節	交通の確保・緊急輸送活動計画	126
第14節	交通応急対策計画	127
第15節	輸送計画	131
第16節	応急仮設住宅計画	134
第17節	広域一時滞在	138
第18節	県境を越えた広域避難者の受け入れ	140
第19節	食料供給計画	142
第20節	衣料、生活必需品等物資供給計画	145
第21節	給水計画	148
第22節	清掃計画	151
第23節	防疫計画	154
第24節	罹災者救出計画	156
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の処置計画	157
第26節	災害広報計画	161
第27節	公共土木施設の応急復旧	164
第28節	障害物の除去計画	165
第29節	ボランティア活動支援・推進計画	167
第30節	義援物資・義援金の受け入れ	169
第31節	要配慮者対策計画	171
第32節	文教対策計画	178
第33節	農漁業関係災害応急対策計画	183
第34節	隣保、互助、民間団体活用計画	185
第35節	動物愛護	187
第36節	林野火災応急対策計画	188
第37節	消防計画	189
第38節	水防計画	192

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	復旧・復興の基本方向の決定	197
第 2 節	公共土木施設事業復旧計画	197
第 3 節	計画的復興	201
第 4 節	被災者の生活再建の支援	203
第 5 節	被災中小企業等の復興の支援	206
第 6 節	公共施設の復旧	208
第 7 節	激甚災害法の適用	209
第 8 節	復旧資金の確保	212

第2編 震災対策編

第1章 総 則

第1節 目的	213
第2節 昭和村における地震被害想定	213

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いむらづくりの推進	217
第2節 緊急地震速報と地震情報	219
第3節 ライフライン施設の機能の確保	220
第4節 情報の収集・連絡体制の整備	220
第5節 通信手段確保計画	220
第6節 職員の応急活動体制の整備	221
第7節 防災関係機関の連携体制の整備	221
第8節 防災中枢機能の確保	221
第9節 救助・救急及び医療活動体制の整備	221
第10節 消火活動計画	221
第11節 緊急輸送活動体制の整備	221
第12節 避難所・避難路の整備	221
第13節 避難誘導體制の整備	221
第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	222
第15節 広報・広聴体制の整備	222
第16節 災害訓練計画	222
第17節 防災知識普及計画	222
第18節 要配慮者の災害予防対策	222
第19節 孤立化集落対策	222
第20節 災害廃棄物対策	222
第21節 罹災証明書の発行体制の整備	222

第3章 災害応急対策計画

第1節 地震情報の収集伝達計画	223
第2節 災害情報収集及び被害報告取扱計画	225
第3節 災害通信計画	225
第4節 組織計画	226
第5節 動員計画	227
第6節 相互応援協力計画	228
第7節 自衛隊災害派遣要請計画	228
第8節 救助・救急・医療等活動計画	228
第9節 交通の確保・緊急輸送活動の基本計画	228
第10節 交通応急対策計画	228
第11節 輸送計画	228
第12節 避難計画	228
第13節 応急仮設住宅計画	229

第14節	広域一時滞在	229
第15節	県境を越えた広域避難者の受け入れ	229
第16節	食料供給計画	229
第17節	衣料、生活必需品等物資供給計画	229
第18節	給水計画	229
第19節	清掃計画	229
第20節	防疫計画	230
第21節	行方不明者の捜索及び遺体の処置計画	230
第22節	災害広報計画	230
第23節	公共土木施設の応急復旧	230
第24節	障害物の除去計画	230
第25節	災害の拡大防止及び二次災害の防止活動	230
第26節	ボランティア活動支援・推進計画	230
第27節	義援物資・義援金の受け入れ	231
第28節	要配慮者対策計画	231
第29節	文教対策計画	231
第30節	動物愛護	231
第31節	農漁業関係災害応急対策計画	231
第32節	隣保、互助、民間団体活用計画	231
第33節	消防計画	232

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方向の決定	233
第2節	公共土木施設事業復旧計画	233
第3節	計画的復興	233
第4節	被災者の生活再建の支援	233
第5節	被災中小企業等の復興の支援	233
第6節	公共施設の復旧	233
第7節	激甚災害法の適用	233
第8節	復旧資金の確保	234

第3編 火山対策編

第1章 災害予防計画

第1節	想定火山について	235
第2節	治山・砂防事業の推進	240
第3節	避難施設の整備	240
第4節	建築物の安全性の確保	240
第5節	避難誘導體制の整備	241

第2章 災害応急対策計画

第1節	噴火警報等の伝達	245
第2節	避難誘導	251
第3節	組織計画	255
第4節	二次災害の防止活動	255

第 5 節 降灰の影響とその対策	256
------------------	-----

第 4 編 県外の原子力施設事故対策編

第 1 章 災害予防計画

第 1 節 基本方針	261
第 2 節 情報の収集・連絡体制等の整備	261
第 3 節 環境放射線モニタリングの実施	262

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節 情報の収集・連絡	263
第 2 節 モニタリング体制の強化	263
第 3 節 村民等への情報伝達・相談活動	265
第 4 節 水道水、飲食物の摂取制限等	266
第 5 節 風評被害等の未然防止	267
第 6 節 廃棄物の適正処理	267
第 7 節 各種制限措置の解除	267

第 3 章 災害復旧計画

第 1 節 モニタリングの継続実施と結果の公表	269
第 2 節 風評被害等の影響軽減	269
第 3 節 健康への影響と対策の検討	269

第 5 編 資料編

第 1 章 様式集

第 1 節 様式集	271
-----------	-----

第 2 章 資料集

第 1 節 資料集	293
-----------	-----

■ 第 1 編

一般災害対策編

■ 第 1 章

総 則

第1節 目的

防災は、村民の生命、身体及び財産を保護する行政上重要な施策であるが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。よって、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をとりいれ、社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

一方、群馬県は、防災計画を毎年見直し、さらに国土強靱化基本法第13条に基づき、「群馬県国土強靱化地域計画」（平成29年3月）を策定し、村は令和4年3月に「昭和村国土強靱化地域計画」を策定した。

今後、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が役割を的確に実施するとともに、村は、各機関と相互に密接な連携を図らなければならない。

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害対策全般について次のことを定め、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期することを目的とする。

- 1 昭和村の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び村並びに公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務、又は業務の大綱。
- 2 周到かつ十分な災害予防計画
- 3 迅速かつ円滑な災害応急対策計画
- 4 適切かつ速やかな災害復旧に関する計画

第2節 防災関係機関の事務及び業務の大綱

村及び関係機関、その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね、次の事務又は業務を処理する。

1 昭和村

処理すべき事務又は業務の大綱	
(1)	昭和村防災会議に関する事務
(2)	防災訓練、啓発活動、災害予防計画
(3)	避難指示等の伝達及び避難計画
(4)	災害による被害の情報収集と調査報告等
(5)	組織及び動員計画
(6)	相互応援計画の策定
(7)	自衛隊災害派遣要請
(8)	災害の拡大の防止
(9)	医療、助産計画
(10)	災害時における交通、輸送の確保
(11)	食料、物資の供給
(12)	災害時の水道水の確保と給水計画
(13)	保健衛生、防疫計画
(14)	罹災者の救助保護、遺体の収容等
(15)	災害時における広報
(16)	防災に関する施設、公共施設等の復旧
(17)	災害時におけるボランティア活動の支援及び推進
(18)	義援金品の受け入れ
(19)	災害時要援護者対策
(20)	災害時における文教対策
(21)	災害復旧計画

資料1 昭和村防災会議条例

2 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
国土交通省 関東地方整備局 利根川水系砂防事 務所	<p>1 管轄する河川・火山・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関する事。</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>1) 防災上必要な教育及び訓練 4) 災害危険区域等の関係機関への通知</p> <p>2) 通信施設等の整備 5) 官庁施設の災害予防措置</p> <p>3) 公共施設等の整備 6) 雪害の予防</p> <p>(2) 災害応急対策</p> <p>1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事。</p> <p>2) 水防活動、土砂災害防止活動及び村が行う避難誘導のための村民への情報伝達に関する指導助言等に関する事。</p> <p>3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。</p> <p>4) 災害時における復旧用資材の確保に関する事。</p>
関東農政局 (前橋地域センターほか)	<p>1 災害予防</p> <p>(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。</p> <p>(2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。</p> <p>(2) 種もみ、その他営農資材の確保に関する事。</p> <p>(3) 主要食料の供給に関する事。</p> <p>(4) 生鮮食料品等の供給に関する事。</p> <p>(5) 農作物、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。</p> <p>(6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関する事。</p> <p>3 災害復旧</p> <p>(1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関する事。</p> <p>(2) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。</p> <p>4 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事。</p>
関東森林管理局 利根沼田森林管理 署	<p>1 森林治水における災害予防に関する事。</p> <p>2 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関する事。</p> <p>3 災害復旧用木材（国有林材）のあっせんに関する事。</p>
関東財務局 前橋財務事務所	<p>1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関する事。</p> <p>2 災害復旧事業費の査定立会いに関する事。</p> <p>3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関する事。</p> <p>4 国有財産の貸し付け、譲与及び売払に関する事。</p> <p>5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関する事。</p>

東京管区気象台 前橋地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報・注意報の発表に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
--------------------	--

3 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係情報資料の整備に関すること。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関すること。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関すること。 2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

4 県関係

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
沼田警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急車両通行のための主要国道、県道及び村道の交通規制に関すること。 2 警察通信による災害情報の収集、伝達に関すること。 3 村民生活安定のための治安警備に関すること。 4 人命救助及び避難・誘導等に関すること。

利根沼田行政県税事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方部内の総合調整に関すること。 2 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 3 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 4 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 5 村との連絡調整に関すること。 6 緊急通行車両の確認事務に関すること。 7 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。（ただし、県が直接実施できない場合に限る。） 8 生活必需品の調達及び供給に関すること。 9 その他地方部内各班に属しない事項に関すること。
利根沼田保健福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関すること。 2 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関すること。 3 飲料水の供給に関すること。
沼田土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設に係る災害情報の収集に関すること。 2 公共土木施設に係る災害応急対策に関すること。 3 水防計画の実施に関すること。
利根沼田森林環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関すること。 2 環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関すること。 3 治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集に関すること。 4 治山、林道及び林産物に係る災害応急対策に関すること。
利根沼田農業事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業に係る災害情報の収集に関すること。 2 農業に係る災害応急対策に関すること。
利根教育事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育に係る災害情報の収集に関すること。 2 学校教育に係る災害応急対策に関すること。 3 県立学校が緊急避難場所又は避難所に使用される場合の市町村への協力に関すること。

5 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
<p>日本郵政(株) (糸之瀬郵便局) (久呂保郵便局)</p>	<p>1 郵便、郵便貯金、簡易保険その他事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害特別事務取扱いに関すること。 (1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3) 被災地あて救援用郵便物の料金免除 4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 (2) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物取集・交付等並びにこれらを実行するための必要事項 3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項 (1) 郵便局ネットワークを活用した広報活動 (2) 業務中に発見した行方不明者、道路等の損傷状況及びその他の情報提供 (3) 要請のあったもののうち協力できる事項 資料16 災害発生時における昭和村と郵便局の協力に関する協定</p>
<p>東日本電信電話(株) (群馬支店)</p>	<p>1 電気通信設備の保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 資料23 災害時における相互協力に関する基本協定</p>
<p>(株)NTTドコモ (群馬支店) KDDI株式会社</p>	<p>1 携帯電話設備の保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 エリアメール利用に関すること。</p>
<p>日本赤十字社 (群馬県支部)</p>	<p>1 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。 2 救護所の開設及び運営に関すること。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 5 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。 6 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 7 外国人の安否の調査に関すること。 8 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関すること。</p>
<p>日本放送協会 (前橋放送局)</p>	<p>1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 放送施設に対する障害の排除に関すること。 5 避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。 6 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。</p>

独立行政法人 水資源機構	<ol style="list-style-type: none"> 1 水資源開発施設の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。）又は改築の実施に関する事。 2 水資源開発施設の保全（施設管理）に関する事。
東京電力パワーグリッド(株) (群馬総支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の保安の確保に関する事。 2 電力の供給の確保に関する事。 <p style="text-align: center;">資料24 災害時における停電復旧の連携等に関する協定</p>

6 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社)群馬県LPガス協会利根・沼田支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 LPガス設備の保安の確保に関する事。 2 LPガスの供給の確保に関する事。 3 会員事業者の連絡調整に関する事。
赤城西麓土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。
赤城北ろく土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1 各土地改良区の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
沼田エフエム放送株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害状況、その見通し、応急対策措置状況等の周知に関する事。 4 緊急告知の周知に関する事。 5 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
利根沼田農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同利用施設の保全に関する事。 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。 3 県又は村が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。
利根沼田森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同利用施設の保全に関する事。 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。 3 県又は村が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。
(一社)沼田利根医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
森下診療所 今成歯科医院	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療・助産に関する事。 2 救助・救急活動に関する事。 3 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 4 被災傷病者の救護に関する事。
社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と訓練に関する事。 2 被災時の収容者の収容対策に関する事。 3 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災生活困窮者に対する世帯更生資金の融資に関する事。 2 義援金品の募集、配分に関する事。 3 災害時におけるボランティア活動支援及び推進に関する事。
商工会 (グリーンスコール株式会社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業者に対する支援に関する事。 2 県又は村が行う商工業関係の被害調査への協力に関する事。 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関する事。 4 物価の安定についての協力に関する事。
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業者に対する資金の融資その他の緊急措置に関する事。
農業用排水施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。
婦人会	<ol style="list-style-type: none"> 1 村が行う災害救助等についての協力に関する事。 2 義援金品の募集の協力に関する事。

第3節 昭和村の概況

昭和村地域防災計画は、村の自然的、社会経済的特殊性とこれに伴う災害の対策活動について、次の点に配慮し作成した。

1 地勢上の特殊性

本村は、利根郡の最南端、赤城北麓に位置し、北から東にかけて沼田市に接し、南は渋川市（旧赤城村）に隣接し、東西10.8キロメートル、南北9.8キロメートルで扇状の形態である。

また、東北から流下する片品川は、北西から流下してくると利根川に合流し西南に流れている。地層は地域の大部分が火山灰土と粘土質の土壤に表土が堆積しているため大雨による土壤の流失、山崩れ又は出水による被害を受けることが多く、赤城山を支流とする15の河川が流れ出る大雨時には、下流の住宅圏への災害の危険を及ぼすおそれをなす地形となっている。



資料：「2万5千分1 地形図」（国土地理院）をもとに作成。

2 過去の災害

村では、過去に幾度となく農作物の植え付け時期の豪雨や台風の被害を受け、関係行政機関の協力により危険個所の整備を進め村民の安全確保を図っている。

主な災害は、以下のようになっているが、その他多くの小規模災害を受けその復旧と安全整備への対策を積極的に進めている。

年次	災害等	被害状況等
2021年（令和3年）7月	土砂	集中豪雨（車両等損壊）
2019年（令和元年）10月		台風19号により避難勧告を発令。12か所の避難所を開設
2014年（平成26年）2月14～15日	大雪	住宅倒壊2棟。負傷者1名。パイプハウス倒壊約800棟。 ※参考:群馬県被害 [死者;7人、重傷者;23人、軽傷者;56人]
2013年（平成25年）10月15～16日		台風第26号 ※参考:群馬県被害 [重傷者;1人、軽傷者;1人]
2011年（平成23年）3月	地震	東北地方太平洋沖震災 [家屋一部損壊]
2004年（平成16年）10月	地震	新潟県中越沖地震 [家屋一部損壊]
1975年（昭和50年）6月	降雹 水害	降雹豪雨 [南地区に被害 被害額16億8000万円余]
1970年（昭和45年）1月	水害	集中豪雨 [村内全域に被害]
1965年（昭和40年）1月	降雹 水害	降雹豪雨 [道路、橋梁等の被害]
1964年（昭和39年）7月	水害	長梅雨集中豪雨 [道路決壊等被害]
1964年（昭和39年）6月	地震	新潟地震
1959年（昭和34年）9月	水害	伊勢湾台風 [住宅一部崩壊等、村内全域に被害]
1949年（昭和34年）9月	水害	キティ台風
1948年（昭和23年）9月	水害	アイオン台風 [床上浸水25戸、床下浸水30戸]
1947年（昭和22年）9月	水害	カスリン台風 [人的被害7名、負傷者7名、流出家屋40棟、半壊17棟、埋没15棟、倒壊9棟、床上浸水49棟、床下浸水69棟（以上、旧糸之瀬村及び久呂保村計）]
1941年（昭和16年）5月	霜害	農作物に被害
1937年（昭和12年）7月	水害 土砂災害	大雨 [負傷者4名、家屋全壊1棟、家屋半壊2棟]
1935年（昭和10年）9月	水害	台風 [沼須橋流出、床上浸水3戸]
1928年（昭和3年）7月	山崩れ	長雨、豪雨。入沢の山崩れ。 [死者7名、負傷者2名、埋没1棟、家屋半壊1棟]
1927年（昭和2年）5月	霜害 降雹	激甚な被害
1925年（大正14年）6月	土砂崩壊	川額地区、 [死者1名]
1924年（大正13年）6月	火災	入原地区、 [全焼15棟]
1923年（大正12年）11月	事故	君ヶ原つり橋墜落
1920年（大正9年）4月	落雷	森下地区、落雷火事
1918年（大正7年）3月	火災	川額根岸地区、 [全焼11戸、16棟]
1912年（大正元年）9月	風害	[3戸倒壊]
1880年（明治13年）4月	火災	川額地区、 [罹災8棟]
1871年（明治4年）5月	水害	大雨 [沼須橋流出]
1870年（明治3年）7月	水害	大雨 [沼須橋流出]

※ 災害等の名称、被害状況は、村史等の表現と同様にしている。

■ 第 1 編

一般災害対策編

■ 第 2 章

災害予防計画

第1節 水害予防計画

水害予防計画は、後述する「第3章 災害応急対策計画」－「第38節 水防計画」、
「群馬県地域防災計画」及び「群馬県水防計画」に基づいて行う。

1 河川事業の推進

利根川や片品川において、河川改修事業の推進、洪水予報・水位周知、浸水想定区域の指定は、国や県が行う。

村は、国や県と連携し、村民が自らの水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害対策の提供に努める。

2 砂防事業の促進等

村は、土砂災害危険箇所や山地災害危険地区について、県による急傾斜地崩壊危険区域等の指定を受け、砂防・治山事業による防災工事を推進する。

また、村及び県は、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域について、開発行為や建築等の規制誘導を行う。

3 農地防災事業の推進

県及び農業用排水施設管理者は、農業用のため池、ダム、用排水路等の損壊による水害の発生を未然に防止するため、それぞれが管理する施設について、補強工事又は改修工事を危険度の高い箇所から順次計画的に進めることになっている。

村は、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、防災マップの作成・更新により、村民等に適切な情報提供を図る。

第2節 火災予防計画

1 組織対策

村の立地条件に即応した消防活動を展開するために、消防団員等の教養訓練を実施し消防思想の高揚を図り、予防消防に努める。

2 施設の整備

消防力の基準、消防水利の基準に基づき消防施設の拡充強化を図るため、官民一体となり消防力の整備・水利施設の確保促進に努める。

3 火災予防思想の普及徹底

村民に対し、消防に対する意識の高揚と火災予防思想についての普及徹底を図る。

- (1) 広報車・広報紙等による活動の実施
- (2) 春秋・歳末等の火災予防運動の実施
- (3) 防火査察の実施

4 対象物の防火対策の強化

消防法の規定に基づき、防火管理者に関する講習、指導を実施し、防火管理者の養成に努め、防火対象物の防火管理の徹底を期する。

5 地域防火計画の樹立

防火対策は、「自分たちの地域は自分たちで守ろう。」といった自助・公助意識に基づき、行政区単位に自主防災組織を設立し、地域の実情にあった計画を策定する。

また、組織の育成、強化に努める。

第3節 消火活動予防計画

1 消防力の整備

- (1) 村（総務課）及び消防機関は、「**消防力の整備指針**」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努める。
- (2) 地震による火災に備え、「**消防水利の基準**」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、適正な配置に努める。
- (3) 火災時における消火活動の際、農業用水等の農業水利施設の使用について土地改良区と協定を結ぶなど、連携に努める。

資料 21 赤城北ろく用水施設防火用水使用に関する協定書

2 出火の防止

- (1) 村民に対する啓発
村（総務課）は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を周知する。
- (2) 防火管理等の教育
消防機関は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育する。
また、県は、消防設備士等の講習において、耐震措置等に関する教育を行う。
- (3) 予防査察における指導
消防機関は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導する。

3 村民及び企業の消火活動体制の整備

初期消火は、村民や企業が地域で取り組むことが最も効果が大きいため、村及び消防機関は、次の対策を講ずる。

- (1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、村民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- (2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、自衛消防力の強化を図る。

4 林野火災予防計画の樹立

林野の所有者及び一般入山者に対し、林野火災予防について指導する。

- (1) 普及宣伝活動
- (2) 赤城西麓用水等の利水計画
- (3) その他予防活動に必要なこと

5 林野火災消防計画の策定

- (1) 防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災の消防計画を策定する。
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防御鎮圧計画
- (2) 初期消火用機材の整備
- (3) 消火訓練の実施計画
- (4) その他消火に必要な事項

6 防火思想の普及

防災関係機関の協力を得て、村民及び入山者に対し森林愛護と防火思想の普及徹底を図る。

第4節 雪害予防計画

1 雪害に強いむらづくり

村は、地域の特性に配慮し、大雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立及び村の機能の阻害等の雪害に強い地域づくりを推進する。

2 雪に強い道路の整備

村（建設課）は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等に努めるほか、次の道路整備を進める。

- (1) 雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵、スノーシェッド等の設置
- (2) 消融雪施設、流雪溝等の設置
- (3) 堆積帯及びチェーン着脱帯の確保

3 道路の除雪体制の整備

村（建設課）は、冬期交通を確保するため、最大限の効果・効率的な除雪に努める。

特に、集中的な大雪に対して、道路管理者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

- (1) 除雪資機材の整備
- (2) 排雪場所の確保
- (3) 融雪剤の備蓄
- (4) 除雪資機材の格納庫、融雪剤の保管庫、除雪要員の詰所及び積雪観測施設の機能を有する除雪基地の整備
- (5) 除雪要員の確保
- (6) 所管施設の緊急点検

4 建設事業者の健全な存続

村は、熟練したオペレータの減少等、除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

5 除雪計画等の策定

村（建設課）及びその他関係機関は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項を定めた除雪計画を策定するよう努める。

- (1) 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
- (2) 優先して除雪作業を行うべき区間
- (3) 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
- (4) 道路管理者間の道路交通規制情報の共有
- (5) 道路利用者等に対する情報提供
- (6) 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

6 除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備

一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯及び母子家庭等、個人では対応が難しい場合の除雪作業や、家屋や家屋周辺の除雪作業は、民生委員、行政区、自主防災組織、消防団及び村が協力するよう努める。

また、平時から、大雪を想定した村民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進める。

7 大雪時留意事項の周知

村は、関係機関と連携し、防災週間、防災等関連行事等を通じ、村民に対し、防災思想の普及に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図る。

- (1) ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- (2) 不要不急の外出は見合わせる。
- (3) 自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合はタイヤチェーン・携帯トイレ等を持っていくよう心掛ける。
- (4) エンジンのかけたままの駐車による一酸化炭素中毒に注意する。
- (5) カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。
- (6) 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。
- (7) 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
- (8) 消防や救急車等の緊急車両が通行できるよう生活道路の除雪等に協力する。
- (9) 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。
- (10) 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。

第5節 建築物の安全性の確保

1 防災上重要な施設の安全性

村（建設課）及び施設管理者は、次に掲げる防災上重要な施設について、建築基準法に定める構造基準の遵守に努め、災害に対する安全性を高める。

- (1) 災害対策本部が設置される施設（村役場等）
- (2) 応急対策活動の拠点施設（道の駅）
- (3) 救護活動の拠点施設（保健センター）
- (4) 避難施設（学校、体育館、公民館等）
- (5) 社会福祉施設（老人ホーム、身体障害者養護施設等）
- (6) 観光施設等不特定多数の者が使用する施設

第6節 ライフライン施設の機能の確保

1 ライフライン施設等の機能確保

(1) 村、ライフライン事業者及び廃棄物処理業事業者は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保を図る。

ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(2) 村及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整備を図る。

(1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。

(2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。

(3) 情報連絡体制を整備する。

(4) 同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を整備する。

(5) 防災訓練を実施するとともに村が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行する。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策について広報等を行い、防災知識の普及に努める。

5 赤城西麓農業用水等

村における主な配水及び用水は、赤城西麓農業用水、赤城北ろく農業用水、東京電力導水路（暗渠）が存在する。

事故、地震等が発生した場合には、これらの管路が損傷し、住居や農産物に大きな被害が予想される。したがって、ライフライン事業者は、前述のことに取り組み、災害を予防する必要がある。

[赤城西麓国営造成農業水利施設図]



資料：「赤城西麓国営造成農業水利施設図」（関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所赤城西麓支所、平成28年9月）

第7節 避難所・避難路の整備

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

村（総務課）は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、村民への周知徹底を図る。

(1) 避難する場所

避難する場所は、以下のように定義されている。

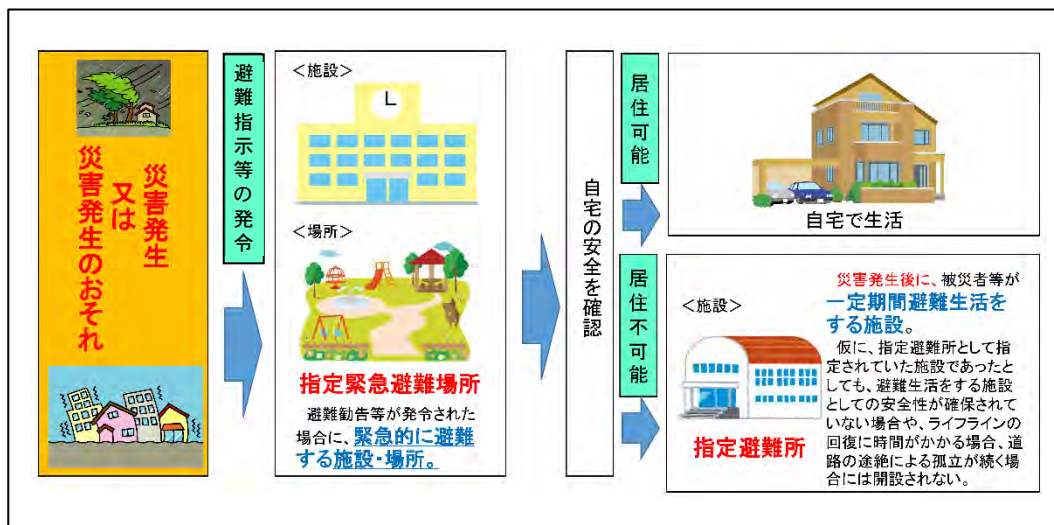
なお、指定基準等詳細は、「第2章 災害予防計画」－「第17節 避難収容活動体制の整備」に示す。

昭和村は、指定緊急避難場所と指定避難所に分けていません。

用語	用語の定義
指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
指定避難所	避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

資料：「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府、平成29年3月）

[指定緊急避難場所と指定避難所の違い]



資料：平成30年度災害救助法等担当者全国会議 資料5「避難所について」より、（内閣府政策統括官）

[避難場所一覧表]

避難区域	避難場所 [指定緊急避難場所及び 指定避難所]	災害種別対応				責任者 (管理者)	収容可能 人員※ ¹	電話番号
		がけ崩 れ、土石 流及び 地滑り	地震	洪水	大規 模な 火事			
永井地区	永井住民センター	×	○	○	○	区長	80人	—
入原地区	子育て保育園	○	○	○	○	園長	40人	24-6023
川額地区	昭和村南小学校体育館	○	○	○	○	校長	420人	24-6002
森下地区	昭和村社会体育館	×	○	○	○	教育長	500人	24-6045
椽久保地区	昭和村中学校体育館	×	○	×	○	校長	540人	23-7321
糸井地区	昭和村公民館	○	○	○	○	館長	720人	24-5120
	昭和村東小学校体育館	○	○	○	○	校長	460人	24-2516
貝野瀬地区	貝野瀬構造改善センター	○	○	○	○	区長	140人	24-8163
生越地区	生越スポーツ交流施設	○	○	○	○	区長	60人	—
中野地区	昭和村大河原小学校体育館	○	○	○	○	校長	190人	24-7166
大河原地区								
長者久保地区								
追分地区	追分住民センター	○	○	○	○	区長	60人	—
赤谷地区	赤谷住民センター	○	○	○	○	区長	50人	—
赤城原地区	赤城原区民館	○	○	○	○	区長	50人	24-7002
松ノ木地区	松ノ木平第1住民センター	○	○	○	○	区長	30人	—
	松ノ木平第2住民センター	○	○	○	○	区長	40人	—

※1 収容可能人数については、感染症の状況により変動あり。

(2) 管理者の同意

村長は、上記施設・場所を指定しようとするときは、管理者の同意を得なければならない。

(3) 通知及び公示

村長は、指定をしたときは、その旨を、県知事に通知するとともに、公示しなけ

ればならない。

(4) 管理者の義務

施設管理者は、当該施設・場所を廃止又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状変更を加えようとするとき、村長に届け出なければならない。

(5) 指定の取り消し

村長は、施設・場所が廃止され、又は施設としてふさわしくないと認めるときは指定を取り消す。指定を取り消したときは、その旨を県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

2 避難路の整備

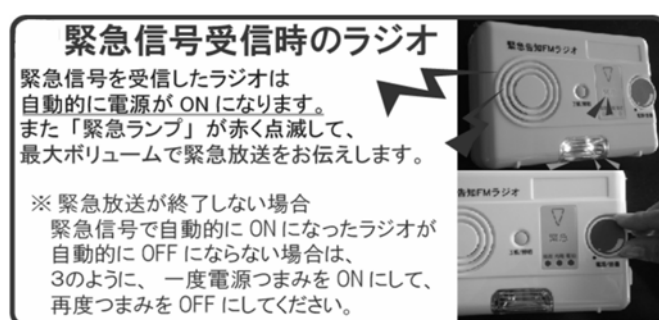
村（建設課、産業課）は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる村道、農道、林道その他の道路の整備に努める。

第8節 避難誘導體制の整備

1 避難指示等伝達体制の整備

- (1) 村（総務課）は、避難指示等を村民、水防管理者等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを確認にする。
- (2) 村（総務課）は、警報及び避難指示等の内容を村民に迅速かつ確実に伝達できるよう、防災行政無線、集メール、テレドーム、緊急告知FMラジオ、広報車等の整備を図る。

[緊急告知FMラジオ]



2 避難誘導計画の作成

- (1) 村（総務課）は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から村民等への周知徹底に努める。
- (2) 村（総務課）は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市村に設ける。
- (3) 村（総務課）は、消防、警察機関等と協議して避難誘導計画を作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮して、以下の内容を示すよう努める。

また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、村民等に対する周知徹底を図る。

なお、防災マップの作成に当たっては、村民参加等、避難に対する理解の促進を図るよう努める。

ア 避難指示等の発令基準

イ 避難指示等の伝達方法

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難経路及び誘導方法

- (4) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置は、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと村民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、村は日頃から周知徹底に努める。
- (5) 村（総務課）は、避難指示等について、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による村民の意識啓発に努める。
- (6) 村（総務課）は、気象警報、避難指示等を村民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。
- (7) 村は、洪水等に対する村民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。
- また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎると居住者等にとってわかりにくい場合があることから、立退き避難が必要な区域を示して伝達したり、屋内での安全確保措置の区域を示して伝達するのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努める。
- (8) 村（総務課）は、土砂災害に対する村民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。
- また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必

要に応じ見直すよう努める。

- (9) 村（総務課）は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

また、そのような事態が生じ得ることを村民にも周知する。

- (10) 不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練に努める。

- (11) 村（総務課）は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する。

3 避難誘導訓練の実施

村（総務課）は、消防、警察機関等と協力して村民の避難誘導訓練を実施する。

4 避難所等の周知

村（総務課）は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、村民に対し次の事項を周知する。

- (1) 避難指示等の発令基準及びその伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区
- (3) 避難経路
- (4) 避難時の心得

5 案内標識の設置

- (1) 村（総務課）は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努める。

- (2) 村（総務課）は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮する。

- (3) 村（総務課）は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

- (4) 村（総務課）及び県は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

6 要配慮者への配慮

用語	用語の定義
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時 <u>特に</u> 配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

- (1) 村（健康福祉課）は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。
- (2) 村（産業課）及び県は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 村（教育委員会）及び県（学事法制課・教育委員会）は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。
- (4) 村（健康福祉課）は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第9節 災害危険区域の予防計画

1 災害危険区域の種類

災害危険区域等の種類は、次のようになっている。資料編に詳述する。

該当項目	区域の種類	所管省庁
	重要水防箇所	国土交通省
	浸水想定区域	
○	土石流危険渓流	
○	急傾斜地崩壊危険箇所	
	地すべり危険箇所	国土交通省 農林水産省
○	土砂災害警戒区域	国土交通省
○	土砂災害特別警戒区域	
	雪崩危険箇所	
○	山腹崩壊危険地区	林野庁
	地すべり危険地区	
○	崩壊土砂流出危険地区	
	なだれ危険箇所	

資料5 災害危険区域

2 村民等に対する危険性の周知

- (1) 村（建設課）は、村民に対し、広報、説明会、標識設置等により、災害危険区域の位置及び予想される災害の態様を周知する。

なお、浸水被害については、浸水実績、浸水予想区域等の公表に努める。

また、災害危険区域の点検等に際しては、村民の協力を得て実施する。

- (2) 村（建設課）は、鉄砲水による水難事故を防止するため、過去の災害履歴等から鉄砲水が発生するおそれの大きい渓流について、危険性を周知する看板の設置や周辺宿泊施設へのチラシ等、入山者への注意喚起に努める。

3 土地利用の誘導

村（建設課）は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の

徹底及び開発事業者等に対する啓発を行う。

4 浸水被害拡大防止用資機材の備え

村（建設課）、県及び国は、浸水被害の拡大を防止するため、緊急時に排水対策を行えるよう、移動式ポンプ等の備蓄に努める。

5 警戒避難体制の整備

- (1) 村（総務課）は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、**警戒区域**の指定があったときは、地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (2) 村（総務課）は、「水防法」に基づき、洪水浸水想定区域（以下「**浸水想定区域**」という。）の指定があったときは、地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、雨水出水時（以下「**洪水時等**」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。※令和元年5月1日現在、村内に区域指定無し。
- (3) 村（総務課）は、浸水想定区域内に地下等で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要がある場合、地域防災計画に、施設名称、所在地、当該施設の所有者又は管理者及び**自衛水防組織**の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (4) 村（総務課）は、県、河川管理者、水防管理者、前橋地方气象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「**避難勧告等の判断・伝達マニュアル**」を作成する。

6 防災マップの作成

- (1) 浸水想定区域がある場合、村長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地を村民に周知するため、これらを記載した防災マップを作成して村民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「**早期の立退き避難が必要な区域**」として明示することに努める。

なお、配布に当たっては、村民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動が取れるよう十分に説明する。

- (2) 土砂災害警戒区域がある場合、村長は、地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を村民等に周知するため、これらを記載した防災マップを作成して村民等に配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、配布に当たっては、村民がその意味を正しく理解し、災害発生時に的確な行動が取れるよう十分に説明する。

7 要配慮者への配慮

- (1) 村（総務課）は、土砂災害警戒区域内に**要配慮者利用施設**（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で土砂災害のおそれがあるときで、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な場合、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定める。

また、当該施設について、村は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

- (2) 村（総務課）は、浸水想定区域内に**要配慮者利用施設**で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定める。

また、村は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

第10節 情報の収集・連絡体制の整備

1 気象・水象情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は水象観測を行う防災関係機関は、雨量等の気象、河川水位等の水象を観測し、この情報を迅速かつ正確に収集・伝達する体制及び施設の充実を図る。

2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

村（総務課）及びその他防災関係機関は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 村（総務課）及び防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備する。
- (2) 村（総務課）は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（L-ALERT）他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

4 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 村（総務課）及び防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット等による情報収集体制を整備する。
- (2) 村民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

5 緊急地震速報の伝達体制等の整備

村は、受信した緊急地震速報を防災行政無線等により迅速に村民等へ伝達する体制及び通信施設、設備の充実を図る。

また、伝達手段を複合活用し、村民へ効果的かつ確実に伝達するよう努める。

6 情報の分析整理

村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第11節 通信手段確保計画

1 通信施設の整備及び管理・保全の徹底

村（総務課）は、県及び防災機関と連携し、災害時における通信手段の確保のため、通信連絡施設の整備拡充及び防災構造化に努めるとともに、予備電源の確保、点検、整備の実施等施設の管理保全の徹底を図る。

また、通信施設が被災した場合は、迅速な復旧を図る体制を強化し、通信の確保に努める。

2 災害時優先電話の指定

村（総務課）及びその他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話㈱群馬支店及び㈱NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。

3 代替通信手段の確保・活用

緊急告知FMラジオ、電話の途絶等により通信が困難な場合に備え、携帯電話等の通信手段の確保や、アマチュア無線クラブの活用等や支援に努める。

資料 22 特殊公衆電話の設置・利用に関する覚書

4 通信の多ルート化

村（総務課）は、災害時の通信を確保するため、通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと防災行政無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

5 通信訓練への参加

村及び防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の機関との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

第12節 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 村（総務課）は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保により、職員の確保等を図る。

イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう訓練の実施に努める。

ウ 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。

(2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図る。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

(1) 村（総務課）は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図る。

第13節 防災関係機関の連携体制の整備

1 村における応援体制の整備

- (1) 村（総務課）は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関して、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。
- (2) 協定の締結に当たっては、被災時に周辺市村が後方支援を担える体制になるよう周辺市村等との締結を考慮し、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮する。
- (3) 雪害対応に係る経験が豊富な市町村等との協定締結についても考慮する。
- (4) 村は、避難指示等を発令する際に、災害対策基本法61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に必要な助言を求めることができるよう、窓口、方法を取り決め、連絡先の共有を徹底する。
- (5) 村は、受援計画を定めるよう努め、連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保、訓練の実施等、日頃から協力体制の整備に努める。
- (6) 村は、県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努める。

2 一般事業者等との連携体制の整備

村（総務課）及びその他防災関係機関は、食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等と優先的な供給に関する協定の締結を推進するとともに、実効性の確保に留意する。

3 救援活動拠点の整備

村（総務課）は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の整備に努める。

4 水災に対する連携体制の構築

国（河川事務所）及び県（河川課）が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

- 資料11 災害時における相互応援に関する協定（横浜市）
- 資料12 昭和村及び取手市災害時相互応援に関する協定
- 資料13 昭和村及び玉村町友好交流協定書
- 資料14 大規模災害時における災害応急提携業務に関する協定書（昭和村商工会）
- 資料15 大規模災害時における応急生活支援物資供給等業務に関する協定書（グリーンズコーレ）
- 資料17 関東町村会災害時における相互応援に関する協定
- 資料20 災害時における相互応援に関する協定（沼田市及び利根郡内町村）
- 資料23 災害時における相互協力に関する基本協定（東日本電信電話（株））
- 資料24 災害時における停電復旧の連携等に関する協定（東京電力パワーグリッド（株））

第14節 防災中枢機能の確保

1 防災中枢機能の整備

村（総務課）及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努める。

また、村及び県は、災害情報を一元的に把握、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

村（総務課）、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能に努める。

資料 18 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書

3 災害活動拠点の整備

村は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難所等の機能を持つ施設の整備に努める。

特に「昭和村役場」、「保健センター」、「道の駅 あぐりーむ昭和」、「昭和村総合運動公園」、「地域活性化センター」は、災害活動の拠点として、外部からの受け入れや中枢基地の機能を果たせるよう整備する。

4 公的機関等の業務継続性の確保

村及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続する必要がある。

よって、人員や資機材等を的確に投入する等、事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）の策定等を図る。

さらに、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練や状況変化に応じた体制の見直しを行い、計画の評価・検証等に努める。

第15節 救助・救急及び医療活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

- (1) 消防機関及び村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努める。
- (2) 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、県(危機管理課)及び村は、これを資金面で支援する。

2 医療活動体制の整備

村(健康福祉課)、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数になる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄に努める。

3 医薬品、医療資機材の備蓄

村、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄に努める。

4 広域的な救急医療体制の整備

村は、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、「道の駅 あぐりーむ昭和」を広域搬送拠点とする。

なお、広域搬送拠点には、**広域後方医療関係機関**(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構)と協力し、傷病者搬送に必要なトリアージや救急措置等を行う場所・設備をあらかじめ整備するよう努める。

5 消火活動体制の整備

(1) 消防水利の多様化

村は、災害による火災に備え、消火栓にのみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化と適正な配置に努める。

(2) 関係機関等との連携強化

村は、平常時から消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(3) 消防用機械・資機材の整備

村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第16節 緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（道の駅「あぐりーむ昭和」の物資の集積、配分スペース）が重要な施設となる。このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

村（総務課）は、「道の駅 あぐりーむ昭和」、「昭和村総合運動公園」、「地域活性化センター」等、災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、施設の使用について、あらかじめ施設管理者の同意を得る。

なお、輸送拠点の選定は、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮する。

資料 10 「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には、陸路の寸断が予想されるため、ヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

よって、村（総務課）は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得る。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び村民等に周知する。

3 道路交通管理体制の整備

- (1) 県警察は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。
- (2) (1) については、緊急輸送道路を優先して実施する。

4 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の警戒が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備する。
- (2) (1) については、緊急輸送道路を優先して実施する。

- (3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

5 緊急輸送道路の安全性・耐震性の確保

道路管理者は、緊急輸送道路の構造、災害に対する安全性の確保に努める。

[緊急輸送道路図]



- ◇ 第1次緊急輸送道路：群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路、県内の広域的な連携を確保するための道路、これらの路線と第1次防災拠点を連絡する道路。
- ◇ 第2次緊急輸送道路：県内市町村相互の連携及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路、第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡する道路。
- ◇ 第3次緊急輸送道路：第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路
- ◇ 第1次防災拠点：応急対策の活動体制の確立救助・救急、医療及び消火活動
- ◇ 第2次防災拠点：緊急輸送のための交通確保・緊急輸送活動施設、設備の応急復旧活動
- ◇ 第3次防災拠点：食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

資料：「群馬県統合型地理情報システム「マッピングぐんま」」（平成30年3月、群馬県）

第17節 避難収容活動体制の整備

1 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 村（総務課）は、災害種別に応じ、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定する。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備する。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から村民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から村民等への周知徹底に努める。

ウ 村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、村（総務課）は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

2 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

ア 村（総務課）は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、村民への周知徹底を図る。この際、村民等への普及に当たっては、村民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から村民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、村（総務課）は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設で、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

ア 村（総務課）は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

イ 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や村民等の関係者と調整を図る。

ウ 教職員が避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、村（総務課）は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図る。

エ 教育委員会及び学校は、学校が避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行う。

3 避難所における生活環境の確保

村は、次の内容に取り組むとともに、「避難所運営ガイドライン」（内閣府）を参考に準備を行う。

(1) 村（総務課及び各施設管理者）は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努める。

(2) 村（総務課、各施設管理者）は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、特殊公衆電話、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努める。

なお、トイレについては、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月、内閣府）に基づき確保を図る。

- (3) 被災者が災害情報を入手する手段として、テレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレ等、要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、備蓄スペース整備等を進める。
- (4) 村（総務課）は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (5) 村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- (6) 村（総務課、健康福祉課）は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。
- (7) 村（総務課）は、避難所の運営管理のために必要な知識の普及に努める。
- (8) 村（総務課、健康福祉課）は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。
- (9) 村（総務課、健康福祉課）は、避難所において、感染症防止対策に努める。
- (10) 村は、避難所の運営をする際は、プライバシーの確保や個々のニーズに合わせた運営に努める。

資料22 特殊公衆電話の設置・利用に関する覚書

4 応急仮設住宅等

- (1) 資機材の調達・供給体制の整備
村（建設課）は、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備する。
- (2) 用地供給体制の整備
村（総務課）は、災害危険箇所や輸送路等を考慮して建設可能な用地を検討するなど、あらかじめ供給体制を整備する。
- (3) 学校の教育活動への配慮
村（建設課）は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合、学校の教育活動に十分配慮する。
- (4) 住居のあっせん
村（企画課）は、被災者用住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

第18節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

1 備蓄計画

- (1) 村（総務課、健康福祉課）は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進する。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせた備蓄拠点の整備に努める。
- (3) 備蓄拠点は、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮する。
- (4) 村は、各家庭において最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、村民に対し啓発を行うものとし、村民はこれらの備蓄に努める。

2 調達計画

村は、相互連携し、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築する。

資料14 大規模災害時における災害応急提携業務に関する協定書（昭和村商工会）

資料15 大規模災害時における応急生活支援物資供給等業務に関する協定書（グリーンスコレ）

資料19 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書（生活協同組合コープぐんま）

第19節 広報・広聴体制の整備

1 広報体制の整備

- (1) 村（企画課）は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図る。
- ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。
 - イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。
 - ウ 広報媒体をあらかじめ想定し、広報媒体の整備を図る。
 - エ 災害時における報道要請及びその受け入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。
- (2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を常に村民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

2 広聴体制の整備

村（総務課）及びライフライン事業者その他防災関係機関は、村民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図る。

第20節 複合災害対策

1 複合災害への備え

村その他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

村その他の防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、外部支援を早期に要請することも考慮する。

望ましい配分ができない場合とは、先発災害に多くの要員、資機材等を動員して、後発災害に不足が生じる等である。

3 複合災害を想定した訓練の実施

村その他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第21節 災害訓練計画

村（総務課）は、災害応急対策を完全に実施するための防災に関する訓練を次に定めるところにより実施する。

1 総合訓練

村は、地域における第1次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び村民の協力を得て、総合的な訓練を実施する

2 個別防災訓練の実施

(1) 防災関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示するような訓練を適宜実施する。

・非常招集訓練	・避難訓練	・非常通信訓練
・消防訓練	・水防訓練	・応急復旧訓練

(2) 本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

(3) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時等の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を行う。

(4) 本計画に名称及び所在地を定めた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練実施に努める。

3 広域的な訓練の実施

村は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込む。

4 図上訓練の実施

村及びその他防災関係機関は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向

上を図るため「図上訓練」を適宜実施する。

5 実践的な訓練の実施と事後評価の実施

- (1) 村その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題発見の訓練にも努める。

- (2) 村及びその他防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第22節 防災知識普及計画

1 防災知識の普及

村及び消防機関は、防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、村民に以下事項の周知、徹底を図る。

(1) 風水害及び雪害の危険性

(2) 家庭内の危険防止

ア 家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

イ 家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

ウ 食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。さらに、スリッパを身近に用意しておく。

エ コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

オ 家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

(3) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

ア 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割
(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)

イ 家族間の連絡方法

ウ 避難場所、避難所及び避難路の確認

(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険と判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。)

エ 安全な避難経路の確認

オ 非常持ち出し品のチェック

カ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法

キ 気象情報、避難指示等の入手方法

ク 負傷防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

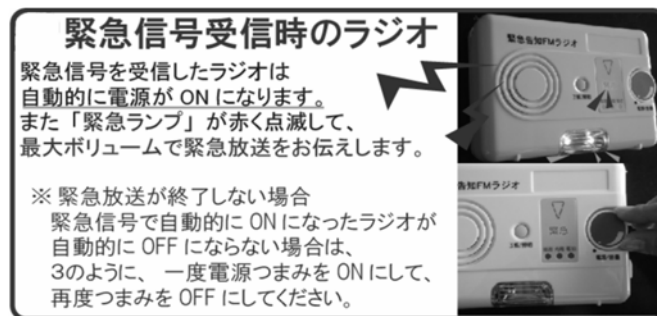
- ケ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (4) 非常持ち出し品の準備
 - ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）
 - イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）
 - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等）
 - エ 携帯ラジオ
 - オ 照明器具[懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター）]
 - カ 衣類（下着、上着、タオル等）
 - キ 感染症対策用品（マスク・手指消毒用アルコール等）
- (5) 避難時の留意事項
 - ア 崖や川べりに近づかない。
 - イ 避難方法：状況に応じて徒歩又は車で避難する。携行品は必要な物のみ背負うようにする。山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断して避難する。
 - ウ 応急救護：対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - エ 避難協力：自力での避難が困難な人がいたら、相互に協力する。
- (6) 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
 - ア 机や椅子に身を隠し、玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
また、あわてて外に飛び出さない。
 - イ 火の始末をする。火が出たら初期消火に努める。
 - ウ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
 - エ 状況に応じて徒歩又は車で避難する。携行品は必要な物のみ背負う。
また、山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断して避難する。
 - オ 対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - カ 建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、人々が協力し合って救出活動を行う。
 - キ 自動車運転者にとるべき行動

- ・道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
- ・ラジオで災害情報を聞く。
- ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。

(7) 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。さらに村役場、消防署、警察署等からの情報に継続的に留意する。

[緊急告知FMラジオ]



(8) 電話に関する留意事項

- ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。
- イ 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

2 村職員に対する防災教育

村職員が、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に実施できるよう研修会等を実施する。

- (1) 災害に対する基礎知識と地域防災計画の内容の周知
- (2) 村の実施すべき災害時の応急対策の内容と個人の具体的な役割と行動
- (3) 災害用備蓄機材使用方法の周知

3 学校教育による防災知識の普及

村は、学校教育を通じて災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識を高める。

特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の小学校及び中学校は、防災教育と避難訓練を実施し、「自らの命は自らが守る意識」の醸成を図る。

また、過去の経験等から想定される施設も検討を要する。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

村は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で村民の適切な避難や防災活動に資するよう、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・更新し、村民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

5 防災訓練の実施指導

村及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、村民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

6 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

7 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

8 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及は、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

第23節 村民、事業所等による防災活動推進計画

災害時においては、村民一人一人が災害について十分な防災意識を持ち、防災知識や技能を身につけ、これを家庭、地域、職域等で実践しなければならない。さらに、村民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の整備育成に努めることが重要である。

1 村民の果たすべき役割

村民は、自らの安全は自らの手と地域の協力により守る自助・公共の意識を持ち、平常時から災害発生後にいたるまで可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 防災に関する知識の吸収
- イ 災害時の避難場所、避難路及び最寄りの医療救護施設の確認
- ウ 家具その他落下倒壊危険物の対策
- エ 飲料水、食料、日用品、衣料品等生活必需品の備蓄（3日分備蓄の励行）
- オ 非常持ち出し物資の準備・点検

(2) 災害発生時に実施する事項

- ア 正確な情報把握
- イ 適切な避難
- ウ 避難等、災害対策に支障がある場合の自動車運転

(3) 災害発生後に実施が必要となる事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- ウ 秩序ある避難生活
- エ 自力による生活手段の確保

2 自主防災組織の活動

防災対策は、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯意識が重要であるから、自主防災組織を中心に次の活動を推進することがのぞましい。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及

- イ 火気使用設備器具等の点検
 - ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄
 - エ 防災訓練の実施
- (2) 災害時の応急活動
- ア 情報の収集及び伝達
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 災害弱者をはじめとする村民の避難・誘導
 - エ 被災者の救護・救出、その他の救助
 - オ 給食及び給水
 - カ 衛生

3 村の役割

(1) 消防団の育成強化

村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団施設と装備の充実、団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

(2) 水防団（消防団）、水防協力団体の育成強化

水防団（消防団）及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団（消防団）の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、行政区等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 自主防災組織の育成強化

村は、各行政区において自主防災組織の組織化100パーセントを目指すとともに、青年層・女性層の参加及び自主防災リーダーの育成・指導に努める。

また、防災活動に必要な資機材の整備等の助成に努める。

4 災害時救援ボランティア活動の環境整備

村（健康福祉課）は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、ボランティアネットワークの形成等の体制整備を促進するとともに、専門分野との連携体制を確立する。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

村は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

村は、被災地における一般ボランティアの受け入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体、日本赤十字社及び社会福祉協議会等による「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開される体制づくりを推進する。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

村は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

5 村民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 村内の一定の地区内の村民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案することができる。

(2) 村は、一定の地区内の村民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは地域防災計画に地区防災計画を定める。

6 事業所（企業）防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するとともに事業継続計画（BCP）を策定等の推進に努める。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化に努める。

(1) 事業所は、顧客と従業員の安全確保や二次災害等防止を図るため、自衛消防隊等を活用するなど、自主的な組織で次の活動を行う。

- ア 従業員等の防災教育
 - イ 情報の収集、伝達体制の確立
 - ウ 火災その他災害予防対策
 - エ 避難体制の確立
 - オ 防災訓練の実施
 - カ 応急救護体制の確立
 - キ 飲料水、食料、生活必需品、災害時に必要な物資の確保（備蓄）
 - ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策
- (2) 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から村民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。
- (3) 事業所は自主的判断による地域貢献だけでなく、村や県が行う災害対応の一部について、得意とする業務で村と協定を締結するなど協力・応援する。
また、村は、事業所等に対し、防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行う。
- (4) 事業所は災害による被害を最小化して自ら存続を図るため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化等によって、災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。
- (5) 村は、事業所防災に資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも応えられるように努める。
さらに、村は、優良企業表彰、事業所の取組の評価等により、事業所のトップから一般職員の防災意識を高める。
- (6) 村は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
- (7) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制、避難誘導、浸水防止の活動、避難確保及び浸水防止を図るための施設整備、防災教育・訓練、自衛水防組織の業務等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。
- (8) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び

所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制、避難誘導、避難確保を図るための施設整備、防災教育・訓練、自衛水防組織の業務等の計画を作成し、組織・構成員等について村長に報告する。

また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を行う。

- (9) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
- (10) 村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- (11) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制、浸水の防止のための活動、防災教育・訓練、自衛水防組織の業務等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、構成員等を村長に報告する。

[要配慮者施設一覧]

NO.	要配慮者施設	施設名称	施設住所	土砂災害警戒区域に該当	浸水想定区域に該当
1	◆	昭和村ふれあい館	昭和村大字糸井624		
2	◆	昭和村デイサービスセンター	昭和村大字糸井624		
3	◆	昭和村総合福祉センター 昭和の湯	昭和村大字糸井624		
4	◆	昭和村第一保育園	昭和村大字糸井1757-1	該当なし	該当なし
5	◆	昭和村第二保育園	昭和村大字赤城原785	該当なし	該当なし
6	◆	昭和村在宅重度心身障害者等デイサービスセンター燦	昭和村大字貝野瀬813	該当なし	該当なし
7	◆	特別養護老人ホーム菜の花館	昭和村大字糸井1757-311		
8	◆	小規模多機能ホームゆずりは	昭和村大字糸井840-5		
9	◆	グループホーム星の降る村	昭和村大字貝野瀬4090		
10	◆	有料老人ホームゆずりは※	昭和村大字糸井2277-1	○	

※有料老人ホームゆずりは、福祉避難所として協定締結予定である。

第24節 要配慮者の災害予防対策

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月、内閣府）等を参考に、要配慮者に関する災害の予防対策をここに示す。

なお、避難行動要支援者については、「避難行動要支援者避難支援計画」（令和元年8月、昭和村）による。

1 用語の定義

用語	用語の定義
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時 <u>特に</u> 配慮を要する者
避難行動要支援者 [この節では「要支援者」と称する]	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

2 要支援者名簿

(1) 名簿の作成

村長は、要支援者の把握と個別計画作成の促進及び災害時の安否確認を目的とし限定して使用する。

村（健康福祉課）は、以下に示す事項を記載又は記録する。

ア 氏名（ふりがな）

イ 状態の区分

[「要介5」：要介護認定で5、「身体2」身体障害者手帳2級、「療育手帳1」：療育手帳A1、「精神」：精神障害者、「難病患者」：特定疾患の罹患者、「乳幼児」、「妊産婦」、「準じる者（寝たきり）」：介護認定は無いが常時に寝たきり状態]

ウ 性別

エ 年齢（生年月日）

オ 住所

カ 連絡先

キ 担当民生児童委員

様式 18 昭和村避難者行動要支援者名簿

(2) 名簿の対象者

区分	対象者	担当課
1	要介護認定3以上の判定を受けている者	健康福祉課
2	身体障がい者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者	健康福祉課
3	療育手帳Aの判定を受けている者	健康福祉課
4	精神障がい者保健福祉手帳1級に該当する者	健康福祉課
5	村が実施する見舞金の支給を受けた特定疾患治療研究事業の難病患者	健康福祉課
6	全各号に準じる状態にある者	健康福祉課

(3) 名簿の提供及び管理

村（健康福祉課）は、避難支援体制を整備するため、昭和村個人情報保護条例第8条第2項第6号「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他審査会の意見を聴いた上で、個人情報を提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき」の規定による個人情報保護審査会の答申に基づき、要支援者名簿を村総務課防災担当と共有するとともに民生児童委員、消防機関、県警察、社会福祉協議会、自主防災組織の避難支援等関係者となりうる者に提供する。

なお、事前の名簿情報の提供は、避難行動要支援者本人の同意を得る。

(4) 要支援者名簿の適正管理

ア 要支援者名簿の原本は、村（健康福祉課）が保管し、副本の名簿の提供を受けた者が保管する。

イ 昭和村個人情報保護条例の規定に基づき、要支援者の把握調査及び個別計画作成促進の目的のみ利用し、要支援者名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、民生児童委員等は、守秘義務を厳守するとともに、例え家族間であっても、情報の共有は避けなければならない。

ウ 要支援者名簿の保管については、厳重な保管をし、他の者が見ることができない保管場所にて保管する。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

エ 昭和村個人情報保護条例に基づき、名簿の複写の禁止や不用になった名簿は、速やかに村（健康福祉課）へ返還する等、適正な管理を行う。

(5) 名簿の更新

健康福祉課は、毎年、要支援者名簿の更新を行い、総務課防災担当と情報を共有する。なお、名簿は必要に応じて適宜更新することができる。

また、更新した名簿は、民生児童委員にも速やかに提供する。なお、以前に提供した名簿は、その際に返還する。

3 要支援者等に対する緊急連絡体制

(1) 緊急連絡体制

要支援者の実情に配慮するため、要支援者ごとに地域支援者を配置し、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

また、県及び村、福祉関係者等は、要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

(2) 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等は、要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段及び方法を事前に定めておく。

4 要支援者等に対する支援体制

(1) 村における避難支援体制

ア 村は、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備する。

イ 村（健康福祉課、総務課）は、平常時から、要支援者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認する。

ウ 災害時、災害対策本部の健康福祉班を中心に、早い段階で要支援者に対する避難支援を行える体制を整える。

エ 要支援者名簿登録者が避難支援を受けられない場合や、避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、健康福祉班内に要支援者避難支援の相談窓口を設置する。

オ 村は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に努める。

(2) 地域における避難支援体制

地域支援者は、災害発生時に個別計画に基づく支援を実施するが、何らか

の理由により、支援を実施できないときは行政区や近隣者等へ連絡し、支援を要請をする。

なお、行政区等が実施できないときは、村の災害対策本部へ連絡する。

(3) 消防機関及び警察機関の避難支援体制

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、村と協力して次の支援を行う。

ア 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制整備

イ 避難誘導、救出等の支援体制の整備(村民や自主防災組織の協力含む)

ウ 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

エ 声かけ・見守り活動や犯罪抑止運動等地域における各種活動を通じて、人と人のつながりを深めるとともに要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

(4) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

ア 施設管理者は、平常時から、要支援者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認する。

イ 要支援者に配慮した施設の利用方法等について確認し、改善に努める。

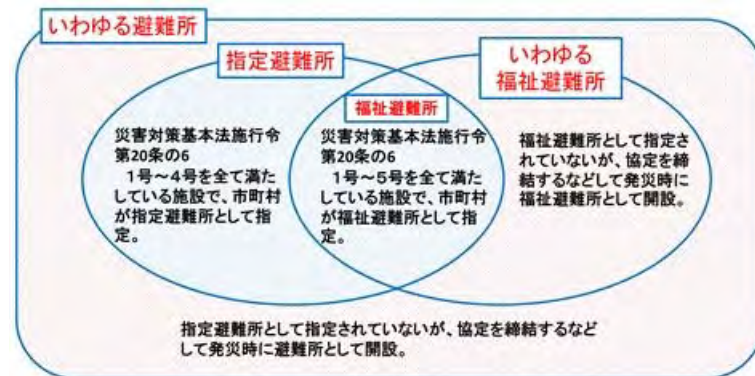
ウ 事前に要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。

エ 要支援者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

5 福祉避難所の設置

(1) 福祉避難所について

村は、福祉避難所の確保に関することは、次の事項及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月、内閣府）に基づき、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられる福祉避難所の指定・整備を行う。



資料：平成30年度災害救助法等担当者全国会議 資料5「避難所について」より(内閣府政策統括官)

[福祉避難所一覧]

NO.	要配慮者施設	施設名称	施設住所	施設電話番号	締結日
1	◆	昭和村ふれあい館	昭和村大字糸井624	30-2121	H22.6.23
2	◆	昭和村デイサービスセンター	昭和村大字糸井624	20-1126	H22.6.23
3	◆	昭和村総合福祉センター 昭和の湯	昭和村大字糸井624	20-1126	H22.6.23
4	◆	昭和村第一保育園	昭和村大字糸井1757-1	22-2331	H22.6.24
5	◆	昭和村第二保育園	昭和村大字赤城原785	24-7003	H22.6.24
6		昭和村東小学校体育館	昭和村大字糸井1287	22-2516	H22.6.24
7		昭和村南小学校体育館	昭和村大字川額115	24-6002	H22.6.24
8		昭和村大河原小学校体育館	昭和村大字糸井5455-3 54	24-7166	H22.6.24
9		昭和村昭和中学校体育館	昭和村大字椽久保488-1	23-7321	H22.6.24
10	◆	昭和村在宅重度心身障害者等 デイサービスセンター燦	昭和村大字貝野瀬813	23-6155	H22.6.23
11	◆	特別養護老人ホーム菜の花館	昭和村大字糸井1757-3 11	30-3331	H22.6.23
12	◆	小規模多機能ホームゆずりは	昭和村大字糸井840-5	25-8431	R1.10.1
13	◆	グループホーム星の降る村	昭和村大字貝野瀬4090	21-2537	R1.10.1
14	◆	有料老人ホームゆずりは	昭和村大字糸井2277-1	25-4526	(締結予定)

(2) 福祉避難所の指定・整備

村は、通常の避難所では避難生活が困難な者のために、施設のバリアフリーや、生活相談職員等がいる社会福祉施設等とあらかじめ協定を締結した上で指定するよう努める。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結等も検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。

(3) 福祉避難所の確保

村は、名簿や個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握して確保に努める。

(4) 福祉避難所の設置・運営訓練

福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

また、要支援者については、特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

6 要配慮者利用施設管理者との連携

昭和村の要配慮者利用施設は、福祉避難所に指定されているので、施設管理者は、以下の内容に取り組む必要がある。

(1) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保する。

(2) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備する。

ア 自施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等）の把握及び職員への周知

イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備

ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備

エ 施設周辺のパトロール体制の整備

オ 避難所及び避難経路の確認

カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備

- キ 村、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての村民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(3) 要配慮者利用施設

施設種類	県所管部署	昭 和 村
①児童福祉施設 【児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	児童福祉課 子育て・青少年課 障害政策課	昭和村第一保育園 昭和村第二保育園
②介護保険等施設 【老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設	介護高齢課	昭和村ふれあい館 昭和村デイサービスセンター 昭和村総合福祉センター昭和の湯 特別養護老人ホーム 菜の花館 小規模多機能ホームゆずりは グループホーム星の降る村
③障害福祉サービス事業所 【障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に基づく事業所（附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む）】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助	障害政策課	昭和村在宅重度心身障害者等デイサービスセンター燦
④障害者支援施設 【障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第11項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設	障害政策課	—
⑤障害者関係施設 【障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第27項、第28項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム	障害政策課	—
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	障害政策課	—
⑦医療提供施設 【医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所	医務課	森下診療所
⑧幼稚園 【学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第22条に基づく幼稚園】	学事法制課 義務教育課 健康体育課	—
⑨その他 ア【生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	健康福祉課	—
イ【学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第72条に基づく施設】 特別支援学校	学事法制課 特別支援教育課 健康体育課	—
ウ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】		障害福祉サービス事業所 くりのみ学園

資料：「群馬県地域防災計画」（平成30年1月、群馬県防災会議）

(4) 村及び県の支援

- ア 村及び県は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜、地すべり等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供する。
- イ 村は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 村は、要配慮者利用施設に避難指示等の情報提供と伝達体制を整備する。
- エ 村は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。

7 環境整備

- (1) 村は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が、安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した避難所案内板の設置等、環境整備に努める。
- (2) 村は、避難支援等関係者における安全の確保を図る。

8 村民及び自主防災組織の支援

- (1) 村民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力する。
- (2) 村は、要配慮者、家族、自主防災組織及び支援団体と連携し、福祉避難所に関する情報等、ここに示す内容を広く周知する。

9 人材の確保

村及び施設管理者は、要配慮者の支援にあたり、福祉避難所等における介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

10 防災教育及び啓発

村は、要配慮者及びその家族に対し、防災マップや防災の手引き等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

11 防災訓練の実施

村及び施設管理者は、災害時に避難誘導が適切に実施されるよう、要配慮者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

特に避難行動要支援者の避難支援は、関係機関と協力・連携し、個別計画における登録者等に応じた訓練の実施に努める。

第25節 孤立化集落対策

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

村（総務課）は、孤立化が予測される集落を事前に把握するとともに、県、消防、警察等の関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努める。

なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- ・ 集落につながる道路等において迂回路がない。
- ・ 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- ・ 集落につながる道路において、トンネルや橋梁の耐震化がはかられていないため、交通途絶の可能性が高い。
- ・ 地すべり等土砂災害危険箇所及び雪崩危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。
- ・ 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- ・ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

孤立化の未然防止を図るため、次の事項を参考に対策する。

- ・ 孤立化のおそれのある集落は、集落の代表者（行政区長、消防団員等）を連絡担当者とするなど、災害時の情報連絡体制を整備する。
- ・ 自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。
- ・ 停電時も防災行政無線を使用できるように非常用電源設備の整備を行う。
- ・ 孤立化のおそれのある集落は、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置する。
- ・ 孤立化のおそれのある集落は、救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。

- ・ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び世帯レベルの備蓄も積極的に行う。
- ・ 備蓄量に応じ倉庫の確保・拡充を進める。
- ・ 孤立化するおそれのある集落に通じる道路は、災害危険箇所の防災工事に計画的に取り組む。

3 災害時における孤立化集落対策指針

孤立化集落対策は、この計画に定めるほか、事前対策から孤立化解消までの具体策を定めた「災害時における孤立化集落対策指針」（群馬県）による。

第26節 災害廃棄物対策

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 村（産業課）は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

なお、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等は、内容を具体的に示した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

- (2) 村は、災害廃棄物の情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第27節 罹災証明書の発行体制の整備

1 罹災証明書の発行体制の整備

村（税務会計課）は、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行うため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

■ 第 1 編

一般災害対策編

■ 第 3 章

災害応急対策計画

コラム1

【今回の改訂】 「警戒レベル」

	警戒レベル	情報の名称	主に求められる行動
高い	レベル5	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！
警戒レベル4までに必ず避難！			
危険度	レベル4	避難指示	危険な場所から 全員避難！
	レベル3	高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難！
	レベル2	大雨・洪水・高潮注意報	自らの避難行動を確認
低い	レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高める

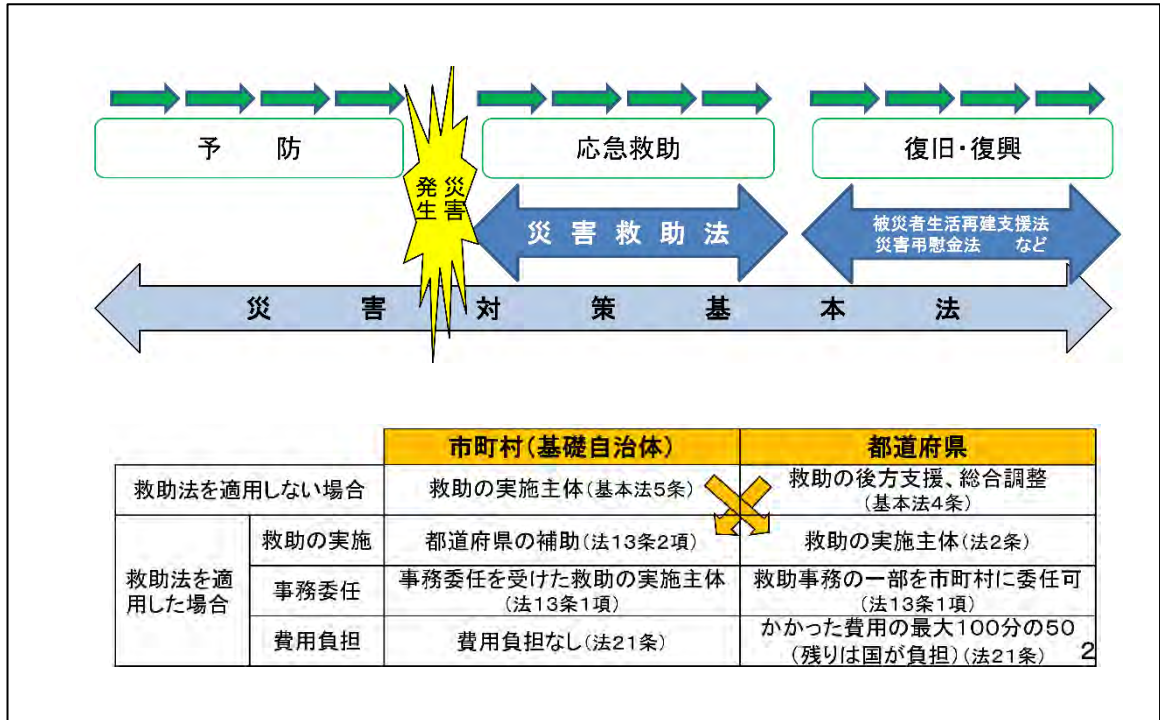
資料：「防災の手引き」[令和4年1月、昭和村]

[これまで]

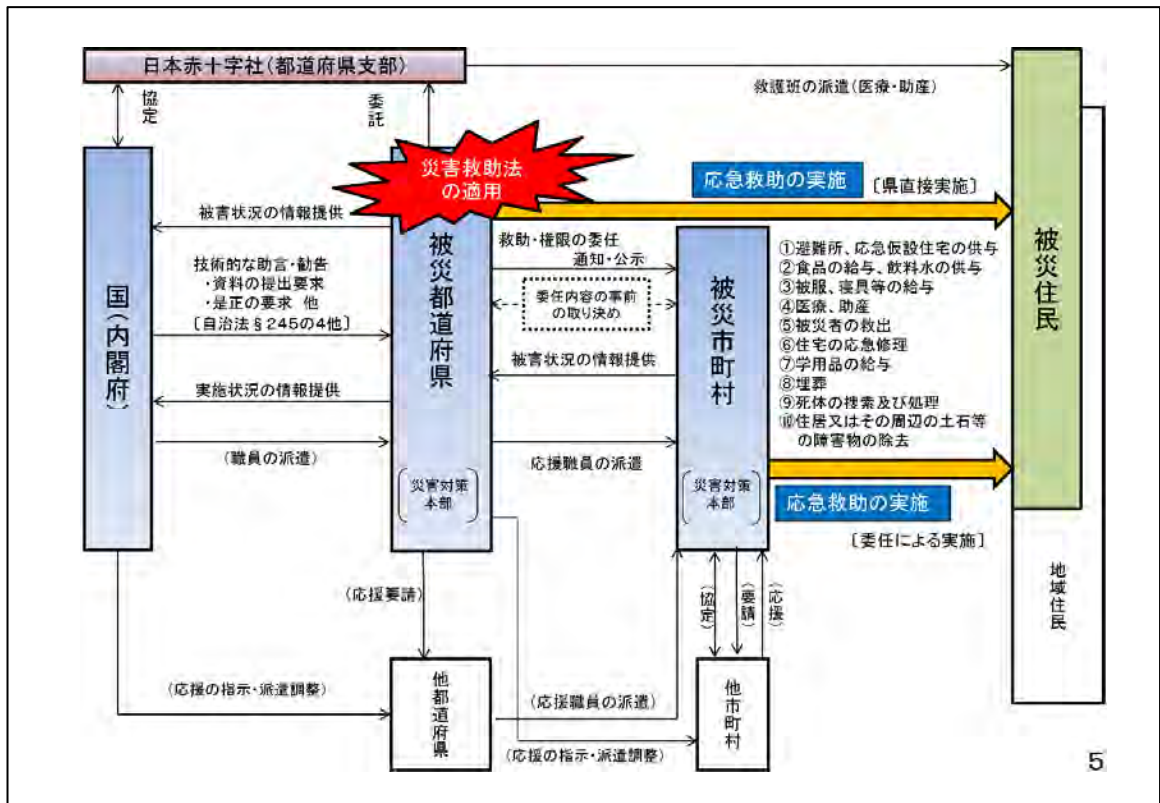
種類	措置	浸水害における発令基準例
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き先の指示 屋内安全確保の指示 	A川のB水位観測所の水位が 堤防天端高(★★m)に到達するお それが高い場合等
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き先の指示 屋内安全確保の指示 	A川のB水位観測所の水位が 氾濫危険水位(■m)に到達した 場合等
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備 	A川のB水位観測所の水位が 避難判断水位(●m)に到達し、 かつ上流域のC観測所の河川水位 が上昇している場合等

コラム2

【整理】 「災害対策基本法」と「災害救助法」の関係



【整理】 災害救助法に基づく救助の実施概念図



資料：「災害救助法について」（内閣府、平成30年度災害救助法等担当者全国会議）

第1節 警報等伝達計画

1 警報等の種類

前ページに示した「行動を促す情報」は、主に以下の警報等がある。この後に詳述する。

警報等の種類	所管省庁等	掲載箇所
防 災 気 象 情 報	東京管区気象台 前橋地方気象台	一般災害対策編
消防法に基づく火災気象通報	東京管区気象台 前橋地方気象台	〃
水防法に基づく洪水予報 水 防 警 報	[群馬県「水防計画」による]	〃 (一部記載)
気象業務法、土砂災害防止法 に基づく土砂災害警戒情報	東京管区気象台 前橋地方気象台	〃
	群馬県県土整備部 砂 防 課	〃
震 度 情 報	群馬県危機管理課	地震対策編
噴火警報及び噴火予報	気象庁火山監視 情報センター	火山対策編
	東京管区気象台 前橋地方気象台	
道 路 災 害 情 報	群馬県県土整備部	(今回、策定対象外)
危険物等による大規模な事故	事 業 者	(今回、策定対象外)
県外立地原子力施設における 異 象 事 象 等	群 馬 県 総 務 部	事故災害対策編
	群 馬 県 森 林 環 境 部	

2 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

気象庁は、大雨や暴風等によって発生する災害の防止・軽減のため、気象警報・注意報や気象情報等の防災気象情報を発表している。

これらの情報は、防災関係機関の活動や村民の安全確保行動の判断を支援するため、災害に結びつくような激しい現象が予想される数日前から「気象情報」を発表し、その後の危険度の高まりに応じて「注意報、警報、特別警報」を段階的に発表している。

(1) 警報・注意報の種類

気象庁は、対象となる現象や災害の内容によって6種類の特別警報、7種類の警報、16種類の注意報を発表している。

昭和村では、波浪と高潮を除き、4種類の特別警報、5種類の警報、14種類の注意報が該当する。

■特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

※特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

※地面現象及び浸水警報・注意報：その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

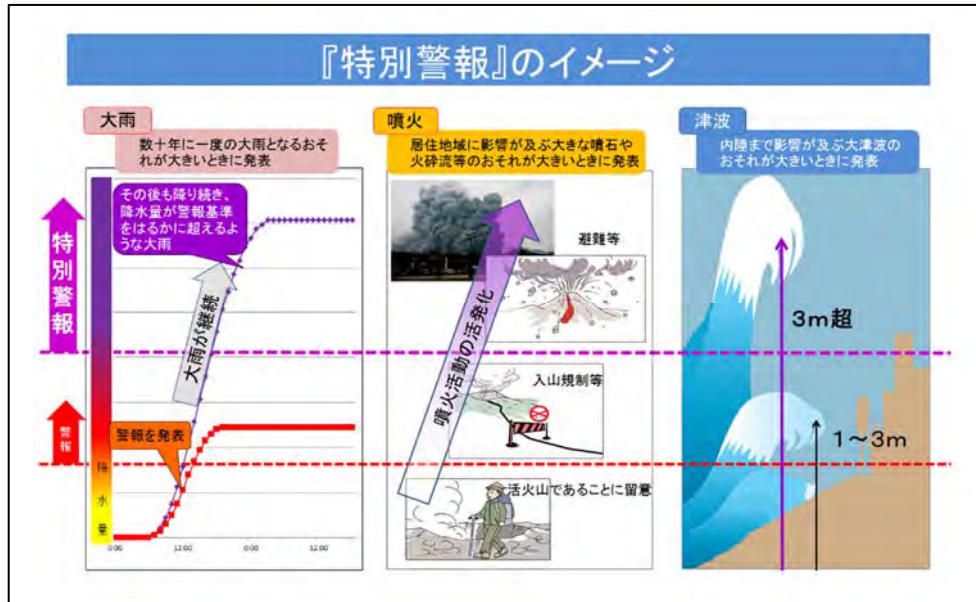
※地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

資料3 気象等の特別警報・警報・注意報の発表基準

(2) 特別警報とは

警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっているとき、最大級の警戒を呼びかける。

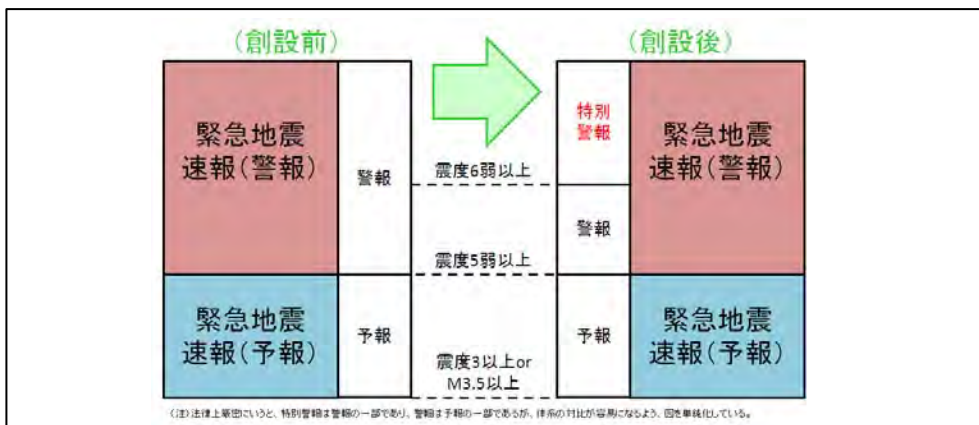
ア 特別警報のイメージ



イ 発表基準は、気象庁が県知事及び村長の意見を聴いて決めている。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

ウ 地震では、緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報と位置づけている。



(注) 法律上厳密にいうと、特別警報は警報の一部であり、警報は予報の一部であるが、律系の対比が容易にならぬよう、図を単純化している。

資料：「気象庁公式HP 知識・解説」 (<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuknowledge.html>)

(3) 発表地域区域

発表地域区分は、原則「市町村単位」（二次細分区域）だが、気象状況によって、「利根沼田地域」（一次細分区域）が使用される場合がある。

一次細分区域		二次細分区域
北部	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、 昭和村 、みなかみ町
	吾妻地域	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
南部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
	伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

資料：「群馬県の気象地震概況」（平成24年7月、前橋地方気象台）

資料3 気象等の特別警報・警報・注意報の発表基準

3 気象業務法に基づく府県気象情報等

(1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(2) 記録的短時間大雨情報

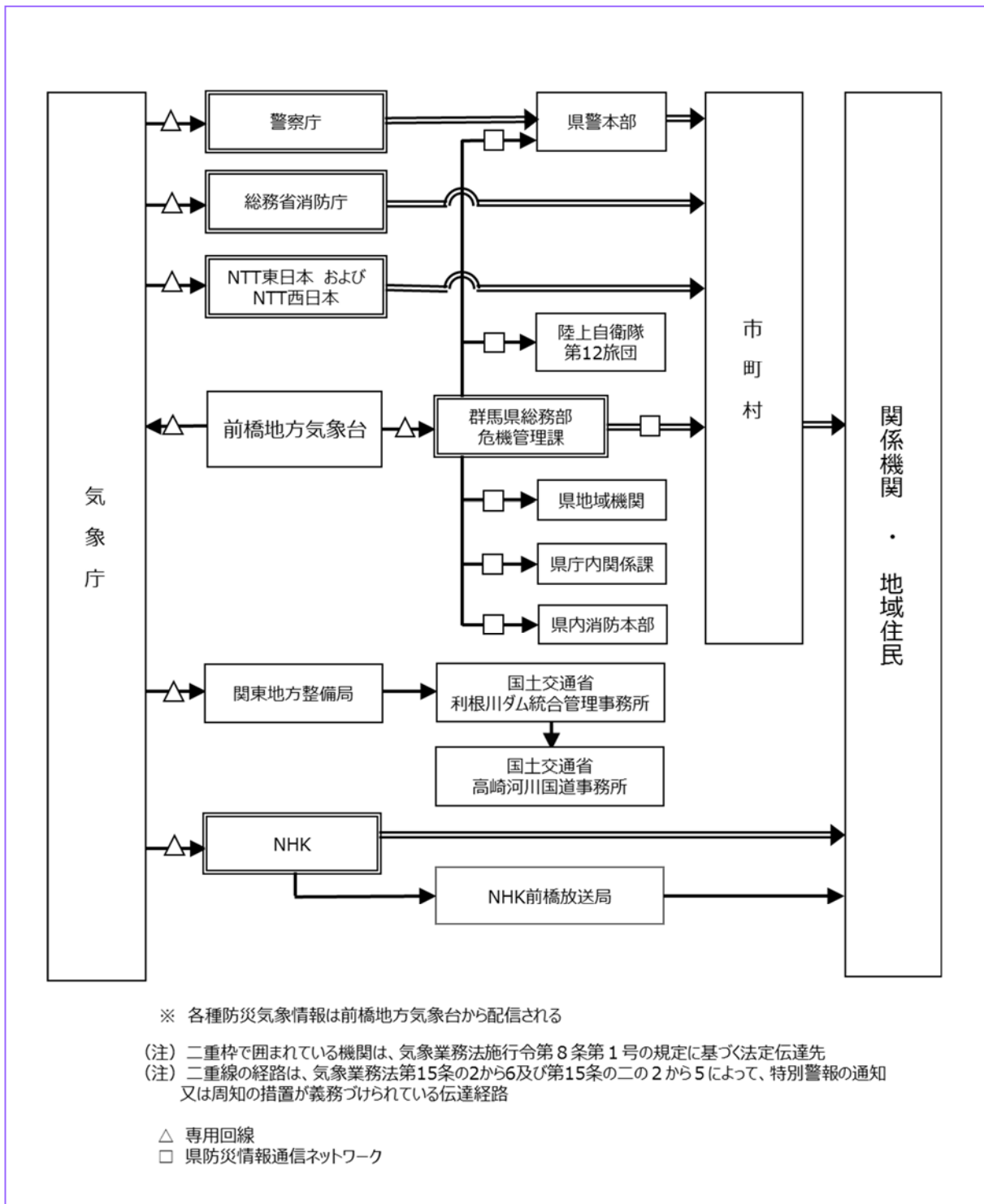
群馬県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として前橋地方気象台が発表する（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測・解析した場合）。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、前橋地方気象台が発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を前橋地方気象台が発表する。この情報の有効期間は発表から1時間である。

(4) 気象情報の伝達系統



資料：「群馬県地域防災計画」（令和4年3月、群馬県防災会議）に示された内容について、「気象等及び噴火に関する特別警報の緊急速報メールの配信終了日時について」（令和4年12月13日気象庁報道発表）に基づき加筆修正。

4 消防法に基づく火災気象通報と火災警報

- (1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県（危機管理課）に通報する。県は、同上第2項に基づき村に通報する。
- (2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行う。
 - ア 実効湿度が50パーセント以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。（乾燥注意報の発表基準と同じ。）
 - イ 平均風速が13（m/s）以上になる見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし、降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。）
 - ウ 実効湿度が60%以下で最小湿度が35%以下になり、平均風速が8（m/s）以上になる見込みのとき。
- (3) 火災気象通報は、注意報・警報の地域区分に従い、天気予報等の発表区分に従い、群馬県南部、群馬県北部の2区域により行う。
- (4) 村は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発する。

5 水防法に基づく洪水予報・水防警報

この内容は、「第3章 災害応急対策」－「第38節 水防計画」に基づく。

6 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

- (1) 群馬県（砂防課）と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、村長が避難指示等を発令する際の判断や村民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。
- (2) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
- (3) 土砂災害警戒情報の発表は、市町村単位で行う。

- (4) 土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。
- (5) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害の危険度を降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものでないことに留意する。

よって、村長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況（土砂災害の前兆現象等）や気象状況等も合わせて総合的に判断する必要がある。

7 警報等の受領及び伝達責任者

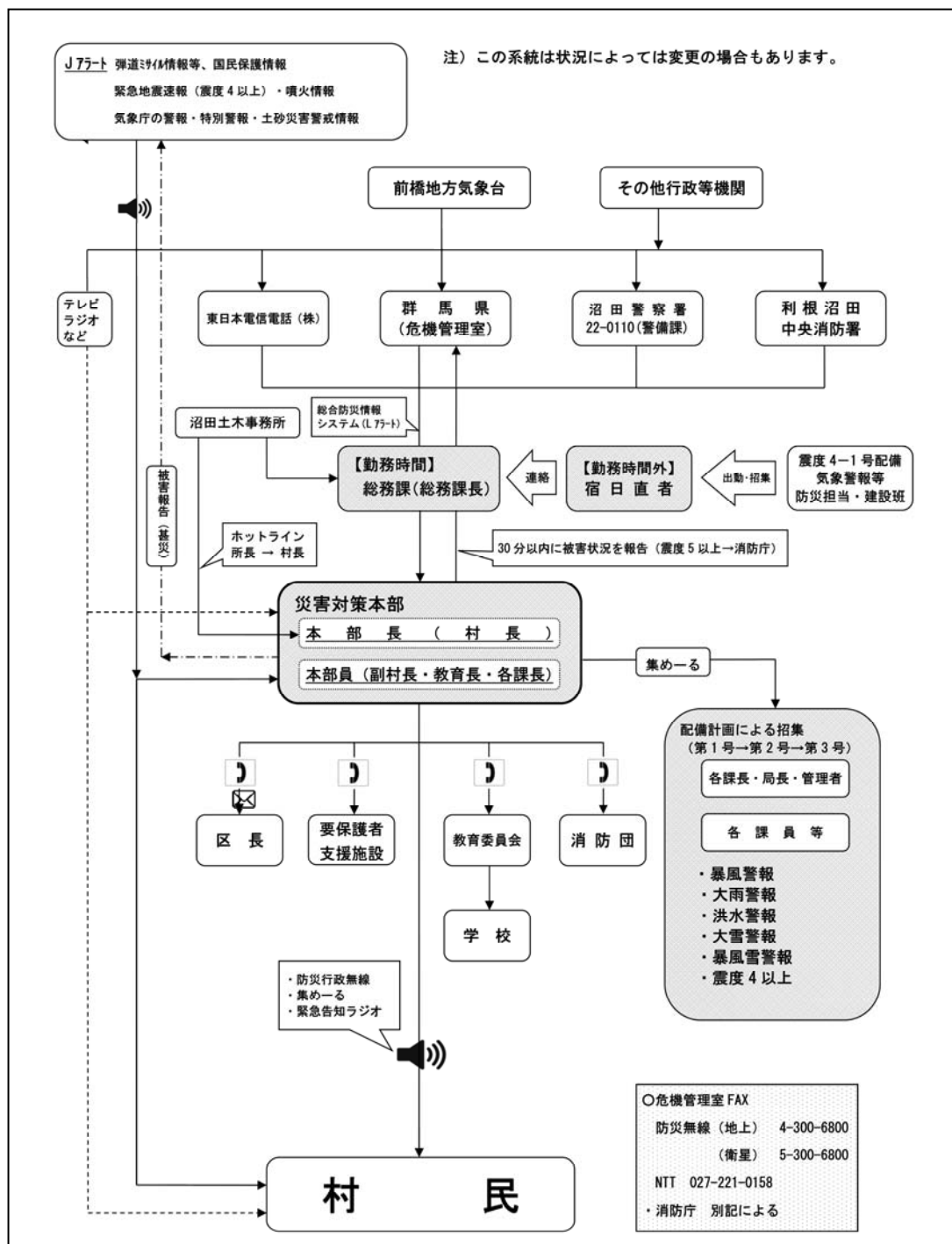
(1) 勤務時間中における責任者は、「総務課長」とする。

なお、災害対策本部を置かない場合は、総務課において取り扱う。

(2) 勤務時間外における責任者は、「宿日直者」とする。

なお、宿日直者は、警報等を受領したときは、村長及び関係課長に直ちに連絡する。

(3) 伝達系統図



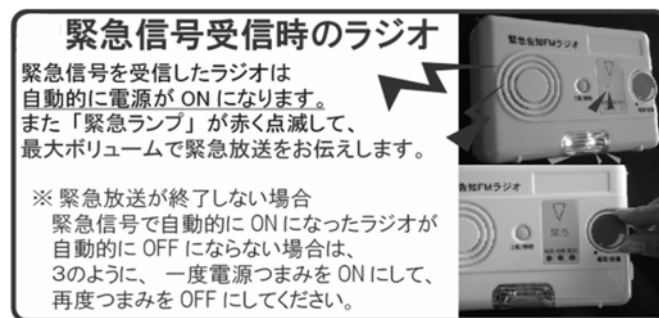
8 村民等への周知方法

村長は、警報等の伝達を受け、又は火災警報を発し、あるいは異常現象を承知したときは、次の方法により村民及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、次の対策を速やかに実施する。

- (1) 県及び警察機関等と緊密な連絡を取り、テレビ、ラジオ放送には、特に注意し適確な気象情報の把握に努め、その対策に万全を期する。
- (2) 県（危機管理課又は利根沼田行政県税事務所）から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を考慮して火災警報に発する。
 なお、火災警報を発したときは、消防計画の定めるところにより必要な措置をとる。
- (3) 警報等を村民及び関係機関に周知するときは、予想される災害の応急措置に関する措置も併せて徹底する。
- (4) 村は、特別警報の伝達を受けたときは、直ちに村民等に周知する
- (5) 降雪予測等から、できるだけ早く通行規制予告発表をする。
- (6) 防災関係機関は、村長からの予警報の伝達について、できる限り協力する。
- (7) 避難指示等の周知は、おおむね次の方法による。

- ア 防災行政無線
- イ 緊急告知FMラジオ
- ウ 広報車
- エ 伝達組織を通ずる方法
- オ ラジオ、テレビ放送

[緊急告知FMラジオ]



9 異常現象の発見の手続

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次により関係機関に通報する。

(1) 発見者

発見者は、直ちに自己又は他人により、村長（総務課）若しくは、警察官に通報する。

(2) 警察官

異常現象を発見し、又は通報を受けた警察官は、村長（総務課）及び警察署長に通報する。

(3) 村長

村長（総務課）が、前記により異常現象を承知したときは、直ちに次の機関に連絡する。

ア 前橋地方気象台

イ その異常現象に関係ある隣接市町村

ウ 県（危機管理課）、利根沼田行政県税事務所、沼田土木事務所等の異常現象に関係ある県関係機関

(4) 異常現象

ア 豪雨、豪雪、強い突風、河川の著しい増水

イ 火山関係の異常現象（噴火、降灰、鳴動、噴気、噴煙の顕著な異常変化、湧泉の異常変化等）

ウ 地震

(5) 通報手段

通報は、電話によることを原則とするが、火山関係については文書でもよい。

第2節 避難計画

1 避難指示等の実施

[避難指示等により居住者等がとるべき行動]

発表者	警戒レベル	新たな避難情報等	発令される状況	居住者がとるべき行動
村 が発令する	警戒レベル5	緊急安全確保	(必ず発令される情報ではない)	<p>命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難することがかえって危険である倍、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
	警戒レベル4	避難指示	災害のおそれ高い	<p>危険な場所から全員避難！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
	警戒レベル3	高齢者等避難	災害のおそれあり	<p>危険な場所から高齢者等は避難！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等*は、危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難するタイミングである。
気象庁 が発表する	警戒レベル2	大雨・洪水・高潮 注意報	気象状況悪化	<p>自らの避難行動を確認！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
	警戒レベル1	早期注意情報	今後気象状況悪化のおそれ	<p>災害への心構えを高める！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

※ 高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

資料：「避難情報に関するガイドライン」－「説明資料 新たな避難情報等について」

(令和3年5月、内閣府) より作成

- (1) 村長は、村民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等を発令する。
- (2) 村は、村民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。
- (3) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと村民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、村は、村民等への周知徹底に努める。
- (4) 村長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、村民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。
- (5) 村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、村民等に対し周知徹底を図る。
- (6) 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村から求めがあった場合、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。

また、県（危機管理課、砂防課、各土木事務所）は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、村に積極的に助言する。
- (7) 村長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、村民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示を行う。

なお、避難指示等に係る「発令者」及び「発令基準」は、次ページのとおり。

[避難指示等に係る「発令者」と「発令基準」]

発表者	警戒レベル	新たな避難情報等	発令基準	
村 が発令する	警戒レベル5	緊急安全確保	浸水害	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所^{※1}の水位がはん濫危険水位（5.8m）に達し、さらに水位の上昇が予想^{※2}され、越水の恐れが高まった場合。 越水が発生した場合。 大雨（浸水害）、洪水警報が発表され、深夜・早朝に被害が発生することが想定される場合。
			土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 「土砂災害危険度情報」において、すでに土砂災害警戒情報の基準に達している場合。 土砂災害が発生した場合。 前兆現象（山なり、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合。
	警戒レベル4	避難指示	浸水害	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所^{※1}の水位が避難判断水位（5.7m）に達し、さらに水位の上昇が予想^{※2}され、越水の恐れが高まった場合。 大雨特別警報が発表された場合。 関係機関から災害情報があり、避難が必要と判断された場合。 水位が護岸付近まで達し、さらに水位上昇が予想される場合。
			土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発生された場合。 近隣で土砂災害が発生した場合。 大雨特別警報が発表された場合。
	警戒レベル3	高齢者等避難	浸水害	<ul style="list-style-type: none"> 水位観測所^{※1}の水位がはん濫注意水位（5.6m）に達し、さらに水位の上昇^{※2}が予想される場合。 大雨（浸水害）、洪水警報が発表され、深夜・早朝に被害が発生されることが想定される場合。
			土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合。
気象庁 が発表する	警戒レベル2	大雨・洪水・高潮注意報	(気象庁判断による)	
	警戒レベル1	早期注意情報	(気象庁判断による)	

※1 水位観測所：月夜野橋水位観測所

※2 水位上昇の予想の判断は、国土交通省利根川ダム統合管理事務所、前橋地方気象台、群馬県危機管理課及び河川課の助言等に基づいて行うものとする。

2 避難の指示のための伝達方法

(1) 伝達方法

避難指示等は、防災行政無線、緊急告知FMラジオ、拡声機、広報車、メールその他の手段を複合的に活用し迅速かつ効果的に伝達する。

また、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫し、対象者ごとに避難行動がわかるように伝達し、村民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(2) 明示する事項

避難指示等を発令する際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先（屋内安全確保を含む）
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

(3) 村から関係機関への連絡

村（総務課）は、避難指示等を発令したときは、その内容を速やかに県（利根沼田行政県税事務所を經由して危機管理課、利根沼田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

(4) 避難指示等の解除

村は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

[参考 伝達文例－土砂災害「警戒レベル4」の場合]

- ・緊急放送！緊急放送！（又は警戒レベル4！警戒レベル4！）
- ・こちらは〇〇市です。
- ・〇〇川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- ・〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ・防災マップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合には、自宅で避難しても構いません。
- ・ただし、避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど身の安全を確保して下さい。（警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。）

資料：「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府）

3 避難経路及び誘導方法

避難経路は、指定された避難場所へ安全な経路を選定し、誘導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、最も安全な経路を選定する。
- (2) 危険な地点には、標示、なわ張りを行ない、状況により誘導員を配置する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所や避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。
- (4) 村は、要配慮者について、避難の遅れや避難途中の事故が生じないように、村民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

4 避難の準備、留意事項

村長（総務課）は、避難のための立退きの万全を図るため、あらかじめ村民に準備、留意事項を周知徹底させておく。

- (1) 避難の準備
 - ア 火気の取り扱いに注意し、電気ブレーカー等の始末を完全に行う。
 - イ 大雨、台風時期は、風水害に備えて家屋（屋根、雨戸等）を補強し、浸水が予想される場所の家財等は高所に移動させる。
 - ウ 会社・工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる。
- (2) 避難の留意事項
 - ア 服装は軽装とし、素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等をかぶり、露出部分を少なくする。
 - イ 最低限の肌着等の着替え、防寒雨具、手ぬぐい等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
 - ウ 貴重品（現金、預金通帳、印鑑等）以外の荷物（家具類）は持ち出さない。
 - エ がけ下、壊れそうな塀際、河川付近の場所等は避ける。
 - オ 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触れない。
 - カ 高齢者、幼児、病人等のいる家庭は、早めに避難する。

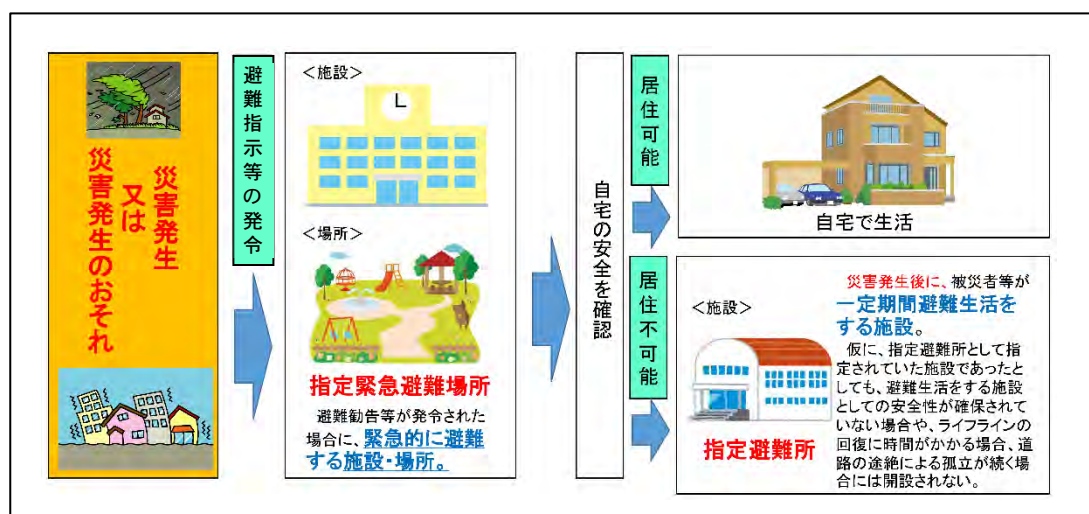
5 指定緊急避難場所の開放

- (1) 村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて**指定緊急避難場所**を開放し、村民等に対し周知徹底を図る。
- (2) 村は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県（利根沼田行政県税事務所を經由して危機管理課、利根沼田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、警察署、地元消防機関等に連絡する。

6 指定避難所及び福祉避難所の開設

- (1) 村は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、**指定避難所**を開設し、村民等に対し周知徹底を図る。
- また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設も、災害に対する安全性を確認の上、施設管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (2) 村は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を**福祉避難所**として開設する。
- (3) 村は、要配慮者に配慮して、被災地域外も含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
- (4) 村は、避難所及び福祉避難所を開設したときは、指定緊急避難場所を開放したときと同様に連絡する。

[指定緊急避難場所と指定避難所の違い]



資料：平成30年度災害救助法等担当者全国会議 資料5「避難所について」より、（内閣府政策統括官）

[避難場所一覧表]

避難区域	避難場所 [指定緊急避難場所及び 指定避難所]	災害種別対応				責任者 (管理者)	収容可能 人員※1	電話番号
		がけ崩 れ、土石 流及び 地滑り	地震	洪水	大規 模な 火事			
永井地区	永井住民センター	×	○	○	○	区長	80人	—
入原地区	子育て保育園	○	○	○	○	園長	40人	24-6023
川額地区	昭和村南小学校体育館	○	○	○	○	校長	420人	24-6002
森下地区	昭和村社会体育館	×	○	○	○	教育長	500人	24-6045
椽久保地区	昭和村中学校体育館	×	○	×	○	校長	540人	23-7321
糸井地区	昭和村公民館	○	○	○	○	館長	720人	24-5120
	昭和村東小学校体育館	○	○	○	○	校長	460人	24-2516
貝野瀬地区	貝野瀬構造改善センター	○	○	○	○	区長	140人	24-8163
生越地区	生越スポーツ交流施設	○	○	○	○	区長	60人	—
中野地区	昭和村大河原小学校体育館	○	○	○	○	校長	190人	24-7166
大河原地区								
長者久保地区								
追分地区	追分住民センター	○	○	○	○	区長	60人	—
赤谷地区	赤谷住民センター	○	○	○	○	区長	50人	—
赤城原地区	赤城原区民館	○	○	○	○	区長	50人	24-7002
松ノ木地区	松ノ木平第1住民センター	○	○	○	○	区長	30人	—
	松ノ木平第2住民センター	○	○	○	○	区長	40人	—

※1 収容可能人数については、感染症の状況により変動あり。

[福祉避難所一覧]

NO.	要配慮者施設	施設名称	施設住所	施設電話番号	締結日
1	◆	昭和村ふれあい館	昭和村大字糸井624	30-2121	H22.6.23
2	◆	昭和村デイサービスセンター	昭和村大字糸井624	20-1126	H22.6.23
3	◆	昭和村総合福祉センター 昭和の湯	昭和村大字糸井624	20-1126	H22.6.23
4	◆	昭和村第一保育園	昭和村大字糸井1757-1	22-2331	H22.6.24
5	◆	昭和村第二保育園	昭和村大字赤城原785	24-7003	H22.6.24
6		昭和村東小学校体育館	昭和村大字糸井1287	22-2516	H22.6.24
7		昭和村南小学校体育館	昭和村大字川額115	24-6002	H22.6.24
8		昭和村大河原小学校体育館	昭和村大字糸井5455-3 54	24-7166	H22.6.24
9		昭和村昭和中学校体育館	昭和村大字椽久保488-1	23-7321	H22.6.24
10	◆	昭和村在宅重度心身障害者等 デイサービスセンター燦	昭和村大字貝野瀬813	23-6155	H22.6.23
11	◆	特別養護老人ホーム菜の花館	昭和村大字糸井1757-3 11	30-3331	H22.6.23
12	◆	小規模多機能ホームゆずりは	昭和村大字糸井840-5	25-8431	R1.10.1
13	◆	グループホーム星の降る村	昭和村大字貝野瀬4090	21-2537	R1.10.1
14	◆	有料老人ホームゆずりは	昭和村大字糸井2277-1	25-4526	(締結予定)

7 災害救助法に基づく避難所設置基準

(1) 避難所設置基準

対象者	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
費用の限度額	・1人 1日当たり 330円以内
救助期間	・災害発生の日から7日以内
対象経費	・避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費
主な留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所外でも、実質的に避難所としての機能を果たしていれば対象。 ・原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。 ・避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象とする場合は、特別基準の設定により、旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。 ・長期化が予測される場合、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講じる。 ・応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消も検討する。

(2) 福祉避難所の設置基準

対象者	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
費用の限度額	・1人 1日当たり 330円以内
救助期間	・災害発生の日から7日以内
対象経費	・避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費
主な留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された福祉避難所外でも、実質的に福祉避難所としての機能を果たしていれば対象。 ・特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応するため、法の対象外。 ・福祉避難所は、老人福祉センター、防災拠点の地域交流スペース、特別支援学校等とする。これらの施設が不足するときは、公的な宿泊施設又は旅館・ホテル等で、居宅介護等事業等と連携が図りやすい施設とする。

資料：「群馬県災害救助法施行細則」（群馬県、平成30年3月）

「災害救助事務取扱要綱」（内閣府政策統括官付参事官、平成30年4月）

※国及び県の基準が変更された場合はそれに準じる。

8 避難所の運営

村は、次の内容に取り組むとともに、「避難所運営ガイドライン」（内閣府）を参考に運営を行う。

(1) 避難状況の報告及び記録

村（総務課）は、避難所を開設したとき、状況を速やかに県（利根沼田行政県税事務所を經由して危機管理課又は直接危機管理課）、沼田警察署、利根沼田広域消防本部等に連絡する。

(2) 避難所の管理・運営

村（総務課）は、避難所を開設したときは、当該避難所に常駐する管理責任者を配置する。

また、避難所の運営は原則として行政区等の自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行い、観光客等の帰宅困難者も受け入れる。

(3) 避難者名簿の作成

村（総務課）は、避難所ごとに避難者名簿を作成し、避難者の氏名、人数等に基づき、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。

また、行政区や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努める。特に避難してきた要配慮者の情報把握や、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

[避難者名簿]

番号	氏名	性別	年齢	住所	電話番号	心身の状況	自宅の状況		入所日	退所日	特記事項
							建物	設備等			
					(同一世帯の場合は一括記入)	障害、疾病等	全壊・半壊 ・一部破損 ・その他	断水・停電・ ガス・電話不通 ・その他			

(4) 避難者に対する情報の提供

村は、村民の安否や応急対策実施状況等、避難者が望む情報を適宜提供する。

また、観光客等の帰宅困難者や在宅避難者等への情報提供を行い避難所に受け入れる。

(5) 良好な生活環境の確保

村は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

- ア 受け入れる避難者の人数は、当該避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。
 - イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。
 - ウ 避難の長期化により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。
 - エ 自主防災組織（行政区等）やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。
 - オ 水、食料等、生活必需品の配給は、避難所の状況把握によって、平等かつ効率的な配給に努める。
 - カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認められるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。
 - キ 必要に応じ、避難所における家庭動物のスペースの確保に努める。
- (6) 村は、避難所の運営に関する役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (7) 避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努める。

9 要配慮者への配慮

村は、次の内容に取り組むとともに、「避難所運営ガイドライン」（内閣府）を参考に運営を行う。

- (1) 要配慮者等の健康状態に十分配慮し、精神衛生を含む健康相談を行う。
- (2) 必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行う。
- (3) 要配慮者を対象とした相談窓口を設置し、ニーズの迅速な把握に努める。

10 男女のニーズの違いへの配慮

村は、男女のニーズの違いや女性に対する暴力防止等に配慮し、次の内容や「避難所運営ガイドライン」（内閣府）を参考に運営を行うよう努める。

- (1) 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。

- (2) 避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) 安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

1 1 被災者の健康状態の把握

- (1) 村は、被災者の心身の健康状態を把握するため、避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等を派遣する巡回健康相談等を実施する。
- (2) 村は、巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合、利根沼田保健福祉事務所を通じて県(健康福祉課)に応援を要請する。県は保健師等の派遣を行う。
- (3) 県(医務課)は、保健師の派遣に関して、村からの依頼により県内における派遣要請・調整を実施する。県内保健師のみでは対応困難な場合には、厚生労働省へ派遣要請、あっせんを依頼する。
- (4) 村は、避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行う。

1 2 在宅被災者への配慮

村(健康福祉課)は、在宅避難者等の生活が困難な場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するよう配慮する。

特に、在宅避難者等のうち要配慮者については、要配慮者の状況把握と情報提供に努め、必要に応じて福祉避難所への移動等を行う。

1 3 避難所の早期解消

村は、避難者の健全な住生活の早期確保に向け、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な住宅のあっせん等、避難所の早期解消に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

第3節 応急措置に関する計画

村に係る災害が発生し、又は発生しようとしているときの応急措置に関する取り扱いは、本計画に定めるところによる。

1 村長の応急措置

村長は、村の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置（消防、水防、救助その他必要な措置）を速やかに実施する。（災害対策基本法第62条第1項）

2 出動命令等

村長は、村の地域に災害が発生するおそれがあるときは、消防機関に出動を命令する。

また、警察官等の出動については、状況に応じ沼田警察署長に要請する。

3 事前措置

村長は、防災上事前措置が必要と認めるときは、設備、物件の除去、又は保安等について必要な措置をとる。（災害対策基本法第59条、水防法第9条、消防法第5条、屋広告物法第7条）

4 警戒区域の指定

- (1) 村長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、人命に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を定める。ただし、水防、消防については、水防法、消防法に定めるところによる。（災害対策基本法第63条第1項）
- (2) 村長若しくはその委任を受けて村長の職権を行う村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求のあったときは、警察官は、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条第2項）
- (3) 村長若しくはその他村長の職権を行う者が現場にいないときは、災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条第3項）
- (4) 村長は、必要がある場合に村長の職権を行使する災害応急措置を講ずる吏

員をあらかじめ指名した場合は、これを警察署長等の関係機関に通知しておかなければならない。

- (5) 村は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（利根沼田行政県税事務所を経由して危機管理課、利根沼田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

5 工作物の使用等

村長は、災害応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは基本法第64条の規定により、工作物の使用、収用、除去、保管等の措置をとる。

6 従事命令

- (1) 強制従事命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は次のとおりである。

命令対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防団員
消防作業	〃	水防法第17条	水防管理者水防団長 水防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策作業 (防除災害救助)	従事命令	基本法第71条	〃
	協力命令		
災害応急対策作業(全般)	従事命令	基本法第65条第1項	村長
〃 (〃)	〃	〃 第2項	警察官
〃 (〃)	〃	警察官職務執行法第4条	〃

(2) 強制命令の対象者

強制命令の対象者は、次の範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	村の区域内の村民又は水防作業の現場にある者
災害救助その他の作業	
(災害救助法による知事の従事命令)	(1)医師、歯科医師又は薬剤師 (2)保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3)土木技術者又は建築技術者 (4)大工、左官又は鳶職 (5)土木業者又は建築業者およびこれらの者の従事者 (6)自転車運送業者およびその従事者 (7)し尿、ごみ、収集運搬業者
(知事の協力命令)、災害対策全般（基本法による村長、警察官の従事命令)	区域内の村民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般（警職法)	その場所に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
その他	救助を要する者およびその近隣の者

(3) 公用令書の交付

従事命令、協力命令、保管命令、管理命令、使用命令、収用命令を発する場合は、公用令書を交付して行う。

なお、命令を変更し、又は取り消しするときも同様とする。

(4) 損失補償

村長は、工作物の使用、収用等の処分が行なわれたため、生じた損失について補償の請求があったときは補償する。

(5) 損害補償

村長は、村長又は警察官が業務従事命令及び警戒区域の設定のため、区域内の村民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合、その者がそのために死亡又は負傷し若しくは廃疾により障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に村条例に定めるところによりその損害を補償する。

7 村の委員会等の応急措置

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、村内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令による応急措置の実施責任者は、村長の所轄の下にその所轄事務若しくは所轄事務に係る応急措置を実施し、又は村長の実施する応急措置に協力する。

8 警察署長、警察官の応急措置

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、警察署長等の応急措置は、法令に定めるもののほか、県公安警備計画に定めるところによる。

緊急時、危険区域にある村民を安全区域に避難させ、人命被害の軽減を図るための取扱いは、本計画に定めるところによる。

9 国の機関及び県の代行措置

- (1) 県は、災害対策基本法第73条の規定に基づき、被災で村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障物の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を村に代わって行う。
- (2) 指定行政機関又は指定地方行政機関は、災害対策基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため村に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障物の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を村に代わって行う。

第4節 災害未然防止活動

緊急時に際し、危険区域にある村民を安全区域に避難させ、人命に被害が及ばないようにするための取扱は次に定めるところによる。

1 水防活動の実施

水防管理者は、「第3章 災害応急対策」－「第38節 水防計画」に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所を発見したときは、直ちに応急対策として水防活動を実施する。なお、必要に応じて委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 ダム、堰、水門等の適切な操作

河川管理者、農業用排水施設管理者、その他のダム、堰、水門等の管理者は、洪水の発生が予想される場合は、これらの施設について適切な操作を行う。

なお、その操作を行うに当たり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係機関及び警察署に通知するとともに一般に周知する。

3 大雪に対する道路管理体制の整備

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ県及び市町村その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

また、道路管理者は、過去の車両の立ち往生や地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

さらに、道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実働訓練を実施するよう努める。

第5節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

被害状況及び応急対策状況等災害情報の収集及び県等への報告並びに応急対策の指示伝達は、本計画に定める。

1 被害報告等取扱責任者

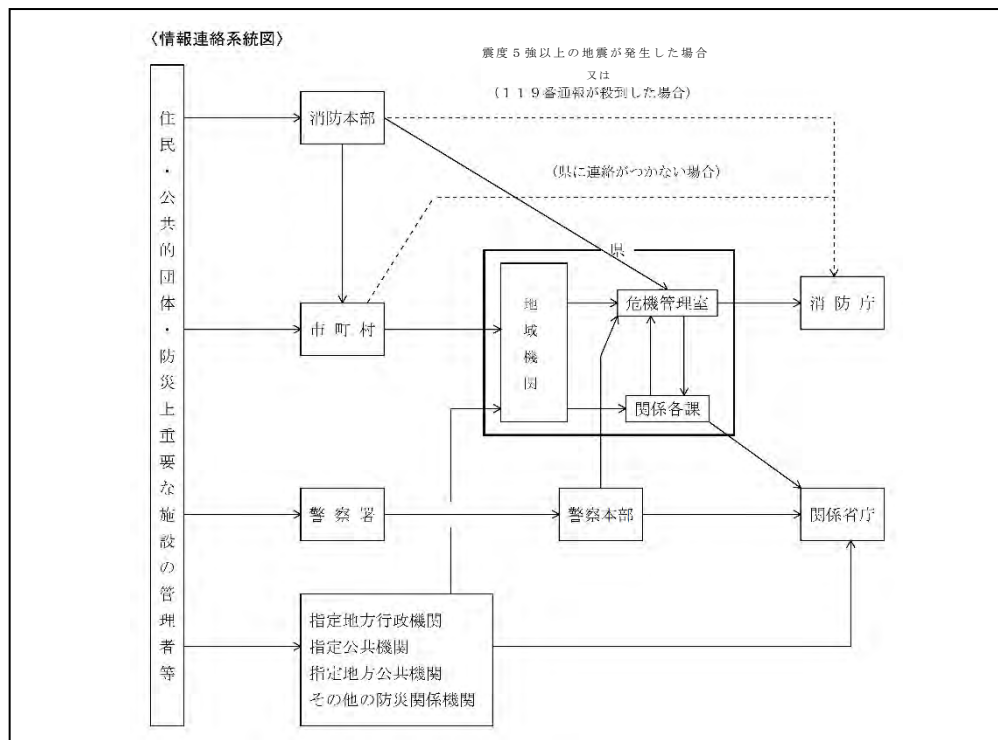
村長は、災害情報の収集及び被害報告が迅速かつ、適確に処理できるよう、関係班ごとに被害報告取扱責任者（正副各1名）を定める。

2 報告種別

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに利根沼田行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ 利根沼田行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は、危機管理課に直接報告する。いずれにも連絡がつかない場合は、消防庁に直接報告する。



資料：「群馬県地域防災計画」（平成30年1月、群馬県防災会議）

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者等、住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

報告の種別	報告内容、頻度等	様式
災害情報	そのつど直ちに、その概況を報告する。	—
概況速報	災害が発生したときは、災害を覚知後30分以内にその概況を報告する。	様式1 第4号様式（その1）災害概況即報
被害報告	①第1報は、被害状況を確認し次第報告。 ②第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。 ③災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。	様式2 第4号様式（その2）被害状況即報 様式3 被害状況即報続紙
被害確定報告	応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」により報告する。	様式4 災害確定報告 様式5 災害確定報告続紙

様式1 第4号様式（その1）災害概況即報

様式2 第4号様式（その2）被害状況即報

様式3 被害状況即報続紙

様式4 災害確定報告

様式5 災害確定報告続紙

資料4 被害認定基準

資料9 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

ア 村は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

イ 通信途絶時又は相当遅延すると認められるときは警察本部長と締結したと

ころにより、警察通信を利用して報告する。

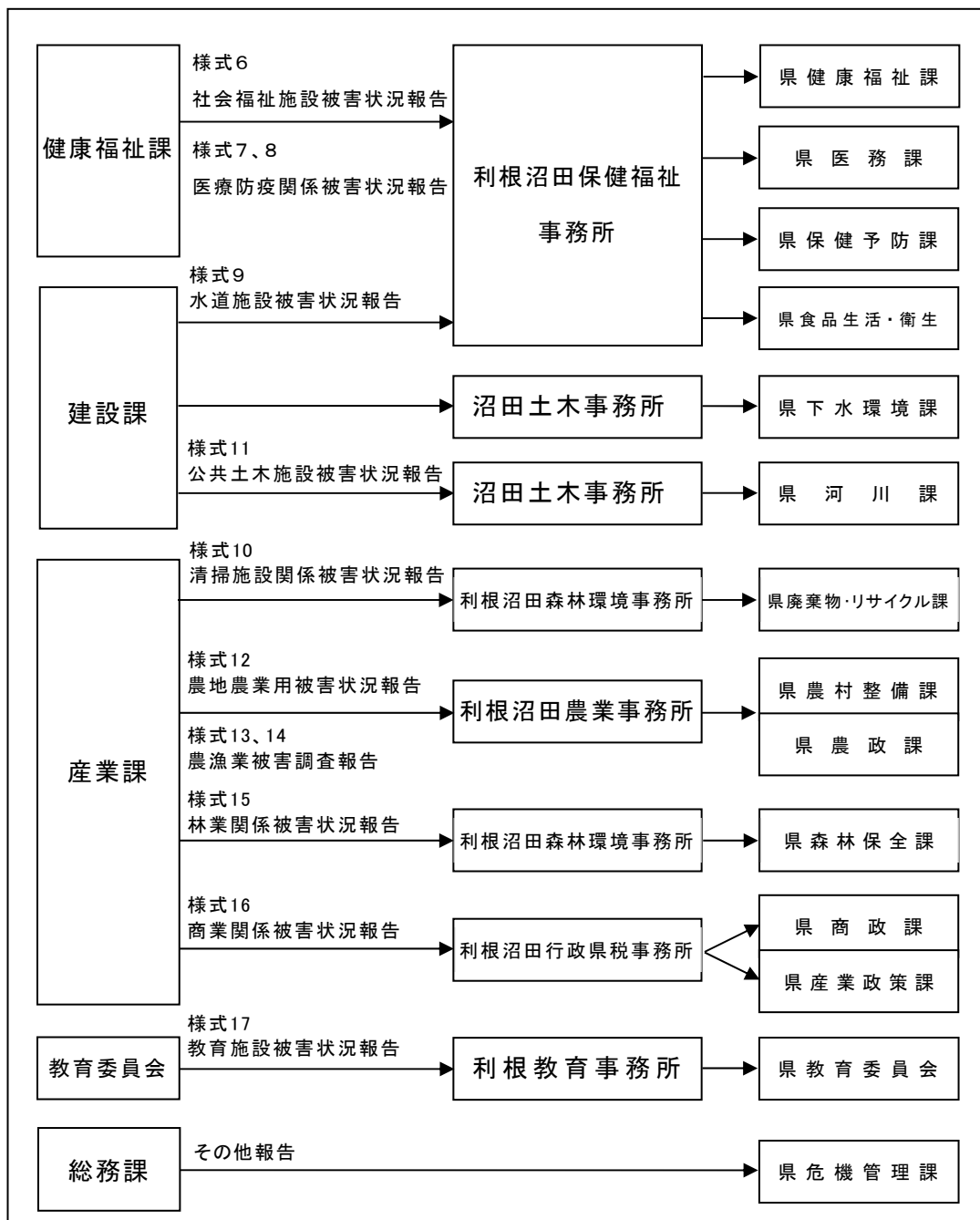
ウ 日曜、休日等に被害状況を承知したとき、宿日直者は、村長及び関係責任者に報告するとともに、連絡を受けた職員は必要に応じて県等に報告する。

エ 村は、収集した被災現場の情報について、非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

(3) 被害報告様式

担当各課が行う被害報告、様式、報告先は、おおむね以下のとおり。

なお、緊急を要する場合は、この限りでない。



第6節 災害通信計画

1 通信施設の複数化

村及び防災関係機関は、激甚災害等による施設被災を考慮し、以下の設置・整備に努める。

- (1) サブセンターの設置
- (2) 防災行政無線の複数系統化等、代替通信施設の整備

2 被害報告及び災害情報の報告

- (1) 被災地から村への連絡は、普通電話とする。
- (2) 村から県等への連絡は、普通電話、ファクシミリ又は防災行政無線、警察通信等非常通話のできる無線通信とする。

3 災害時における非常通話等の取扱

- (1) 災害時優先電話の指定

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合は、市外通話は非常又は緊急の通話を請求することができるので、迅速な通信連絡を確保するため、N T T東日本群馬支店長に対し、電話番号を指定し承認を受けておく。

また、災害時にあらかじめ通報できるよう、公共施設に特殊公衆電話や災害時専用電話を設置する。

資料22 特殊公衆電話の設置・利用に関する覚書

- (2) 通話の申込

非常通話及び緊急通話を行おうとするときは、次の事項をN T T東日本群馬支店に申し出て行う。

- ア 通話の種類と内容
- イ 申込者の電話番号（指定された電話番号）
- ウ 相手先の電話番号

(3) 非常緊急電話の内容及び利用機関

[緊急扱い通話（一般通話より優先される）]

緊急通話の内容	機 関 等
1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救護、復旧等に関し緊急を要する事項	(1)非常通話を取り扱う機関相互間 (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)預貯金業務を行う金融機関相互間 (4)国又は地方公共団体の機関相互間

[非常扱い通話(緊急扱い通話より優先される)]

非常通話の内容	機 関 等
1. 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する緊急を要する事項	気象機関相互間
2. 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	(1)水防機関相互間 (2)消防機関相互間 (3)水防機関と消防機関相互間
3. 災害の予防又は援助のための緊急を要する事項	(1)消防機関相互間 (2)災害救助機関相互間 (3)消防機関と災害救助機関相互間
4. 鉄道その他交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6. 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項	電力供給の確保に直接関係がある機関相互間
7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)防衛機関相互間 (3)警察機関と防衛機関相互間
8. 災害の予防又は援助のための必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがあることを知った者と、その災害の予防又は救護に直接関係がある機関との間

4 他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用する。これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

根拠	利用設備等	通信内容
第57条	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
	放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
第79条	(第57条と同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 電波法（第52条）に基づく非常通信の利用

利用設備	通信内容	利用形態
各無線局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

[参考 発信依頼手続(関東地方非常通信協議会の例示)]

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙(なければ適宜の用紙で可)に記載し、依頼先の無線局に持参する。

- ・冒頭に「非常」と朱書きする。
- ・あて先の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。
- ・本文を200字以内で記載する。(濁点、半濁点は字数に数えない。)
- ・末尾に発信者の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。

(3) アマチュア無線の利用

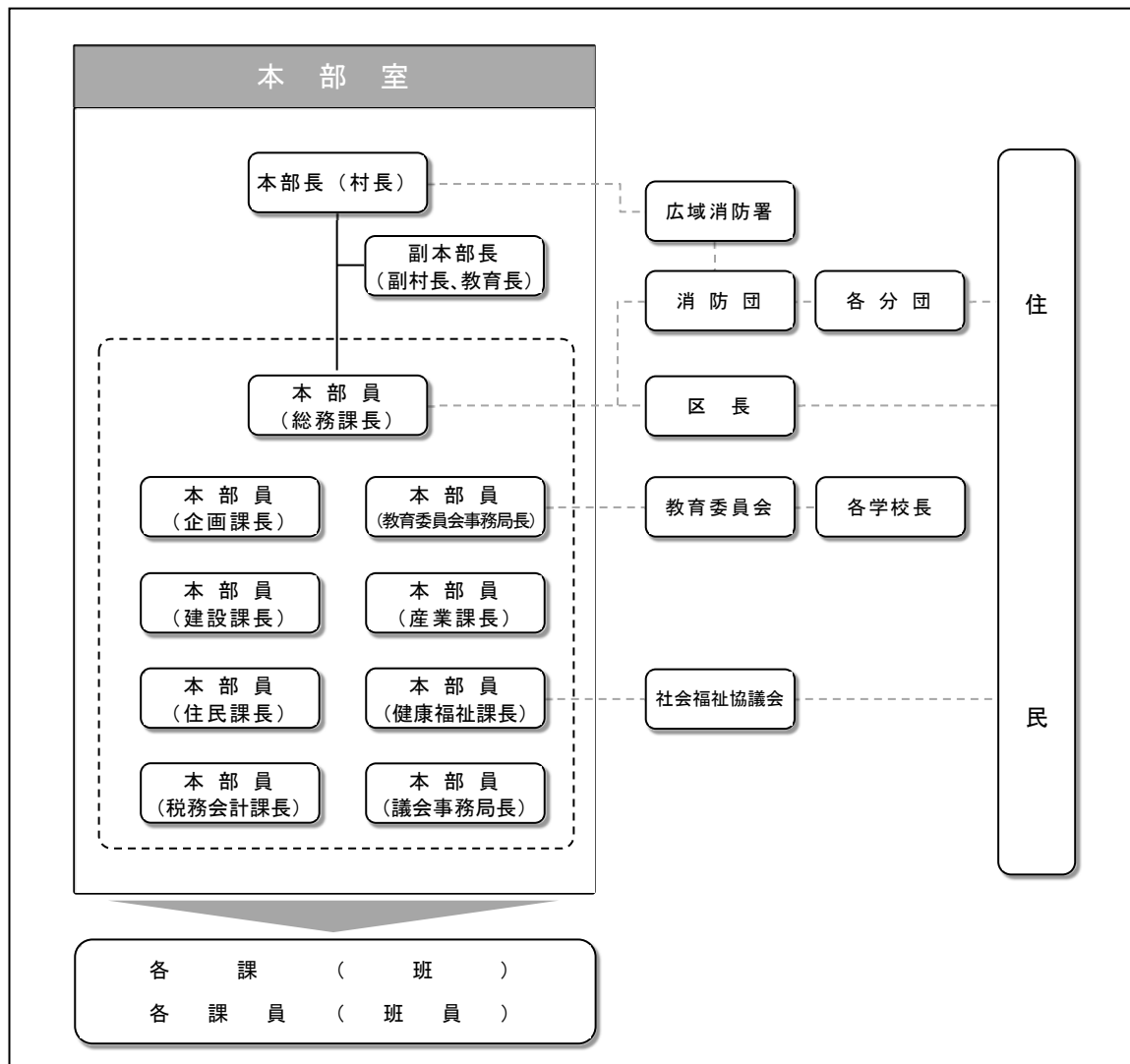
日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

第7節 組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、村に災害対策本部を設置し、県近隣市町村及び指定地方行政機関、指定公共機関等と綿密な連絡及び協力のもとに災害応急対策を実施する。ただし、災害対策本部を設置するにいたらない小災害にあつては、村の関係機関で組織する警戒本部をもって対処する。

1 災害対策本部の組織

昭和村災害対策本部の組織及び編成は、「昭和村災害対策本部条例」及び本計画に定めるところによる。



2 本部室の機能

(1) 本部室

- ア 災害対策本部に本部室を置く。
- イ 本部室は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
- ウ 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。

(2) 本部長

本部長は、村長とする。副本部長は、副村長、教育長とする。本部長が、職務を遂行できない場合には、副本部長がその職務を代理する。

(3) 本部員

本部員（副村長、教育長、各課長及び本部長の指名する職員）

3 設置場所及び設置基準

(1) 設置場所

災害対策本部は「**村庁舎会議室**」に設置する。

なお、設置が困難な場合は「**総合運動公園**」に設置する。

(2) 設置基準

村長は、次のいずれかに該当する場合、災害対策本部を設置する。

設置基準ア	村内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用したとき。
設置基準イ	村内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について全庁的な対応が必要な場合。
設置基準ウ	気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、村内で災害が発生、又は発生する恐れがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について村長の指揮が望ましい場合。

(3) 関係機関への通知

災害対策本部を設置したとき又は廃止したときは、直ちに地元消防機関、地元警察機関、県(危機管理課、利根沼田行政県税事務所)、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知する。

(4) 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。したがって、登庁職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。活動の優先順位は、おおむね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ア 通信手段の確保
- イ 被害情報の収集、連絡
- ウ 負傷者の救出・救護体制の確立
- エ 医療活動体制の確立
- オ 交通確保・緊急輸送活動の確立
- カ 避難受入活動
- キ 食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ク ライフラインの応急復旧
- ケ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- コ 社会秩序の維持
- サ 公共施設・設備の応急復旧
- シ 災害広報活動（随時）
- ス ボランティアの受け入れ（随時）
- セ 二次災害の防止（随時）

4 廃止基準

村長は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策がおおむね完了と認めるときは、災害対策本部の廃止を決定する。

5 災害対策本部が設置されない場合

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で災害対策本部が設置されないときは、当該災害の態様、規模等に応じた組織体制により災害応急対策を行う。

6 警戒本部の設置

(1) 警戒本部の設置

以下の状況において、災害対策本部を設置するにいたらない場合、警戒本部を設置する。

設置基準ア	村内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について庁内の調整が必要な場合。
設置基準イ	気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、村内で災害が発生、又は発生する恐れがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について庁内の調整が必要な場合。

(2) 組織、機能、設置場所等

災害警戒本部長は村長とし、災害警戒本部の組織、機能、設置場所等は、災害対策本部に準ずる。

(3) 事務分掌

各部署の事務分掌は、災害対策本部の事務分掌に準ずる。

(4) 警戒本部廃止基準

廃止基準は、災害対策本部に準ずる。

(5) 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応する。この場合の分掌は、災害対策本部内の事務分掌に準ずる。

なお、村長は、必要に応じ、県水防計画の定めるところにより水防本部を設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

7 事務業務

[1 / 4]

班 名	課 名 (課 長)	事 務 業 務
総 務 班	総 務 課 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の設置及び廃止に関すること。 2. 本部会議に関すること。 3. 気象予報警報の受信及び伝達に関すること。 4. 災害情報の受信及び応急対策の指示に関すること。 5. 配備体制その他本部命令の到達に関すること。 6. 被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめ報告に関すること。 7. 罹災者、行方不明者の捜索及び遺体に関すること。 8. 要支援者に関すること。 9. 自衛隊派遣に関すること。 10. 相互応援協力に関すること。 11. 防災関係機関に関すること。 12. 防災知識の普及に関すること。 13. 防災訓練に関すること。 14. 避難所（福祉避難所）の指定に関すること。 15. 避難誘導に関すること。 16. 区長、自主防災組織、公共的団体への活動依頼に関すること。 17. 民間企業との物資応援協定に関すること。 18. 物品購入（燃料含む）及び備蓄に関すること。 19. 消防団（水防団）との連絡調整に関すること。 20. 本部車両、予備車、配車等に関すること。 21. 被災地における交通の確保に関すること。 22. 広域避難に関すること。 23. 災害応急処理関係予算に関すること。 24. 国、県等の財政援助、補助金に関すること。 25. その他、他班に属しない事項。

班 名	課 名 (課 長)	事 務 業 務
健康福祉班	健康福祉課 (健康福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助の総合調整に関すること。 2. 救助物資の保管、受払、配分、供与に関すること。 3. 救護施設の管理、使用に関すること。 4. 救護物資の保管、収容処分に関すること。 5. 防疫薬品、救急薬品の調達、供給に関すること。 6. 社会福祉施設被害情報の収集に関すること。 7. 義援金品の募集配分に関すること。 8. 生活福祉資金の貸付指導に関すること。 9. ボランティア活動の支援に関すること。 10. 避難所における健康や衛生等に関すること。 11. 防疫に関すること。 12. 民生児童委員に関すること。 13. 社会福祉協議会との連携に関すること。 14. 医療・助産に関すること。 15. 日本赤十字に関すること。 16. 食料の備蓄に関すること。 17. 生活必需品の備蓄に関すること。 18. 要配慮者や在宅支援者に関すること。 19. 要支援者に関すること。 20. 福祉避難所の運営に関すること。 21. 食品衛生及び清掃に関すること。 22. 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。
住 民 班	住 民 課 (住民課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設及び避難者に係る情報の把握 2. 避難者に対する情報の提供 3. 転出入の取り扱いに関すること。 4. 動物の愛護に関すること。 5. 遺体の安置、埋火葬に関すること。

[3 / 4]

班 名	課 名 (課 長)	事 務 業 務
農 林 班	産 業 課 (産 業 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林関係災害情報の収集に関すること。 2. 応急食料の調達、配給に関すること。 3. 農林業関係被害の応急措置に関すること。 4. 廃棄物の処理に関すること。 5. 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。 6. ごみ・し尿の処理に関すること。 7. 災害時における家畜の防疫に関すること。 8. 被災林道、その他の施設の応急措置に関すること。 9. 山崩れ治山施設等の応急措置に関すること。 10. 生活必需品の受給に対する応援に関すること。 11. 物資購入配分（炊き出し含む）に関すること。 12. 家畜に関すること。 13. 被災農地及び農業用施設の応急措置に関すること。
建 設 班	建 設 課 (建 設 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木関係災害情報の収集に関すること。 2. 被害河川、道路、橋梁の調査、災害予防や応急復旧に関すること。 3. 農地農業用施設災害関係情報の収集に関すること。 4. 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。 5. 道路の交通規制に関すること。 6. 障害物の除去に関すること。 7. 除雪に関すること。 8. 被災施設の応急復旧に関すること。 9. 物資購入配分に関すること。 10. 被災宅地危険度判定に関すること。 11. 災害復旧計画に関すること。
上下水道班		<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急給水に関すること。 2. 水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3. 被災下水施設の応急措置に関すること。 4. 関係機関に対する報告又は連絡に関すること。 5. 水質検査に関すること。 6. 応急・仮設トイレに関すること。

班 名	課 名 (課 長)	事 務 業 務
教 育 班	教 育 委 員 会 (教 育 局 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育関係施設の災害情報の収集に関する事。 2. 学校教育施設の被害調査及び応急措置に関する事。 3. 児童及び生徒の避難等の指導に関する事。 4. 災害時における児童及び生徒の応急教育に関する事。 5. 社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急措置に関する事。 6. 関係機関に対する報告又は連絡に関する事。 7. 学用品等の支給に関する事。 8. 避難施設の運営及び維持管理に関する事。 9. 応急時における学校給食に関する事。 10. 応急仮設住宅の用地に関する事。
企 画 班	企 画 課 (企 画 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通信手段の確保に関する事。 2. 広報・広聴に関する事。 3. 報道機関との連絡調整に関する事。 4. 応急仮設住宅、公営住宅及び空家等の提供に関する事。 5. 災害記録写真の撮影及び各種資料の収集に関する事。 6. 復興計画の策定に関する事。
税 務 班	税 務 会 計 課 (税 務 会 計 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災証明、罹災証明に関する事。 2. 課税の徴収猶予及び減免に関する事。 3. 災害関係経費の出納に関する事。 4. 災害義援金品に関する事。 5. 災害弔慰金に関する事。 6. 災害復旧基金に関する事。 7. その他各班の協力要請により協力する。
協 力 班	議 会 事 務 局 (議 会 事 務 局 長)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設及び避難者に係る情報の把握。 2. 避難者に対する情報の提供。 3. その他各班の協力要請により協力する。

第8節 動員計画

1 動員の伝達

(1) 動員を要する場合

各課長（班長）は、次の警報の1以上が村の地域に発表されたときは、その状況により災害対策本部の設置の場合に備え、所要の措置をとる。

この場合、配備等については、あらかじめ計画し、課員（班員）に徹底しておく。

・ 特別警報 ・ 警報 ・ 注意報（状況による）

(2) 災害対策本部が設置される場合

本部の配備については、本部長の命に基づき、次の順序で伝達する。

災害対策本部長 → 本部室 → 本部員 → 各班 → 班員
 [村 長] [総務課長] [各課長] [各 課] [各課員]

(3) 災害対策本部が設置される前の場合

ア 勤務時間中における動員

村 長 → 総務課長 → 各課長 → 各課員

イ 勤務時間外における動員

夜間等勤務時間外・休日等においては、宿日直者等は、次の順序で電話等により、速やかに伝達し、要員の確保に努める。

宿日直者等 → 村 長 → 総務課長 → 各課長 → 各課員

(4) 配備計画

本部における班員の配備態勢は、次のとおり。

動員区分	状 況	配備体制・動員規模
第1号配備	災害発生のおそれがある場合及び小規模の災害が発生した場合。	所属人員の2割から4割までの人員を配備し、応急措置にあたる体制。
第2号配備	中規模の災害の発生が予想される場合及び中規模の災害が発生した場合。	所属人員の4割から6割までの人員を配備し、応急措置にあたる体制。
第3号配備	大規模の災害の発生が予想される場合及び発生した場合。	所属人員の全員を配備し、応急措置にあたる体制。

(5) 要員の動員表

課 名	班 名	第1号配備	第2号配備	第3号配備
総 務 課	総 務 班	課長、係長及び消防担当	課長、係長、主任及び担当	全 員
健康福祉課	健康福祉班	課長、係長	課長、係長、担当	全 員
住 民 課	住 民 班	課長	課長、係長、担当	全 員
産 業 課	農 林 班	課長、係長	課長、係長、主任及び担当	全 員
建 設 課	建 設 班	課長、係長	課長、係長、主任及び担当	全 員
	上下水道班	課長、係長	課長、係長、主任及び担当	全 員
教育委員会	教 育 班	局 長	局長、係長、担当	全 員
企 画 課	企 画 班	課 長	課長、係長、担当	全 員
税務会計課	税 務 班	課 長	課長、係長、担当	全 員
議会事務局	協 力 班	局 長	局長、係長	全 員

(6) 動員連絡責任者

課名	総括副	職名	勤務時間外の連絡方法
総務課	正	総務課長	0278- -
健康福祉課	副	健康福祉課長	0278- - 0278- -
住民課	副	住民課長	0278- -
産業課	副	産業課長	0278- -
建設課	副	建設課長	0278- -
教育委員会	副	局長	0278- -
企画課	副	企画課長	0278- -
税務会計課	副	税務会計課長	0278- -
議会事務局	副	局長	0278- -

(7) 登庁の方法

登庁に当たって、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮すること。

(8) 登庁時の留意事項

登庁に当たっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・総務班（総務課）に報告すること。

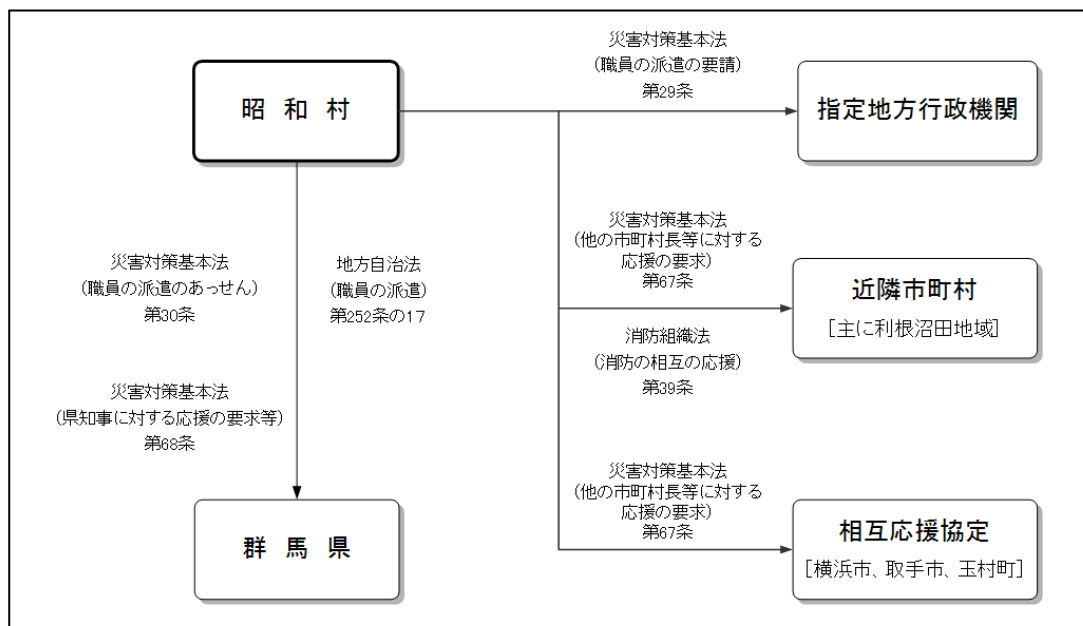
(9) 登庁の免除

災害により、本人又は家族が負傷又は疾病の場合、あるいは住居が損壊するなど、自らが被災した場合には、所属長に対し、その旨を報告し、登庁の免除を受けること。

第9節 相互応援協力計画

これは災害地において、村が他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救護物資等の相互融通、応急等に協力して、災害応急対策の迅速かつ、円滑化を図るための計画である。

1 法律、協定等に基づく応援、協力の要請系統図



2 市町村との消防相互応援協定

消防機関は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請する。

資料6 消防相互応援協定書

資料7 火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書

3 市町村との災害時における相互応援協定

災害対策基本法第67条に定める災害応急措置に関する応援、協力について、市町村と協定を締結するよう努める。

なお、協定書の締結がない場合であっても、でき得る限り、近接市町村と相互に応援協力するよう努める。

4 応援要請に対する措置

村長は、隣接市町村から応援要請があったときは、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応じるものとし、平素から態勢の整備に努める。

- 資料11 災害時における相互応援に関する協定（横浜市）
 資料12 昭和村及び取手市災害時相互応援に関する協定
 資料13 昭和村及び玉村町友好交流協定書
 資料17 関東町村会災害時における相互応援に関する協定
 資料20 災害時における相互応援に関する協定（沼田市及び利根郡内の町村）

5 村が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

(1) 国の機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条の規定に基づき、村長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。

(2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請

災害対策基本法第30条の規定に基づき、村長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17の規定に基づき、村長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を求める。

6 県に対する応援の要請

(1) 災害対策基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、村長が知事に対し応援を求める。

(2) 村は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し災害マネジメント総括支援員の派遣を要請することができる。

[参考] 村において想定される受援業務

避難所運営、物資の受入れ、物資集積拠点の運営、災害ボランティアの受入れ
 住家の被害認定調査、罹災証明書の発行、災害箇所調査、査定準備、応急復旧
 避難所等での健康相談、健康調査、健康指導等、みなし仮設住宅の申込み受付等

7 民間団体等の協力応援体制の確立

村長は、民間団体等と平素から協力体制の確立に務め、あらかじめ民間団体等と応援の種類、手続等の必要な事項について協定を締結する。

- 資料14 大規模災害時における災害応急提携業務に関する協定書（昭和村商工会）
 資料15 大規模災害時における応急生活支援物資供給等業務に関する協定書（グリーンスコーレ）
 資料19 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書（生活協同組合コープぐんま）

第10節 自衛隊災害派遣要請計画

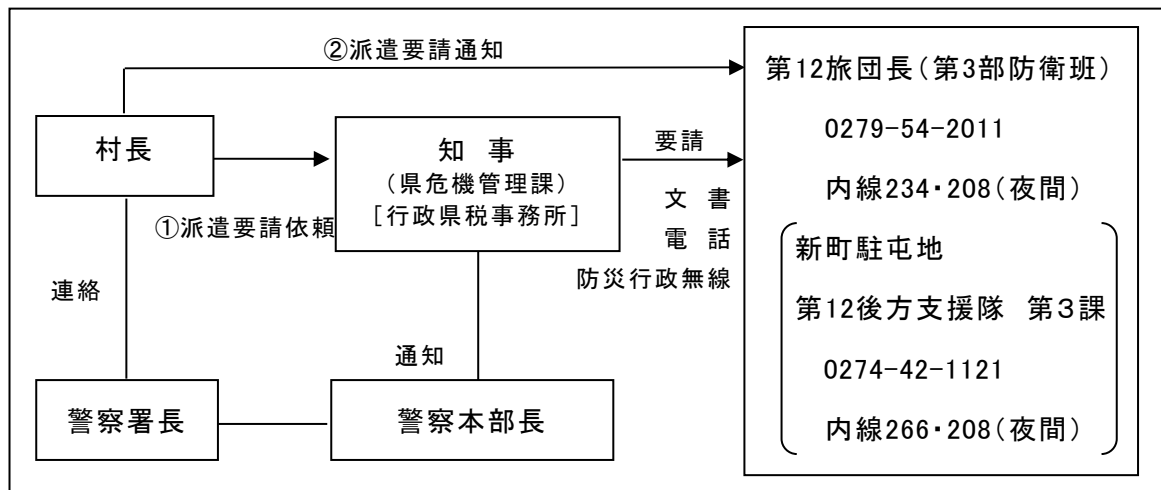
ここでは、災害応急対策実施のため、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する場合の手続を定める。

1 要請する災害

災害時における人命又は、財産保護のため必要な応急対策の実施が村等において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合には、自衛隊の派遣を要請する。

2 派遣の要請

- (1) 村長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事（危機管理課）に要求する。
- (2) (1)の要求は、次の様式に基づき文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。
- (3) 村長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び村の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (4) 村長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び村の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知する。
- (5) 村長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知する。



3 事務手続

自衛隊の派遣を依頼し、又は要請するときは、次の様式により行う。

年 月 日
群馬県知事 あて
昭和村長 印
自衛隊の災害派遣要請の要求について
災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。
記
1 災害の情况及び派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容
4 その他参考となるべき事項
例) ・必要な車両、航空機、資機材
・必要な人員
・連絡場所及び連絡責任者

4 災害派遣活動の総合調整

災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて県の現地災害対策本部又は村災害対策本部に県、県警察、村、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保する。

5 派遣要請後の変更手続

村長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行う。

6 撤収要請の要求

村長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに知事(危機管理課)に対し、文書で撤収の要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

7 費用分担区分

派遣部隊が活動に要した費用のうち、次のものは村が負担する。これ以外の費用の負担区分については、派遣を受けた村と自衛隊とで協議して定める。

また、派遣部隊が、2以上の市町村にわたり活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して決める。

- (1) 宿泊施設の借上料
- (2) 宿泊施設の汚物処理費用
- (3) 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- (4) 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

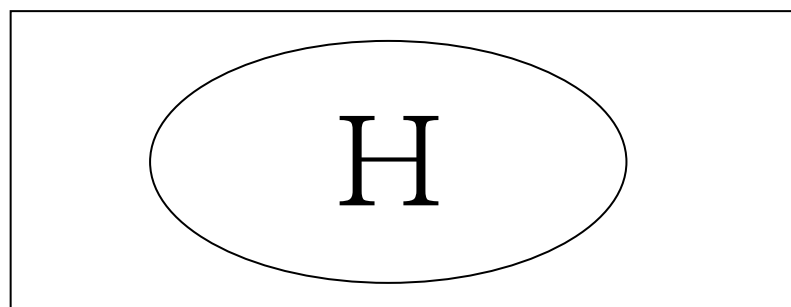
8 派遣部隊の受け入れ

- (1) 派遣部隊の宿泊可能施設

施設名	管理者	電 話	宿泊場所
昭和村公民館	村 長	0 2 7 8 - 2 4 - 5 1 2 0	糸井405-1

- (2) ヘリポート

施設名	管理者	電 話	場所（運動場）
昭和村南小学校	校 長	0 2 7 8 - 2 4 - 6 0 0 2	校 庭
昭和村東小学校	校 長	0 2 7 8 - 2 2 - 2 5 1 6	校 庭
総合運動公園	村 長	0 2 7 8 - 2 4 - 7 6 6 7	多目的グラウンド
			芝 生 広 場
千年の森J-wings スポーツセンター	株式会社タ ウザントヴ アルト	0 2 7 8 - 2 1 - 2 3 7 7	昭和の森多目的広場



(注) ヘリポートの表示は、石灰で直径10m位の円を画き、発煙、旗等により明示すること。

第11節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

1 浸水被害の拡大の防止

- (1) 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施する。
- (2) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

2 土砂災害の拡大の防止

- (1) 土砂災害防止事業実施機関及び村は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して土砂災害危険箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や村民に周知を図り、適切な警戒避難を確保する。
- (2) 土砂災害防止事業実施機関は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等を行う。

3 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去等、応急対策を講ずる。

4 雪害の拡大の防止

- (1) 道路管理者は、積雪による交通事故の発生を防止するため、道路の除雪を実施する。
- (2) 村は、積雪による家屋の倒壊を防止するため、村民に対し、屋根の雪下ろし等の除雪を督促するとともに必要に応じ支援を行うよう努める。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、民生委員、行政区、消防団と連携して除雪の支援を行う。

なお、雪下ろし等の除雪作業に当たり、転落等の事故防止について、注意を喚起する。

5 地震による二次災害の防止活動

- (1) 村及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、村民の避難、応急対策を行う。
- (2) 前橋地方気象台は、応急活動を支援するため、余震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

6 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 村は、余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

県（建築課）は、建築技術職員及び民間の応急危険度判定士等を活用して、建築物等の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずる。

- (2) 村は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、村民の安全の確保を図る。

県（建築課）は、被災宅地危険度判定士を活用し、調査・危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずる。

第12節 救助・救急・医療等活動計画

1 村民、行政区（自主防災組織）及び事業所（企業）による救助・救急活動

- (1) 大規模災害の発生直後は、道路の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、村民、行政区（自主防災組織等）及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努める。
- (2) 救助・救急活動に必要な資機材については、群馬県地域防災センター、利根沼田行政県税事務所等の備蓄倉庫、土木事務所、消防本部・消防署、消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受ける。
- (3) 村民、行政区（自主防災組織等）及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力する。

2 村による救助・救急活動

村は、必要に応じて、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせる。
また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請する。
なお、活動に当たっては、保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置又は救護班を派遣する。

3 関係機関の連携

村、消防機関、警察機関、自衛隊及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。
この際、必要に応じ関係機関で構成する会議を設置して活動の円滑化を図る。

4 被災地域内の医療機関による医療活動

- 被災地域内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行う。
- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
 - (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。

- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、村又は県（消防保安課又は医務課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

[医療機関一覧表]

施設名	所在地	電話番号
森下診療所	昭和村大字森下1024	0278-24-6000
今成歯科医院	昭和村大字糸井381	0278-24-1211

5 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 村は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置する。
- (2) 村は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請する。

6 災害救助法に基づく医療の基準

対象者	・災害により医療の途を失った者
医療の実施	・救護班により行うこと。 ・ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。
医療の範囲	・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容、 ・看護
救助期間	・災害発生の日から14日以内
対象経費	・救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 ・病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 ・施術者：協定料金の額以内
主な留意点等	・災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。 ・被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。 ・患者の経済的要件は問わない。

7 災害救助法に基づく助産の基準

対象者	・災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者
助産の実施	・救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない
助産の範囲	・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置、 ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
救助期間	・災害発生の日から7日以内
対象経費	・救護班：使用した衛生材料費等の実費 ・助産師：慣行料金の100分の80以内の額
主な留意点等	・災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。 ・被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。 ・本人の経済的要件は問わない。

資料：「群馬県災害救助法施行細則」（群馬県、令和元年11月）

「災害救助事務取扱要綱」（内閣府政策統括官付参事官、平成30年4月）

※国及び県の基準が変更された場合はそれに準じる。

8 医療助産資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保する。

村は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請する。近傍の医療助産用資材の調達は、以下のとおり。

[薬局一覧表]

施設名	所在地	電話番号
山田調剤薬局	沼田市東原新町1855	0278-22-2760
宮前薬局	沼田市下之町甲1022	0278-24-1615

9 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、村、県（危機管理課）及び救出活動実施機関は、相互に調整のうえ、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請する。

10 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分ける。

軽傷病者については、救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行う。

11 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

12 被災地域外での医療活動

村又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し、後方医療活動の要請をするよう、県（医務課）に求める。

資料8 災害時の医療救護活動についての協定書

第13節 交通の確保・緊急輸送活動計画

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は、次のとおりとする。

段 階	輸送する人・物等
第1段階	ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア (1)の続行 イ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	ア (1)、(2)の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

第14節 交通応急対策計画

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、若しくは災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止又は制限等は、次に定める。

1 交通状況の把握

- (1) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、県（道路管理課・危機管理課）に連絡する。
- (2) 道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県（道路管理課）及び県警察に連絡する。

2 交通規制の実施

村は、災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、警察官等の関係機関と連携し、円滑な通行の確保を図る。

- (1) 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県（道路管理課・危機管理課）及び村と協議のうえ（協議するいとまがないときは協議を省き）、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間（以下「**通行禁止区域等**」という。）を決定し、交通規制を実施する。
- (2) 県警察は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定等に基づき交通誘導の実施等を要請する。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資する。
- (3) 県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県（道路管理課・危機管理課）、村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により村民等に周知徹底を図る。
- (4) 県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、警察車両による先導等を行う。
- (5) 警察官（警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官）は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるとき

は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じる。

- (6) (5)の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官(警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官)は、自ら当該措置をとる。
- (7) 県公安委員会(警察本部・警察署)は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (8) 県(道路管理課・危機管理課)及び村は、交通規制を行う必要があると認めるときは、県警察にその旨を連絡する。

3 道路啓開等

- (1) 道路管理者は、道路啓開等(雪害においては除雪を含む。)を行い、道路機能の確保に努める。
- (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う路上の障害物の除去(除雪を含む。)に協力する。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- (4) 知事(道路管理課)は、災害対策基本法第76条の7の規定に基づき、道路管理者である村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- (5) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等(雪害における除雪を含む。)に必要な人員、資機材の確保に努める。
- (6) 県(道路管理課)は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、道路管理者に対し応急復旧等の実施を要請する。

4 その他の交通規制

(1) 警察署長が行う交通規制

警察署長は、所管する道路について災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその状況に必要ながあると認められるときは、道路交通法第4条第1項（公安委員会）及び同法第5条第1項、同法施行令第3条の2第1項（警察署長）の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 警察官が行う交通規制

警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

(3) 消防吏員による交通規制

警察官がその場所にいない場合に限り、消防吏員は職務遂行にあたり、消防機関が使用する緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置を講ずることができる。

(4) 交通指導員による交通規制

村長は、警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

5 航空輸送の確保

(1) 村におけるヘリポート

負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。このため、村は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図る。

ヘリポートの場所
昭和村総合運動公園
昭和村東小学校
昭和村南小学校
千年の森J-wings スポーツセンター

(2) ヘリポートの応急復旧等

ヘリポートが使用できない場合は、臨時ヘリポートを設置する。

なお、応急復旧は、施設管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施する。

6 輸送拠点の確保

(1) 県（危機管理課）及び村は、「群馬県地域防災計画」－「風水害・雪害対策編」－「第1部 第2章 第11節 緊急輸送活動体制整備計画」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考にして、被害状況、道路等の損壊状況を考慮して、輸送拠点として県（危機管理課）は県物資集積拠点を、村は村物資集積拠点を開設するとともに、関係機関、村民等にその周知徹底を図る。

(2) 村及び県（危機管理課）は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効果的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、必要に応じて、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る

資料 10 「道の駅」の防災総合利用に関する基本協定書

第15節 輸送計画

1 実施担当機関

災害輸送は、その応急対策を実施する課が行う。ただし、各課において、調達できないときは、総務課が調達を援助する。

2 災害輸送の種別

災害輸送は、次のうち最も適切な方法により実施する。

(1) 車両等による輸送

- ア 村及び災害応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体等の車両等
- ウ 農業用車両等
- エ その他自家用車両等

(2) 航空機による輸送

医薬品、防疫器材等を緊急に輸送する必要があるときは、県防災ヘリコプターを活用し、又は、県（危機管理課）に対し、自衛隊の航空機等の派遣要請を要求するほか、必要に応じ民間航空機の協力を要請する。

(3) 緊急交通路の整備及び救援物資広域集積場所の確保

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資輸送のための緊急交通路の確保等に努める。

また、救助活動等現地活動が円滑に行われるよう救援物資集積場所を道の駅「あぐりーむ昭和」に設置する。

3 調達方法

(1) 自動車等の調達は原則として村所有車とし、不足するときは(2)による。

(2) (1)により不足するときは、次の事項を明示し、総務課に調達を依頼する。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量又は台数
- ウ その他

4 村有車両の一覧表

令和5年4月1日現在

	普通乗用車	軽貨物車	軽乗用車	ワゴン車	トラック	中型バス	バイク	消防指令車	合計
総務課	1		1			3		2	7
企画課 (昭和の森)			3						3
税務会計課									0
健康福祉課			1						1
産業課 (旬菜館)									0
建設課	1		2						3
住民課									0
議会事務局	1								1
教育委員会	1	3	1	1	2				8
統括管理	8	1	7	2	1				19
合計	12	4	15	3	3	3	0	2	42

5 緊急通行車両の確認

- (1) 知事(危機管理課・行政県税事務所)又は県公安委員会(警察本部・警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行う。
- (2) 緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じて対象車両を区分する。
- (3) 知事(危機管理課・利根沼田行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部・警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し緊急通行車両の確認を行う。
- (4) 緊急通行車両の確認の手続のうち、申請に関する内容は次のとおり。
 - ア 申出者 当該車両の使用者
 - イ 申出書の様式 別記様式1
 - ウ 受付窓口 県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課

[対象車両の区分]

区 分	対 象 車 両
第 1 順位	<p>ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資</p> <p>イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資</p> <p>ウ 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員</p> <p>エ 医療機関に搬送する重傷者</p> <p>オ 交通規制に必要な人員及び物資これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。</p> <p>カ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等</p> <p>キ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資</p> <p>これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。</p>
第 2 順位	<p>ア 食料、水等生命の維持に必要な物資</p> <p>イ 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送</p> <p>ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。</p> <p>エ 災害復旧に必要な人員及び物資</p> <p>オ 生活必需品</p> <p>これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。</p>
第 3 順位	<p>ア 災害復旧に必要な人員及び物資</p> <p>イ 生活必需品</p> <p>これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。</p>

様式 1

年 月 日	
緊急通行車両使用申出書	
様	
申出者(住所又は所在地) (氏名又は団体名) (電話番号)	
車両の登録番号	
車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)	
通 行 日 時	
通 行 経 路	出発地
	目的地
備 考	

第16節 応急仮設住宅計画

1 応急仮設住宅建設予定地

村長は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、あらかじめ把握している候補地から適当な場所を選定しておく。

なお、村の応急仮設住宅建設予定地は以下のとおりである。

また、災害の状況により、他の場所を必要とする場合には、村有地を原則としつつ、その他の土地も検討した上で村長が決定する。

応急仮設住宅建設予定地
昭和村総合運動公園

2 応急仮設住宅の建設

- (1) 災害救助法による応急仮設住宅の建設は、群馬県地域防災計画の定めるところにより知事が行ない、村長（企画課）は、補助機関として入居者の選定及び敷地の確保について協力する。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生日から1カ月以内の完成を目標とする。
- (3) 公営及び民営の賃貸住宅及び空き家住宅の空室状況を調査し、応急仮設住宅の建設のみでは対応できない場合は、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行う。
- (4) 村は、要配慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮する。
- (5) 村は、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努める。
- (6) 村は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合に備えて、村内及び沼田市の事業者と調整しておく。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
村 内 全 業 者	昭和村内	—
沼田市内建設業者並びに建材店	沼田市内	—

3 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与基準

(1) 建設型仮設住宅

対 象 者	・住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者
費用の限度額	・1戸当たり平均 5,714,000円以内
住宅の規模	・応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
集会施設の設 置	・おおむね50戸に1施設設置可
着 工 時 期	・災害発生の日から20日以内
救 助 期 間	・完成の日から最長2年（建築基準法85条）
主な留意点等	・被災者の当面の住まいを確保するため、法の対象外ではあるが、県及び村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。 ・高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。

(2) 借上型仮設住宅

対 象 者	・住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者
費用の限度額	・地域の実情に応じた額
住宅の規模	・世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模
着 工 時 期	・災害発生の日から速やかに提供
救 助 期 間	・最長2年（建設型仮設住宅と同様）
主な留意点等	・あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後、ただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。

資料：「群馬県災害救助法施行細則」（群馬県、平成30年3月）

「災害救助事務取扱要綱」（内閣府政策統括官付参事官、平成30年4月）

※国及び県の基準が変更された場合はそれに準じる。

4 応急仮設住宅の運営管理

(1) 村又は県(建築課・住宅政策課)は、以下の事項に配慮して応急仮設住宅の

適切な運営管理を行う。

- ア 応急仮設住宅における安心・安全の確保
- イ 孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア
- ウ 入居者によるコミュニティの形成及び運営
- エ 女性の参画の推進、生活者の意見の反映
- オ 必要に応じた家庭動物の受入れ

(2) 村又は県(建築課)は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営には、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努める。

(3) 入居者基準

選定方法は、県が「選定基準」を作成し、県が村に選定と入居手続事務を委任する。その後、村が入居者を選定して応募者に通知する。選定結果は、村が県に通知する。

(4) 入居者の管理

入居者の管理は、以下の台帳を用いる。

[応急仮設住宅入居者台帳]

応急仮設住宅の状況					世帯の状況									今後の意向等	
応急仮設住宅番号	住宅名称	棟・部屋番号	入居年月日	入居資格 (選定基準)	被災前住所	世帯主氏名	性別	年齢・歳	職業	所得・円	緊急連絡先	家族数・人	医療・福祉サービス状況	住宅の再建意向	

5 災害救助法に基づく住宅の応急修理基準等

(1) 応急修理基準

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者
救助期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から1か月以内に完了
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うもの敏、次に掲げる額以内 [半壊又は半焼に準ずる程度] 1世帯当たり300,000円 [それ以外] 1世帯当たり595,000円以内
主な留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的とする。 ・そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は想定外。 ・全壊（焼）の場合は対象外だが、修理で居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能。（ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可） ・借家等は対象外だが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理が困難な場合は対象となり得る。 ・会社の寮や社宅、公営住宅等は、その所有者が実施すべきなので対象外。

資料：「群馬県災害救助法施行細則」（群馬県、令和元年11月）

「災害救助事務取扱要綱」（内閣府政策統括官付参事官、平成30年4月）

※国及び県の基準が変更された場合はそれに準じる。

(2) 応急修理の管理

応急修理住宅入居者の管理は、以下の台帳を用いる。

[応急修理住宅入居者台帳]

応急修理住宅番号	住宅名称	住所	入居年月日	選定基準	世帯主氏名	性別	年齢・歳	職業	所得・円	緊急連絡先	家族数・人	の医療・福祉サービス状況	住宅の再建意向	修理箇所概要	年修理月着日工	年修理月完日成	修理費

第17節 広域一時滞在

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議する。
- (2) 被災した市町村は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した村民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した村民を受け入れる。この場合において、協議先市町村は、被災した村民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供する。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した村民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、協議した市町村（以下本項目において「協議元市町村」という。）に対し、通知する。
- (5) (4)の通知を受けた協議元市町村は、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告する。
- (6) 協議元市町村は、協議先市町村と協議の上、具体的な村民の避難先、避難手段等を決定し、村民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (7) 県（危機管理課ほか）は、指定地方公共機関等と協力し、村民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を市町村へ行う。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 県（危機管理課）は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と

協議を行う。

また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

- (3) 県（危機管理課）は、（2）の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく報告する。
- (4) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災村民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を（1）の協議を求めた市町村に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) （1）の協議を求めた市町村は、（4）の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示する。
- (6) （1）の協議を求めた市町村は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な村民の避難先、避難手段等を決定し、村民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。
- (7) 県（危機管理課ほか）は、指定地方公共機関等と協力し、村民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を（1）の協議を行った市町村へ行う。

第18節 県境を越えた広域避難者の受け入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災県から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。このため、村は、群馬県地域防災計画にならって県境を越えた広域避難者の受け入れに迅速に対応する。

1 収容可能な避難施設情報の把握

村（総務課）は、あらかじめ指定した避難所の中から、収容可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。

2 受入窓口の設置

- (1) 県（総務部）は、県内市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等県内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「**群馬県広域避難者受入総合窓口**」を設置する。

また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を被災県及び県内市町村へ通知する。

- (2) 村（総務課）は、避難所の連絡調整や割り振り等の調整を実施するため、「**市町村広域避難者受入総合窓口**」を設置する。

なお、村が窓口を設置した場合、速やかに県（総務部）へ報告する。

- (3) 村は、受入窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。

- (4) 村は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置する等、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

3 県内市町村との協力

村は、県内市町村と広域避難者の受け入れに係る情報共有に努め、協力して支援に当たる。

4 広域避難者の受け入れ

- (1) 広域避難者の受け入れ通知を受けた場合、村は避難所を開設し、広域避難者の受け入れを実施する。

- (2) 群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、開設さ

れた群馬県又は県内市町村の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へと移動する。

- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は市町村においてバス等の移動手段を手配する。

5 避難所の運営

(1) 避難所の運営

管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握、良好な生活環境の確保及び要配慮者等への配慮等は、村の計画を準用する。

(2) 広域避難者に係る情報等の県への報告

村は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報等避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。

(3) 広域避難者に係る情報等の被災県への報告

県（総務部）は、村から報告を受けた情報について、被災県へ提供する。この場合、国等が運用するシステムの活用も検討する。

(4) 被災県からの情報等の避難者への提供

県（総務部）は、被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について村を通じて、広域避難者へ随時提供する。

6 児童・生徒の受け入れ

村教育委員会及び県（教育委員会）は、児童・生徒の通学が必要となる際は、本人及びその保護者の意向を確認したうえで、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受け入れ等の対応を実施する。

7 避難所の閉鎖

村は、県から閉鎖通知を受けた場合、速やかに避難所を閉鎖する。

第19節 食料供給計画

災害時に避難者、罹災者及び従事者等に対する応急的な炊き出し、その他食料の供給について、必要な食料の確保と供給を期するための計画である。

なお、災害救助法が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則による。

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

村は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を策定する。

また、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえる。

2 調達方法

- (1) 村（産業課）は、備蓄食料を協定事業者等から調達する。
- (2) 協定事業者から調達ができない場合は、次の手段により速やかに調達する。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援の要請
- (3) 調達する食料等は、米（アルファ米含む）、弁当、ペットボトル飲料、アレルギー除去食品等、状況に応じて柔軟に対応する。
- (4) 村は、政府所有米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県を通じ、又は直接関東農政局に対し、応急用米穀の供給を要請する。

3 供給経路

- (1) 初期段階は、原則として、村民及び事業所自らが備蓄した食料による。
- (2) 自主防災組織は、備蓄倉庫等に保管してある備蓄食料を必要に応じ避難者へ供給する。
- (3) 状況に応じて県、ボランティア団体等に協力を要請する。

4 供給方法

(1) 避難所に収容された者及び従事者

村長（産業課）は、調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された組又は班等の責任者を通じて供給する。

(2) 罹災者

村長は、調達した食料を直接供給するほか、小売販売業者及び取扱者を指定して行う。

5 物資の配給

村長（建設課）が、給水するとき、給与する世帯主と**受領書**を交わす。

また、以下の点に配慮する。

(1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。

なお、炊出しについては、自主防災組織、婦人会、ボランティア等の協力を得る。

(2) 平等かつ効率的な配給に努め、特に、避難者と在宅者とを隔てることのないよう配慮する。

(3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。

また、周知は、外国語も使用するなど、外国人にも配慮する。

(4) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

6 食品衛生の確保

村は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

7 炊き出しについて

(1) 炊き出し場所

村長の指定した炊き出し場所（避難所等）及び災害の状況を考慮し、適当と認めた場所（区民館、学校、その他公共施設）で行う。

(2) 炊き出し方法

村長（産業課）が、行政区、婦人会等の協力を得て行う。

8 災害救助法に基づく炊き出しその他による食品の給与基準

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に避難している者 ・住家被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たり1,160円以内 (1人平均かつ3食でという意味)
救助期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から7日以内
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・主食費、副食費、燃料費等
主な留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し等の給与は、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。 ・握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入可。 ・炊き出しが長期化する場合、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮。 ・避難者以外の職員やボランティア等の食事は対象外。

資料：「群馬県災害救助法施行細則」（群馬県、令和元年11月）
「災害救助事務取扱要綱」（内閣府政策統括官付参事官、平成30年4月）
※国及び県の基準が変更された場合はそれに準じる。

資料14 大規模災害時における災害応急提携業務に関する協定書（昭和村商工会）

資料15 大規模災害時における応急生活支援物資供給等業務に関する協定書（グリーンスコレ）

資料19 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書（生活協同組合コープぐんま）

第20節 衣料、生活必需品等物資供給計画

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

村は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てる。

なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえて状況把握に努める。

2 生活必需品の調達

救助法を適用するにいたらない災害の場合、村長が実施する。

この場合、村は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達する。

- (1) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
- (2) 製造・販売業者からの購入
- (3) 他市町村に対する応援の要請
- (4) 県に対する応援要請
- (5) 義援物資の募集

3 物資の購入配分計画

物資購入配分計画表を作成し、速やかに関係業者（団体）と協議し確保する。

〔物資購入配分計画表〕

住家被害程度 区分 〔該当するものに ○をつける〕	世帯主 氏名	基礎と なった 世帯構 成人員 ※詳しく	給与 日	物資給与品目 ※品目に応じて列をふやす						実支 出額・ 円	負担区分 〔該当する ものに○を つける〕
				被 服	寝 具	日 用 品	炊 事 用 具	食 器	光 熱 材 料		
[全壊・全焼・ 流失・半壊・半 焼・床上浸水]											県負担 村負担

4 物資の配給

村長（産業課）が物資を配給するとき、給与する世帯主と受領書を交わす。

また、以下の点に配慮する。

- (1) 平等かつ効率的な配給に努め、特に、避難者と在宅者とを隔てることのないよう配慮する。
- (2) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。
また、周知は、外国語も使用するなど、外国人にも配慮する。
- (3) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

[物資給与及び受領書]

住家被害程度区分	全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水	給与の基礎となった世帯構成員数					
災害救助用物資として次のとおり受領しました。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 住 所 世帯主名							
給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

注 被災者の受領年月日は、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日とする。

5 燃料の供給

村（総務課）は、燃料の供給が不足した場合、村民の安全を確保するために特に重要な施設等について、優先的に燃料の供給を行うよう村内ガソリンスタンド・給油所へ要請する。

また、業務に関係する村民の安全を確保するため、特に重要な施設等の燃料不足の情報を取りまとめ、県へ報告する。

資料 18 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書

6 災害救助法に基づく被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与基準

対象者	・住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者
費用の限度額	・住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	・災害発生の日から10日以内
対象経費	・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料
主な留意点等	・現金給付は無論のこと、商品券等の金券も認められない。 なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。 ・被服等の給貸与はすべて世帯単位で行われるので、必要な場合は限度額に関する特別基準を設定する。 ・各世帯の被災状況を確認することなく、一律に同数配布する等の運用は厳に慎む。

資料：「群馬県災害救助法施行細則」（群馬県、令和元年11月）

「災害救助事務取扱要綱」（内閣府政策統括官付参事官、平成30年4月）

※国及び県の基準が変更された場合はそれに準じる。

資料14 大規模災害時における災害応急提携業務に関する協定書（昭和村商工会）

資料15 大規模災害時における応急生活支援物資供給等業務に関する協定書（グリーンスコール）

資料19 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書（生活協同組合コープぐんま）

第21節 給水計画

災害による飲料水の枯渇、汚染、水道施設の被害等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小必要限度の量の飲料水を供給し、罹災者を保護するための計画である。

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

村は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てる。

なお、需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努める。

2 飲料水の調達

飲料水の供給は、村長（建設課）が行う。ただし、被害が甚大で飲料水の供給ができないときは、次の手段により速やかに調達する。

- (1) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
- (2) 製造・販売業者からの購入
- (3) 他市町村に対する応援要請
- (4) 県に対する応援要請

3 補給水利の所在水量

所在地	名称	水源水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	種別
永井	南部簡易水道	432	地下水
糸井	中央簡易水道	1,580	湧水
貝野瀬 生越	北部簡易水道	920	湧水 地下水
中野	東部簡易水道	2,054	表流水

種別	所在箇所	能力
配水池	12か所	2,983.56 (t)

4 給水方法

給水を必要とする場所において、消火栓から給水し、これが不能の場合は運搬給水による。

5 物資の配給

村長（建設課）が給水するときは、給与する世帯主と**受領書**を交わす。

また、以下の点に配慮する。

- (1) 平等かつ効率的な配給に努め、避難者と在宅者とを隔てることのないよう配慮する。
- (2) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に周知を図る。
また、周知は、外国語も使用するなど、外国人にも配慮する。
- (3) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

6 水道施設の応急復旧

(1) 地震の場合

地震により配水管が破損した場合は、応急的に至近距離にある制水弁を閉鎖して断水区域を最小限度に止め、要員を非常招集して復旧する。

また、村の指定水道業者及び建設業者の協力により早期の復旧にあたる。

(2) 落雷の場合

落雷により、水道施設の送配電線及び電気機器に被害を受けた場合は、東京電力パワーグリッド（株）群馬支店渋川支社に連絡する。

(3) 火災の場合

火災の場合の被害は、主として各家庭の給水立上り等が被害を受けるので作業員に出動を要請し、漏水を止めるとともに臨時給水栓を設置する。

(4) 水害の場合

水害により、被害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、要員を待機させ器具資材等を整備して、施設の損壊、漏水等を速やかに復旧する。

7 給水の応援要請

水害及び地震等の災害により、甚大なる被害を受け、水源の汚染による使用不

能又水道施設等の復旧に相当の期間がかかると認められるときは、県、近接市町村又は自衛隊に給水の応援を要請する。

8 災害救助法による飲料水の供給基準

対象者	・災害により現に飲料水を得ることができない者
救助期間	・災害発生の日から7日以内
対象経費	・水の購入費 ・給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上げ費、修繕費及び燃料費 ・浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費
主な留意点等	・住家の被害は問わない。 ・炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。 ・水道事業者が行う配水管の修理や仮配管の設置費は認められない。 ・同様に新たな水源開発するボーリング調査や井戸さらい等の費用も対象外。 ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象。

資料：「群馬県災害救助法施行細則」（群馬県、令和元年11月）

「災害救助事務取扱要綱」（内閣府政策統括官付参事官、平成30年4月）

※国及び県の基準が変更された場合はそれに準じる。

資料14 大規模災害時における災害応急提携業務に関する協定書（昭和村商工会）

資料15 大規模災害時における応急生活支援物資供給等業務に関する協定書（グリーンスコレ）

資料19 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書（生活協同組合コープぐんま）

第22節 清掃計画

1 し尿の適正処理

- (1) 村は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努める。
- (2) 村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達し、避難所又は住宅密集地等に設置するとともに、避難所にマンホールトイレを設置する。
- (3) 仮設トイレの管理は、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努める。
- (4) 村は、村内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請する。県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行う。

2 ごみ(水害廃棄物)の適正処理

- (1) 道路の不通による収集経路の変更、短期間での大量のごみの発生、ごみの腐敗・悪臭の発生等に対応するため、村は、人員及び収集運搬車を確保し、ごみの迅速・円滑な収集・運搬・処理に努めるとともに、ごみ処理施設の応急復旧に努める。
- (2) 収集したごみは、水分を多く含んでいる状態のため、そのままでは処理を行うことが難しく、さらに短期間に大量に排出するため、早期の処理は、困難である。そのため、村は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努める。
- (3) 村は、収集場所、収集日、分別排出等のごみ収集方法について、村民に対して速やかに必要な情報を広報する。
- (4) 村は、村内で生活ごみを処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請する。県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行う。

3 災害時における動物の管理等

村及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずる。

4 清掃班の編成

村（産業課）は、被災地の清掃のため、**清掃班**を編成する。

種 別	班 数	運搬車台数	作業員人数
ふ ん 尿	1 箇班	1 台	2 人～3 人
ご み	1 箇班	1 台	2 人～3 人

5 清掃の方法

清掃班は、以下の方法にて清掃を実施する。

種 別	方 法
ふ ん 尿	し尿くみとりは、バキューム車等による。
ご み	ごみ処理は、トラック等により行う。
死 亡 獣 畜	牛、豚、山羊、めん羊等の死骸は、衛生的に支障のない場所を選んで埋没する。

6 県への報告

(1) 災害時に清掃応急対策を行なったときは、群馬県地域防災計画に定める様式により利根沼田森林環境事務所を經由して、県に報告する。

(2) 村は、自らの市町村内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請する。

県(廃棄物・リサイクル課)は、当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行う。

様式10 清掃施設関係被害及び清掃関係事業等状況報告

7 仮設トイレの設置

村は、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月、内閣府）をもとに、仮設トイレ等の確保及び管理を行う。

(1) 仮設トイレの調達及び設置

村（建設課）は、仮設トイレの必要数を確保するため、関係業者及び県に協力を要請して調達し、避難所、公園等に設置する。

(2) 仮設トイレの管理

ア 村は、仮設トイレの清掃及び消毒のための資機材、薬剤を提供する。

イ 設置場所の管理者及び村民は、清掃及び消毒等に協力する。

第23節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、群馬県地域防災計画に定めるほか、本計画に定めるところにより実施する。

1 実施機関

災害時における被災地の防疫は、村（健康福祉課）が利根沼田保健福祉事務所の指導、指示に基づいて実施する。

2 防疫の種類

村は、県の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

- (1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- (3) 避難所等の衛生保持
- (4) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）
- (5) 村民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

3 防疫活動に必要な薬品の調達

- (1) 村は、必要な医療品及び衛生材料等の調達をする。

なお、必要ある場合は、知事にその供給の申請をする。

- (2) 村又は県（薬務課）は、医薬品又は医療資機材の製造業者若しくは販売業者に連絡し、医療機関への供給を要請する。

4 避難所の防疫指導

「第2節 避難計画」により、避難所を開設したときは、施設管理責任者、県（保健予防課）又は利根沼田保健福祉事務所の指導を得て、防疫措置を実施する。

また、自らの防疫活動が十分でないとき認められるときは、県に協力を要請する。

5 感染症法に基づく必要な措置

村は、感染症患者又は病原体保有者のまん延を防止するために必要があると認めるときは、避難所内において該当者のみの避難スペースの確保や所定の医療機関への入院等の措置をとる。

6 報告

災害時における防疫に関する報告は、「群馬県災害防疫対策実施要綱」により、次の事項の報告書を作成し、利根沼田保健福祉事務所を經由して知事に報告する。

- (1) 被害状況の報告
- (2) 防疫活動状況の報告
- (3) 災害防疫経費所要見込額の報告
- (4) 災害防疫完了報告

様式8 防疫関係被害状況報告

第24節 罹災者救出計画

1 実施機関

救出は、災害のため生命、身体の危険が緊急かつ急迫した場合であるから、災害対策基本法、その他の法令により、災害応急対策の実施責任者や現場にある者は、救出を実施しなければならない。

村長は、災害応急対策の第1次的実施責任者として、救出の必要が生じたときは、速やかに状況に応じた救出を行う。

2 災害救助法に基づく被災者の救出基準

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者
救助期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から3日以内 (死体の捜索の場合は10日以内)
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費
主な留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象外。 ・いわゆる通常の避難は救出に含まない。被災者が能動的に避難しうる場合は、法による救出は要しない。 ・人の救出に限定される。 ・被災した原因は問わない。

資料：「群馬県災害救助法施行細則」（群馬県、令和元年11月）

「災害救助事務取扱要綱」（内閣府政策統括官付参事官、平成30年4月）

※国及び県の基準が変更された場合はそれに準じる。

第25節 行方不明者の搜索及び遺体の処置計画

災害時において死亡していると推定される者の搜索及び死亡者の収容、処理の方法は本計画の定めるところによる。

1 行方不明者の搜索

- (1) 村、消防機関及び警察機関は、相互に協力して行方不明者の搜索に当たる。
- (2) 搜索は、村（総務課）が、消防団等の労働等により救出に必要な機械器具等を使用して実施する。

なお、村において実施できないときは、他機関から応援を受ける。

2 遺体の収容と検視・死体調査及び検案

- (1) 発見された遺体は、村及び警察機関が消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に収容する。
- (2) 県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師及び歯科医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。

また、効果的な身元確認が行えるよう村、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数で群馬県警察医会の医師及び歯科医師のみでは対応が困難な場合は、群馬県医師会及び群馬県歯科医師会の協力を求める。

- (3) 村長（総務課）は、死亡が確認されたときは、次の方法により対処する。
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案（遺体についての死因その他について医学的検査を行う）

3 災害救助法に基づく死体の処理基準

対象者	・災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。
救助期間	・災害発生の日から10日以内
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置： 1体当たり：3,500円以内 ②死体の一時保存： 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用できない場合：1体当たり5,400円以内 <small>（注）ドライアイス購入費の実費加算可</small> ③検案：救助班以外は慣行料金
主な留意点等	・遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡す。 ・遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないことや、原型を止めない程度に変形した遺体がある程度まで修復すること等に、法による死体の処理として洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。 ・死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行う。 ・死因及び場所の如何を問わない。変死体の場合の対応については埋葬と同様。

資料：「群馬県災害救助法施行細則」（群馬県、令和元年11月）

「災害救助事務取扱要綱」（内閣府政策統括官付参事官、平成30年4月）

※国及び県の基準が変更された場合はそれに準じる。

4 遺体の安置

村（住民課）は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置する。

なお、災害状況に応じて公共施設等の中から選定し開設する。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成のうえ、「氏名札」を棺に添付する。

5 身元の確認

村は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

6 遺体の引渡し

村は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録のうえ、遺体を引き渡す。

[遺体処置表] (例)

処理年月日	発見日時	発見場所	死亡氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の一時保存料	検案料	実支出額
				氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額			
								円	円	円	円

7 遺体の埋火葬

村長がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋葬の実施は、村（住民課）において直接土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行う。

なお、埋葬の実施に当たっては、次に留意すること。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後行う。

イ 身元不明の遺体については、埋葬は仮土葬とする。

ウ 被災地以外に標着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

(2) 災害により死者が多数に及んだ場合で、処理しきれないときは、県（食品・生活衛生課）、近隣市町村の応援を求めて火葬を行う。

(3) 村（住民課）は、遺体の損傷等により、正規の手続を経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県（衛生食品課）を通じて厚生労働省と協議する。

8 災害救助法に基づく埋葬基準

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給
救助期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から10日以内
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・1体当たり 大人（12歳以上）：215,200円以内 小人（12歳未満）：172,000円以内
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ・骨つぼ及び骨箱
主な留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体が発見された後は、速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則。 ・遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施する。 ・死因及び場所は問わない。災害による傷病で亡くなった者に限らず、病気等でたまたま亡くなった者も対象。 ・災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱い差し支えない。 ・死亡の原因が犯罪等の疑いがある変死体は、ただちに警察署に届け、法による埋葬は行わない。 ・なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。

資料：「群馬県災害救助法施行細則」（群馬県、令和元年11月）

「災害救助事務取扱要綱」（内閣府政策統括官付参事官、平成30年4月）

※国及び県の基準が変更された場合はそれに準じる。

第26節 災害広報計画

災害に関する情報及び対策等の村民に対する広報及び報道機関への発表は、本計画の定めるところによる。

1 広報窓口

村民に対する広報及び報道機関に対する発表は、企画課が担当する。

2 広報活動

- (1) 村及びライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の村民等の適切な判断と行動を助け、村民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報する。

また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

- (2) 広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示するとおおむね次の事項である。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象・水象状況 ・ 被害状況 ・ 二次災害の危険性 ・ 余震の可能性 ・ 応急対策の実施状況 ・ 村民、関係団体等に対する協力要請 ・ 避難指示等の内容 ・ 避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難時の注意事項 ・ 受診可能な医療機関・救護所の所在地 ・ 交通規制の状況 ・ 交通機関の運行状況 ・ ライフライン・交通機関の復旧見通し ・ 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 ・ 各種相談窓口 ・ 村民の安否
---	---

3 広報の方法

村は関係機関と協力して次により広報を行う。

- (1) 広報は、防災行政無線、緊急告知FMラジオ、Lアラート、テレドーム、登録制メール、広報車、掲示板等により行う。

- (2) 大規模被害時及び電気不通時等は、関係機関の協力を得て、電波による広報に努め、ほか広報媒体を利用して行う。
- (3) 被災地の区長等から資料の収集を行う。
- (4) 広報車等を現地に派遣して、災害現場において広報活動を実施する。
- (5) 紙面（チラシ等）を発行する。
- (6) 県、その他の関係機関から情報を収集する。

4 その他防災関係機関における広報

その他防災関係機関は、村と連携し、災害の状況に応じ所管業務に関する災害情報を随時、適切な方法により広報を行う。

5 要配慮者への配慮

村及びライフライン事業者等は、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮する。

6 情報の入手が困難な者への配慮

村は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

7 広聴活動

(1) 窓口の設置

村は、必要に応じ、発災直後速やかに村民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行う。

(2) 安否情報の提供

村は、被災者の安否について村民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合、村は、安否情報

の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

8 報道機関に対する発表の方法

- (1) 報道機関に対する発表は、災害の規模及び社会的影響等を勘案のうえ、できるだけ速やかに発表する。
- (2) 発表に当たっては、関係機関の情報を事前に十分調整のうえ行う。
- (3) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者が、その内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮する。
- (4) 村は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (5) 応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請する。

第27節 公共土木施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 村は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

2 重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

3 関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

第28節 障害物の除去計画

災害により住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、材木等で、日常生活等に著しい障害を及ぼす障害物の除去は、本計画の定めるところによる。

1 住居関係障害物の除去

(1) 実施機関

障害物の除去は、村長（建設課）が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行う。

また、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないとき、村長（建設課）が実施する。

(2) 除去の対象者

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者。

イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者。

ウ 住家は半壊・床上浸水を受けた者。

2 道路関係障害物の除去

(1) 実施機関

道路上の障害物の除去は、道路法又は道路交通法の定めるところにより、道路管理者、警察署長又は警察官が実施する。

(2) 実施の期間

ア 罹災者の避難及び生活必需物資等の円滑な輸送が確保されるよう、できる限り速やかに実施する。

イ 大規模な災害により、障害物除去対象路線が広範囲に亘るときは、必要度の高い路線から順次実施する。

3 河川関係障害物の除去

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者、水防団長又は消防機関の長が実施する。

4 集積場所

原則として、工作物等又は障害物は次の場所に集積する。

また、工作物等のうち所有者に返却すべきものについては警察署長又は村が指定する場所に保管する。

- (1) 避難活動や応急対策活動の障害にならない場所
- (2) 県、村有空地
- (3) 埋立地（工作物等は除く）

5 災害救助法に基づく障害物の除去基準

対象者	・半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者
救助期間	・災害発生の日から10日以内
費用の限度額	・1世帯当たり 137,900円以内
対象経費	・スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費
主な留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活上欠くことのできない場所の障害物を除去し、元の住家に引き続き住むことを目的としている。 ・住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は不可。 ・居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象だが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。 ・障害物の除去は、応急的に行うもので、原状回復を目的としないため、障害物除去後の室内清掃、消毒等は対象外。 ・住家及びその周辺の障害物が対象。道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物は、各管理者が対応する。 ・災害廃棄物は、村が対応する。

資料：「群馬県災害救助法施行細則」（群馬県、令和元年11月）

「災害救助事務取扱要綱」（内閣府政策統括官付参事官、平成30年4月）

※国及び県の基準が変更された場合はそれに準じる。

第29節 ボランティア活動支援・推進計画

1 ボランティア活動の例

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出(消防・警察業務経験者等)
情報連絡	救護(医師、看護師、救命講習修了者等)
給食、給水	建物応急危険度判定(建築士等)
物資の搬送・仕分け・配給	被災宅地危険度判定
入浴サービスの提供	外国語通訳
避難所の清掃	手話通訳
ゴミの収集・廃棄	介護(介護福祉士等)
高齢者、障害者等の介助	保育
防犯	アマチュア無線
がれきの撤去	各種カウンセリング
住居の補修・引っ越し	
家庭動物の保護	

2 受入窓口の開設

村（健康福祉課）、社会福祉協議会及びボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設する。群馬県では、ボランティア団体等との相互連携を図るための組織として「群馬県災害時救援ボランティア連絡会議」（事務局：県県民生活課）が常設されている。

3 ボランティアニーズの把握

村（健康福祉課）及び災害ボランティアセンターは、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握する。

4 ボランティアの受入れ

災害ボランティアセンターは、被災地を支援するNPO、ボランティア関係団体等と情報を共有し、被災者のニーズの把握と支援内容の調整及び連携に努め、併せてボランティア活動者の活動環境に配慮する。

5 ボランティア活動の支援

村（健康福祉課）及び県（県民生活課ほか）は、次によりボランティア活動を支援する。

- (1) ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、ボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、県（NPO・ボランティア推進課等）、村及びボランティア関係団体は、ボランティアの受け入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮する。

第30節 義援物資・義援金の受け入れ

1 義援物資の受け入れ

(1) 需要の把握

村（健康福祉課）は、各避難所等について、受け入れを希望する義援物資の種類及び数量を把握する。

(2) 受入機関の決定

村（健康福祉課）及び県（健康福祉課）は、相互に調整のうえ、義援物資の受入機関（県と村が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定める。

(3) 集積場所の確保

義援金品を保管及び仕分けする場所は、**昭和村総合福祉センター**とする。

なお、被災市町村における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討する。

(4) 受入物資の仕分け

ア 県と村の配分

村が受け入れた物資については、村が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分する。県が受け入れた物資は、県（健康福祉課）と村で協議し、配分先及び配分量を決める

イ 村内の仕分け

村（健康福祉課）は、受入物資を効率的に配分するため、台帳等を用いて仕分けを行う。

[義援金品受付台帳]（例）

NO.	受付日	氏名	住所	金額 (品名・数量)

(5) ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

(6) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、状況に応じて受け

付けない場合がある。

なお、村（健康福祉課）は、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報し、義援金による支援を積極的に呼びかける。

2 義援金の受け入れ

(1) 義援金の募集

村（健康福祉課）及び県（健康福祉課）は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集する。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

県（健康福祉課）及び村（健康福祉課）は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」（事務局：県健康福祉部健康福祉課）を設置し、県内における義援金受入事務を一元化する。

- ア 群馬県
- イ 被災市町村
- ウ 群馬県市長会
- エ 群馬県町村会
- オ 群馬県市議会議長会
- カ 群馬県町村議会議長会
- キ 日本赤十字社群馬県支部
- ク 群馬県社会福祉協議会
- ケ 群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定めて、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報する。

(4) 義援金の配分

義援金募集・配分委員会は、配分額や配分方法等を迅速に定める。

なお、被災者への支給は、村（健康福祉課）が台帳を用いて仕分けを行う。

[義援金品受付台帳]（例）

NO.	受付日	氏名	住所	金額 (品名・数量)

第31節 要配慮者対策計画

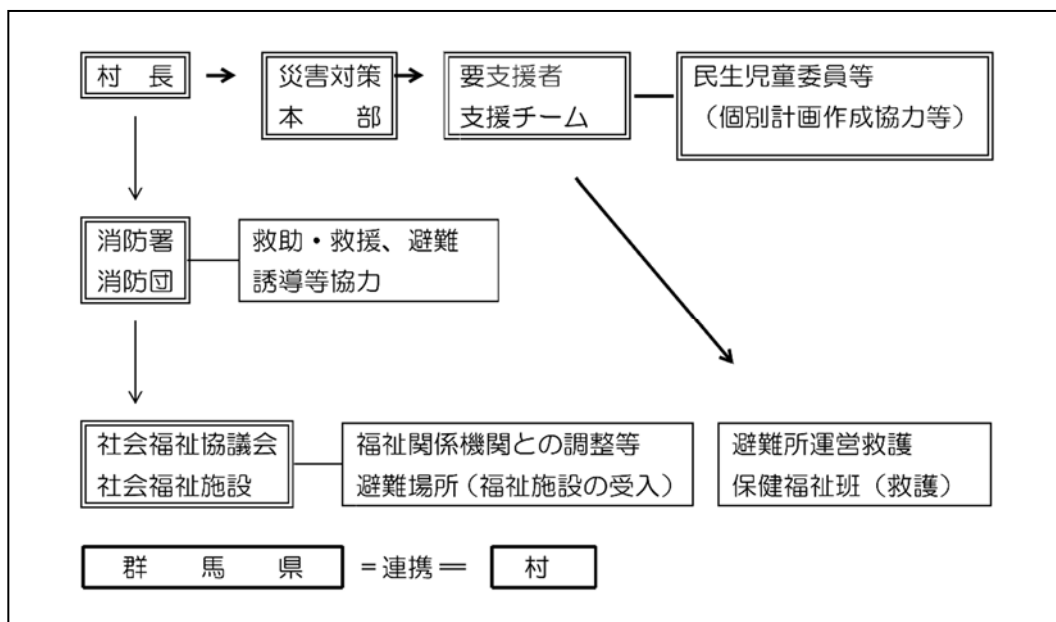
ここでは、「昭和村避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、特に支援を要する要支援者を中心に対策が示されている。状況に応じて優先順位等が生じる可能性はあるが、要配慮者の対策についても要支援者と区別はなく、この内容に準ずる。

1 災害に対する警戒

- (1) 村は、気象及び地象に係わる注意報又は警報等が発表されたとき、関係機関等と連絡を密にとり、防災情報を積極的に収集する。
- (2) 村長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等及び現地の状況等から総合的に判断して、避難指示等を発令する。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する。
- (3) 村（健康福祉課）は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達する。

2 要支援者の誘導體制

(1) 誘導體制



(2) 要支援者支援チームの位置づけ

村は、要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、健康福祉課を中心に総務課防災担当とで構成する要支援者支援チームを設置する。

要支援者支援チームは、関係機関と連携して避難支援対策を推進する。

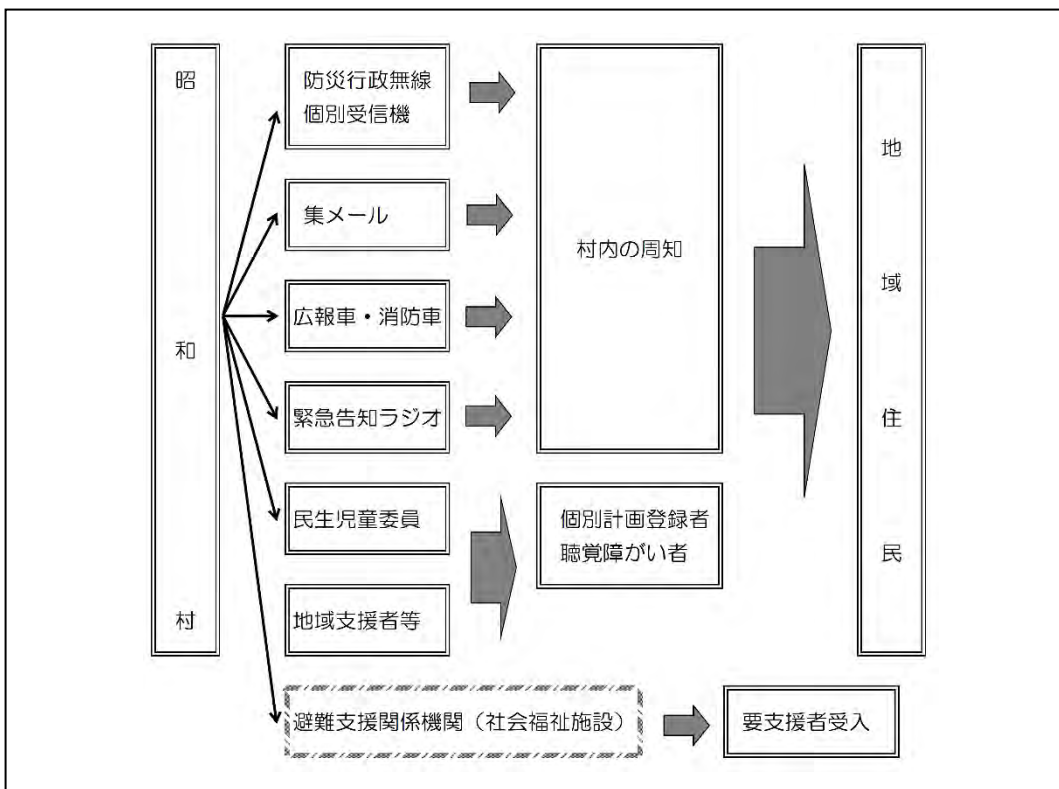
[要支援者支援チームの位置付け及び構成等]

	平 常 時	災 害 時
位置 づけ	健康福祉課及び総務課による横断的な組織として設置する。	村災害対策本部の健康福祉班内に設置する。
構 成	構成員は、健康福祉班長（健康福祉課長）、班員（福祉担当者、地域包括支援センター職員、防災担当者）で構成するが、避難支援体制の整備推進に当たっては消防団、民生児童委員、社会福祉協議会等の関係機関の参加により進める。	基本的に村災害対策本部の健康福祉班で構成する。
業 務	平常時は、要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、要支援者参加型の防災訓練の計画・実施・広報等を行う。	避難情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難場所に設置される要支援者チーム等の連携・情報共有、単独の避難所では対応できない場合の広域調整等を行う。

3 避難支援者への情報の伝達

村は、社会福祉施設、防災関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要支援者の避難支援者の円滑な支援体制の確保に努める。

なお、視聴覚の障がいのある人は、担当する民生児童委員から、独居高齢者で緊急通報装置を設置してある者は、安全センターへ連絡し、安否確認等の情報伝達をできるようにする。



4 要支援者の誘導

- (1) 村は、防災情報に基づき早い段階で体制を整えるほか、避難準備情報が発令された場合は、以下のように誘導する。

また、個別計画登録者が支援を受けられない場合や、避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、健康福祉班内に相談窓口を設置する。

- (2) 名簿は、要支援者本人の同意の有無に関わらず、必要な限度で避難支援等関係者等に提供するなど効果的に利用する。

要支援者の避難の遅れや途中での事故が生じないように、地域支援者、村民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

- (3) 地域支援者は、災害発生時に個別計画に基づく支援を実施する。何らかの理由により、支援を実施できないときは行政区や近隣者等へ連絡する。

なお、行政区等が実施できないときは、村の災害対策本部へ連絡する。

- (4) 避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。

- (5) 福祉避難所を開設した場合は、要配慮者に速やかに周知する。福祉避難所においては、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。

- (6) 一般の避難所も、福祉避難所と同様にこれらの手配を迅速に行う。

- (7) 物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。

- (8) 健康保持が困難な者は、要配慮者利用施設の管理者へ緊急入所を要請する。

また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請する。

5 要支援者の安否確認

- (1) 名簿の活用

村は、要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿を効果的に利用し、迅速な安否確認等が行われるよう努める。

- (2) 個別計画登録者の対応

情報収集は避難所等で実施するが、親戚宅や知人宅に避難する登録者も多

い。よって、村は、村災害対策本部の健康福祉班内に**安否情報収集窓口**を設置し、登録者の安否情報を収集する。

(3) 地域支援者からの報告

地域支援者は、個別計画登録者を避難先へ移送した場合や、親戚等へ避難した情報を得た場合等は、避難所等又は村災害対策本部に報告する。

6 消防機関及び警察機関の避難支援体制

消防機関及び警察機関は、村と協力して次の支援を行う。

(1) 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制整備

(2) 避難誘導、救出等の支援体制の整備（村民や自主防災組織の協力含む）

7 福祉避難所

[福祉避難所一覧]（再掲）

NO.	要配慮者施設	施設名称	施設住所	施設電話番号	締結日
1	◆	昭和村ふれあい館	昭和村大字糸井624	30-2121	H22.6.23
2	◆	昭和村デイサービスセンター	昭和村大字糸井624	20-1126	H22.6.23
3	◆	昭和村総合福祉センター 昭和の湯	昭和村大字糸井624	20-1126	H22.6.23
4	◆	昭和村第一保育園	昭和村大字糸井1757-1	22-2331	H22.6.24
5	◆	昭和村第二保育園	昭和村大字赤城原785	24-7003	H22.6.24
6		昭和村東小学校体育館	昭和村大字糸井1287	22-2516	H22.6.24
7		昭和村南小学校体育館	昭和村大字川額115	24-6002	H22.6.24
8		昭和村大河原小学校体育館	昭和村大字糸井5455-354	24-7166	H22.6.24
9		昭和村昭和中学校体育館	昭和村大字椽久保488-1	23-7321	H22.6.24
10	◆	昭和村在宅重度心身障害者等 デイサービスセンター燦	昭和村大字貝野瀬813	23-6155	H22.6.23
11	◆	特別養護老人ホーム菜の花館	昭和村大字糸井1757-311	30-3331	H22.6.23
12	◆	小規模多機能ホームゆずりは	昭和村大字糸井840-5	25-8431	R1.10.1
13	◆	グループホーム星の降る村	昭和村大字貝野瀬4090	21-2537	R1.10.1
14	◆	有料老人ホームゆずりは	昭和村大字糸井2277-1	25-4526	(締結予定)

8 要配慮者利用施設の管理者との連携

昭和村の要配慮者利用施設は、すべて福祉避難所に指定されているので、施設管理者は、以下の内容に取り組む必要がある。

(1) 要配慮者利用施設

〔要配慮者利用施設一覧表〕（再掲）

施設種類	県所管部署	昭 和 村
①児童福祉施設 【児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	児童福祉課 子育て・青少年課 障害政策課	昭和村第一保育園 昭和村第二保育園
②介護保険等施設 【老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設	介護高齢課	昭和村ふれあい館 昭和村デイサービスセンター 昭和村総合福祉センター昭和の湯 特別養護老人ホーム 菜の花館 小規模多機能ホームゆずりは グループホーム星の降る村
③障害福祉サービス事業所 【障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に基づく事業所（附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む）】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助	障害政策課	昭和村在宅重度心身障害者等デイサービスセンター燦
④障害者支援施設 【障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第11項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設	障害政策課	—
⑤障害者関係施設 【障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第27項、第28項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム	障害政策課	—
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視覚障害者情報提供施設	障害政策課	—
⑦医療提供施設 【医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所	医務課	森下診療所
⑧幼稚園 【学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第22条に基づく幼稚園】	学事法制課 義務教育課 健康体育課	—
⑨その他 ア【生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第38条第2、3、4号に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	健康福祉課	—
イ【学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第72条に基づく施設】 特別支援学校	学事法制課 特別支援教育課 健康体育課	—
ウ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】		障害福祉サービス事業所 くりのみ学園

資料：「群馬県地域防災計画」（平成30年1月、群馬県防災会議）

(2) 施設管理者の災害に対する警戒

施設管理者は、気象に係る注意報又は警報等が発表されたとき、次の措置を講ずる。

- ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。
- イ 必要に応じて職員を招集し、事前に入(通)所者の誘導體制や、要支援者の受入れ及び移動支援等の支援体制に努める。
- ウ 民生児童委員、地域支援者、村民及び自主防災組織に対して、必要に応じて協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。
- エ 自身の安全を確保し、施設周辺の河川増水や土砂災害の兆候等を監視する。

(3) 要配慮者の避難

施設管理者は、村長から避難指示等があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意のうえ、入(通)所者を安全な場所に避難させる。

- ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、村民、自主防災組織、村、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難途中で負傷したときは、施設の職員が救出・救助に努め、必要に応じて村民、自主防災組織、村、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

(4) 他施設への緊急入所等

- ア 施設管理者は、施設使用不能となったとき、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。
- イ 施設管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）又は村（健康福祉課）に対し、入所先のあっせんを要請する。
- ウ 県（要配慮者利用施設所管の各課）及び村（健康福祉課）は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努める。

9 避難所等における支援体制

(1) 開設の周知

村は、防災情報に基づき、早期に避難所等の開設を行い、開設に当たっては、様々な情報伝達手段により、村民への周知を図る。

(2) 避難所の災害時の要支援者班との連携

村は、村災害対策本部の健康福祉班が中心となり、民生児童委員、区、消防団や福祉関係者、避難支援者等の協力により、各避難所に設置される要支援者班と連携し、避難所において必要となる要支援者支援に関する相談や要支援者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

(3) 優先的支援の実施

避難所の災害時要支援者班は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要支援者について優先的に対応する。

第32節 文教対策計画

1 教育施設の復旧対策

応急復旧の実施は、村長（教育委員会）が行う。

2 状況の把握

(1) 気象状況の把握

小・中学校の管理者（以下「学校管理者」という。）及び文化財管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により、天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い気象状況の把握に努める。

(2) 地震情報の把握

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等の情報の把握に努める。

3 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検する。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検する。

4 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保する。

(1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に速やかに移動させる。

なお、事前に場所の選定に努める。

(2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

(3) 児童・生徒を下校させる場合は、教育委員会が通学路の安全性を点検のうえ、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

5 被害状況の調査報告

- (1) 学校長は、次の事項について被害状況を速やかに収集し、教育長に報告する。

なお、教育長は、村長及び教育委員会等関係機関に遅滞なく報告する。

- ア 学校施設の被害状況
- イ その他教育施設の被害状況
- ウ 教員その他職員の罹災状況
- エ 児童、生徒の罹災状況
- オ 応急措置を必要とする事項

- (2) 教育長は、とりまとめた被害状況を遅滞なく県教育委員会に報告する。

6 文教施設応急復旧計画

- (1) 校舎の被害が軽易な場合は、応急修理を行う。授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図る。
- (2) 被害が大きく応急修理では使用に耐えられないときは、近隣の学校又は公民館、寺院等を使用する措置をとる。
- (3) 机、椅子、教材等が不足するときは、近隣の学校等から余剰のものを集め授業に支障のないようにする。
- (4) 避難者の収容、その他で講堂その他を使用するときは、関係機関とよく連絡のうえ措置する。

なお、学校が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先する。

7 応急教育方法

応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童、生徒及びその家族の罹災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、次の措置をとる。

- (1) 被害程度により授業が不可能と認められるときは休校する。ただし、正規の授業は困難であっても、でき得る限り2部授業3部授業等の方法により応

急授業の実施に努める。

- (2) 授業が長期にわたり、不可能のときは、学校と児童の連絡方法、組織（通学班、育成会等）家庭学習等の整備工夫をする。
- (3) 応急授業に当っては、被災児童の負担にならないよう配慮するとともに授業の方法、児童の保護、危険防止等に留意する。
- (4) 教育委員会等の任命権者は、教員が被災等し、授業の担当が困難となった場合、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により代替教員の確保を図る。

8 学校給食措置

- (1) 施設、原材料等が被害を受けたため、学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施する。
- (2) 学校が避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊き出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊き出しとの調整に留意する。

9 学用品の支給

- (1) 実施主体

災害救助法が適用されない場合は、村が主体となり実施する。

ただし、教科書は県が実施する。

実施事項	実施主体
被災児童、生徒の調査	村教育委員会
被災教科書の調査報告	村教育委員会
教科書の調達	県教育委員会
教科書等の配布	村教育委員会

- (2) 災害救助法適用時における非適用者に対するあっせん

教科書のみについてあっせんする。

- (3) 災害災害救助法が適用されない場合のあっせん

災害救助法の適用を受けなかったが、同一の災害で他市町村（県内）に救助法が適用されたときに教科書を災害で失ったものがあり、その必要が

あるときは、(2)と同じく一括あっせんする。

- (4) 被災児童・生徒の調査、教科書等の調査に当たっては、教育委員会、学校と十分連絡をし、脱ろう、重複のないよう処理する。

10 災害救助法に基づく学用品の給与基準

対象者	・災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
費用の限度額	①教科書、正規の教材： 実費 ②文房具及び通学用品： 小学校児童 4,500円以内 中学校生徒 4,800円以内 高等学校等生徒 5,200円以内
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具及び通学用品：15日以内
対象経費	・教科書及び正規の教材 ・文房具 ・通学用品
主な留意点等	・通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合等も必要と認められれば支給して差し支えない。 ・各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

資料：「群馬県災害救助法施行細則」（群馬県、令和元年11月）

「災害救助事務取扱要綱」（内閣府政策統括官付参事官、平成30年4月）

※国及び県の基準が変更された場合はそれに準じる。

11 文化財観覧者の安全確保

文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保する。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

12 文化財の安全確保

- (1) 災害危険区域における文化財管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検する。
- (2) 文化財管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化

財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずる。

- (3) 文化財管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡する。
- (4) 文化財管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施す。
- (5) 県(教育委員会文化財保護課)及び村は、(1)の応急修復について文化財管理者から協力を求められたときは、積極的に協力する。

第33節 農漁業関係災害応急対策計画

1 農作物関係

(1) 病虫害の防除

村（産業課）は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、防除班を編成して防除を実施する。

(2) 転換作物の導入指導

県（技術支援課）及び村は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

2 家畜関係

(1) 家畜の避難

県（畜産課）及び村（産業課）は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し、家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

(2) 家畜の防疫及び診療

県（畜産課）は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、村（産業課）、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずる。

ア 群馬県動物薬品機材協会等を通じて必要な薬品等の確保に努める。

イ 防疫班及び消毒班を現地に派遣し、防疫対策に当たらせる。

ウ 獣医師を派遣又はあつせんする。

エ 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。

オ 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

(3) 環境汚染の防止

県（畜産課）及び村は、降雨等の影響により家畜の飼育施設から、し尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土嚢積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

3 金融・助成対策

災害時における農漁業災害に伴う金融及び助成対策については、昭和村農漁業災

害対策特別措置条例、群馬県農漁業災害対策特別措置条例及び農林漁業金融公庫の定めるところにより、次の必要な資金を融資し、農漁業生産力の維持と農漁業経営の安定を図る。

- (1) 金融及び助成対策
- (2) 経営資金の貸し付け
- (3) 農漁業用施設資金の貸し付け
- (4) 事業資金の貸し付け
- (5) 自作農維持資金の貸し付け

第34節 隣保、互助、民間団体活用計画

災害時において、災害対策本部職員では人手が不足する場合、日赤奉仕団、婦人会、地区等の組織に応援協力を求め、万全を期する。

1 協力要請

村長は、各種組織の応援協力を必要と認める場合は、各区長、組織の代表者を通じ協力を要請する。

2 奉仕作業の活動内容

- (1) 炊き出し、その他災害救助の応援
- (2) 簡易な清掃作業
- (3) 簡易な防疫作業
- (4) 災害対策物資の輸送及び配分
- (5) その他軽易な作業及び事務

3 行政組織等

- (1) 行政区組織

令和4年1月末現在

行政区名	区長名	班数	世帯数
永井	永井区長	13	112
入原	入原区長	10	161
川額	川額区長	23	258
鎌沢	鎌沢区長	8	125
上組	上組区長	4	35
中組	中組区長	13	110
下宿	下宿区長	10	85
入沢	入沢区長	3	34
橡久保	橡久保区長	13	171
	(うち三ツ谷)	5	73
	(うち北部)	4	50
	(うち南部)	4	48
吹張	吹張区長	13	164
宿	宿区長	7	74
中宿	中宿区長	3	32
中内出	中内出区長	4	28

常 木	常 木 区 長	5	7 3
滝 寺	滝 寺 区 長	4	4 1
南 内 出	南 内 出 区 長	3	4 4
上 内 出	上 内 出 区 長	6	9 1
田 岸	田 岸 区 長	6	6 9
大 堀	大 堀 区 長	4	5 3
滝 久 保	滝 久 保 区 長	5	6 2
池 原	池 原 区 長	6	5 3
生 越	生 越 区 長	7	7 6
中 野	中 野 区 長	8	1 1 2
長 者 久 保	長 者 久 保 区 長	2	3 2
大 河 原	大 河 原 区 長	7	8 1
追 分	追 分 区 長	1 0	1 2 9
赤 谷	赤 谷 区 長	5	1 1 6
赤 城 原	赤 城 原 区 長	1 2	1 9 9
	(うち赤城原第一)	6	7 7
	(うち赤城原第二)	6	1 2 2
松ノ木平第1	松ノ木平第1区長	2	3 1
松ノ木平第2	松ノ木平第2区長	4	5 7
合 計		2 2 0	2, 7 0 8

(2) 婦人会組織

会 長 1 名
副 会 長 1 名
会 計 1 名
監 査 2 名

令和4年3月1日現在

区 分	役 職 名	会 員 数
川 額	支 部 長	2 0
森 下	支 部 長	2 3
貝 野 瀬	支 部 長	9
合 計	会 員 数	5 2

第35節 動物愛護

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、村（住民課）は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等との協力体制を確立する。

1 村が行うこと、県との連携

- (1) 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物愛護センター内に「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策を実施する。
- (2) 村は、県が獣医師会及び動物愛護団体と連携して設置する動物救護本部に協力する。
- (3) 所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物愛護団体等の協力のもと保護し、動物救護本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。
- (4) 村は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (5) 村は、動物救護本部に対し、避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。

第36節 林野火災応急対策計画

大規模な林野火災等における応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 村のとるべき措置

村は、林野火災が発生した場合、速やかに県（利根沼田行政県税事務所、利根沼田森林環境事務所）に連絡する。

なお、連絡がつかない場合は県（危機管理課）及び林業関係機関に火災状況を通報する。

2 応援要請

村のみでは消火が困難と判断したときは、圏域市町村の相互応援協定により、他市町村に対し応援を求め、又は県防災ヘリコプター等の出動を要請する。

資料6 消防相互応援協定書

資料7 火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書

3 消火活動

村は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機応変の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を十分検討して最善の方途を講ずる。

- (1) 出動部隊の出動区域
- (2) 出動順路と防ぎよ担当区域
- (3) 携行する消防機材及びその他の器具
- (4) 指揮命令及び連絡方法並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の設定
- (7) ヘリポートの設定
- (8) 救急救護対策
- (9) 避難の~~勧告~~指示等
- (10) その他の必要事項

4 消火資機材の備蓄

村は、林野火災を防御するため、必要な資機材の備蓄整備に努める。

第37節 消防計画

これは、火災その他の災害が発生した場合において、その鎮圧、被害の拡大を防止し、社会秩序の維持と村民の生命、身体財産を防護するための計画である。

1 組織計画

村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

また、消防団組織の現況は、別表1のとおりである。

2 消防施設の整備

(1) 消防ポンプ等の現況 [別表2、別表3のとおり]

(2) 消防施設の整備

ア 消防ポンプは、消防力を勘案し、適宜更新する。

イ 村の消防水利は、村の財政事情等を勘案し、不足分を整備する。

(3) 農業用水等の農業水利施設の使用について土地改良区と協定を結ぶ等連携し、火災時における消火活動における施設の活用を図る。

資料 21 赤城北ろく用水施設防火用水使用に関する協定書

3 消防団員の教育訓練計画

(1) 初任教育

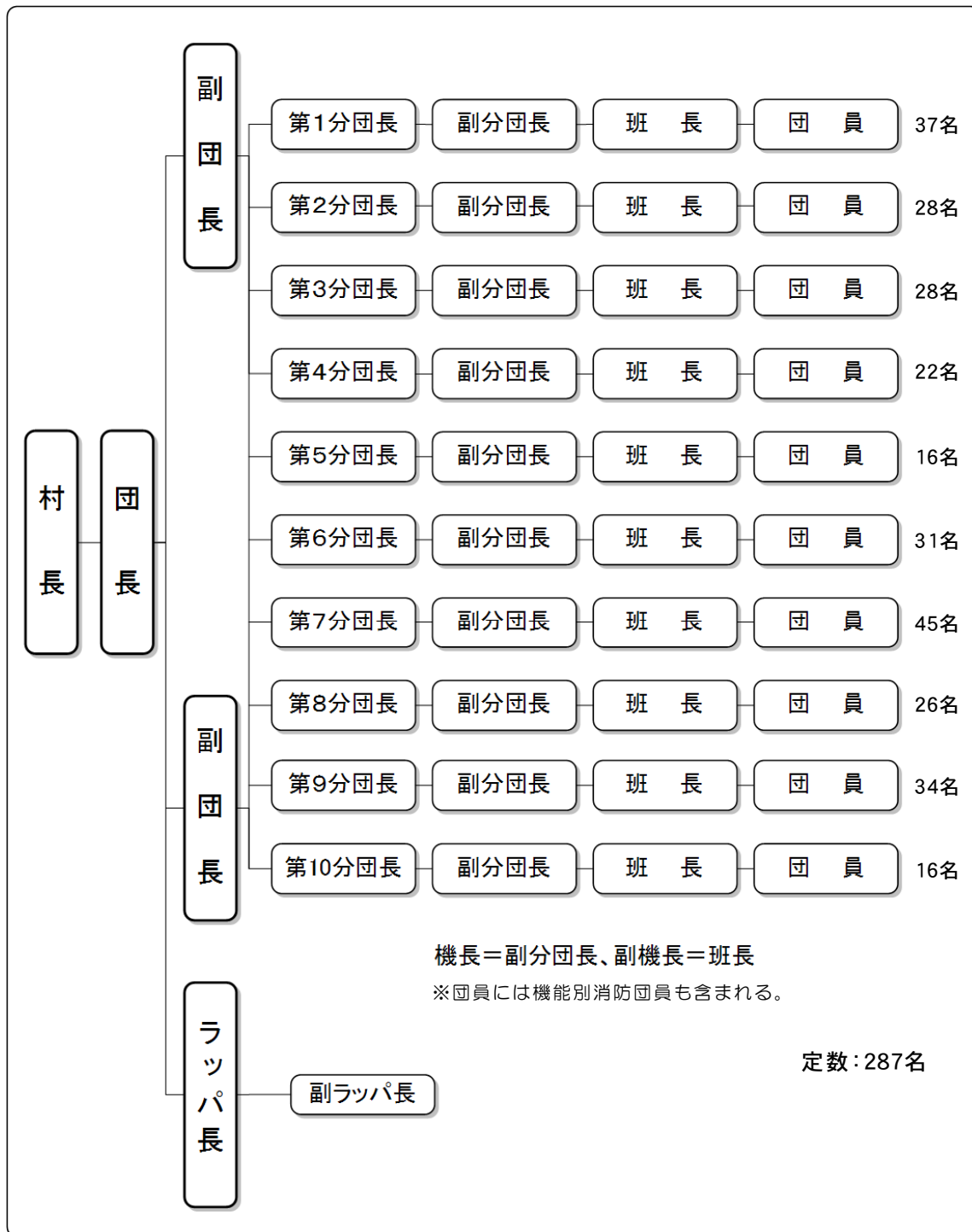
消防団員は、ポンプ操法、規律訓練等を実施するとともに、幹部団員を県消防学校に派遣し、幹部教育を実施する。

4 消防思想の普及

村、消防機関は、消防団等を通じ、防災週間や防災関連行事等を活用し、村民に対し防災意識の普及を徹底し、災害時に近隣の負傷者、災害弱者の救出、救助等の協力、連帯意識の高揚に努める。

また、各学校、保育園等においても災害に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。

[別表 1 消防機関図]



[別表2 消防機械器具保有現況]

種別 配置別	自動車 ポンプ	可般動力 ポンプ	積載車	合計
第1分団	1			1
第2分団		1	1	2
第3分団		1	1	2
第4分団	1			1
第5分団		1	1	2
第6分団		1	1	2
第7分団	1			1
第8分団	1			1
第9分団	1			1
第10分団		2	1	3
合計	5	6	5	16

[別表3 消防防火水槽設置現況]

分団名	20㎡未満	20㎡以上 ～40㎡未満	40㎡以上	合計
第1分団			21	21
第2分団			13	13
第3分団		1	13	13
第4分団	1	1	7	9
第5分団			7	7
第6分団		3	3	6
第7分団	1	4	26	31
第8分団			21	21
第9分団	5	1	34	40
第10分団	2		9	11
合計	9	10	154	173

第38節 水防計画

水防計画の概要は、次のとおりである。

1 水防区域

本村各河川の現状及び洪水を予想し、次のとおり水防区域を指定する。

河川名	小河川名	所在		右左岸 の別	延長 m	備考
		字名	小字名			
利根川	永井川	永井	永井	左岸	300	赤谷久保沢、 後沢、日向沢
利根川	大久保沢	入原	清水	両岸	50	
利根川	入沢川	入沢	入沢	両岸	300	
利根川	松木沢	下宿	松木	両岸	100	
片品川	二本木沢	上内出	上内出	両岸	100	
片品川	新掘沢川	生越	清水	左岸	300	
片品川	室淵沢	長者久保	長者久保	右岸	300	

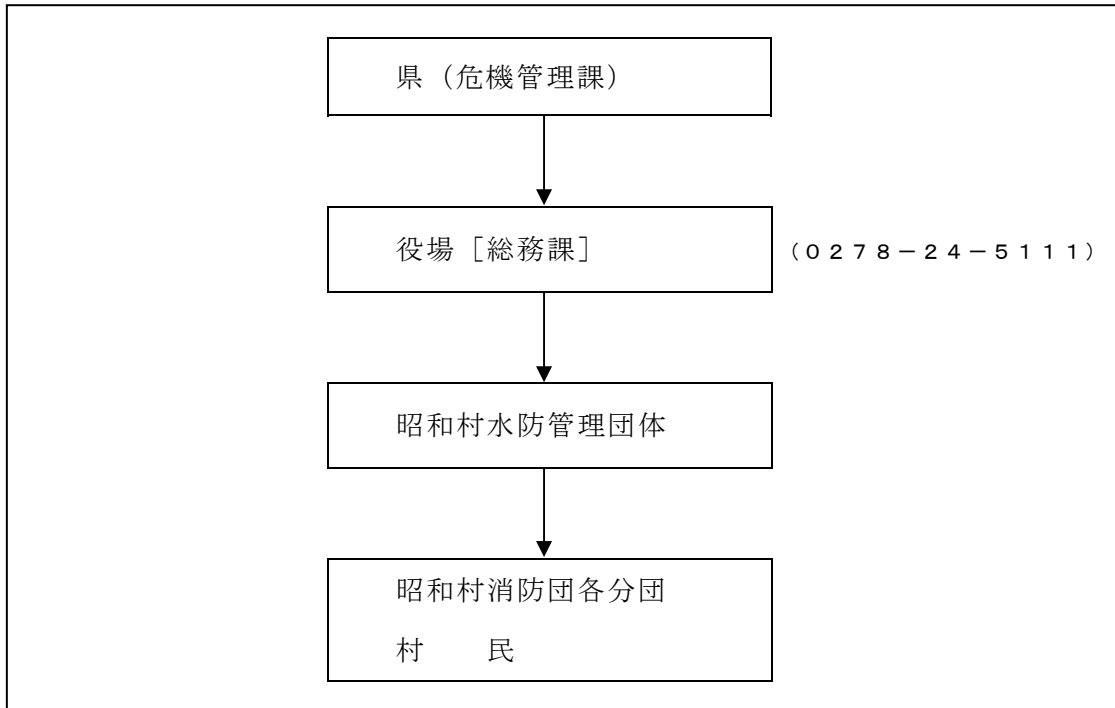
2 水防組織

災害対策本部が設置されたときは、水防本部は、災害対策本部の一部として編入され、その事務を処理する。

区分	担当
水防本部長 (管理者)	昭和村長
現地指揮者	昭和村消防団長
現地指導	沼田土木事務所職員
庶務、連絡、記録、情報	昭和村職員 [総務課・建設課]

3 気象状況等連絡方法

県（危機管理課）より気象状況等の連絡を受けたときは、次のとおり村民に周知させる。



(1) 雨量通報

気象情報により、相当な降雨があるときは沼田土木事務所に、次のことを報告する。

- ア 降雨開始より、1時間ごとの雨量
- イ 天候が回復して雨が止んだとき

(2) 水位通報

水位通報は、沼田土木事務所、国土交通省で観測された観測テレメーターからのデータに基づき通報される。

[通報の基準及び通報の内容]

場 所	通報水位	警戒水位
利根川月夜野橋	4.30 m	5.60 m

4 水防非常配備と出動

- (1) 常時勤務から水防非常体制への切換えを迅速確実にを行うとともに非常勤務活動の完遂を期するため、次の区分により非常配備を行う。

区 分	態 勢	非常勤務活動
第 1 配備	今後の気象情報に注意と警戒を要するが、予想される事態発生までかなりの時間的余裕のあるとき少数の人員をもってこれに当り、情報、連絡、活動を主として事態の推移によっては直ちに招集その他の活動ができる態勢。	建設課担当 総務課
第 2 配備	水防事態が予想され、約 1 2 時間後には水防活動の開始が考えられるとき所属人員の半数をもってこれに当り、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅延なくできる態勢。	建設課全員 総務課全員 消防本団
第 3 配備	事態が切迫し約 6 時間以後には水防活動の必要が予想されるとき、あるいは事態の規模が大きくなって第 2 配備では処理しかねるとき所属人員全員をもってこれにあたる完全態勢。 なお、この指令は、事態に応じて第 1 配備から直ちに第 3 配備を発令する場合もあり予想される事態の規模が少なくても全員出動を必要としないと認めるときは、第 2 配備までとし第 3 配備は命令しない。	第 3 号配備 ※「第 8 節 動 員計画」による

- (2) 待機及び出動準備

河川の水位が通報水位に達し、さらに上昇のおそれがあるとき、又は、水防警報（待機準備）の通報を受けたときは、水防管理者は管下消防団に対し待機あるいは出動の準備をさせる。

なお、観測施設のない河川については、地元の区長及び警戒する職員の現地の状況把握により、出動の準備、待機を指示する。

- ア 水防に関する情報連絡
- イ 水防資機材の整備点検
- ウ 堤防巡視
- エ 通信輸送の確保

- (3) 出動

河川の水位が警戒水位に達したとき、水防警報（出動）の通報を受けたとき又は自ら必要と認めたとき、水防管理者は直ちに管下水防機関を指揮し、あらかじめ定めた計画に従い警戒配置につかせる。出動の要領は次による。

なお、いずれの段階の出動を行うかは、各水防管理者が、担当区域の危険度に適合するよう定める。この場合、直ちに水防本部及び沼田土木事務所に報告する。

[出動要領]

区 分	出動要領	(目 安)
第 1 次出動	消防団員の少数が出動し、堤防の巡視、警戒に当たる。	(副分団長以上。24名)
第 2 次出動	消防団員の一部が出動水防活動に入る。	(班長以上。93名)
第 3 次出動	消防団員全員が出動して水防活動に当たる。	(全員。287名)

5 河川の巡視

水防管理者は、管内の重要水防区域に常時巡視員を配置し、随時区域内を巡視させ、特に次の状態に注意し、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、沼田土木事務所若しくは水防本部長に連絡して必要な措置を求め、水防作業を実施する。

- (1) 堤防の溢水状況
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂等
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 裏法の漏水又は湧水による亀裂
- (5) 橋梁その他の構造物の取付け部分の異常

6 備蓄資材

応急資材の備蓄場所を設け器具資材等を準備するとともに、村内建設業者との連携を密とし緊急時の出動ができる体制を整備する。

また、資材補充のため、水防区域近在の手持資材を調査し、緊急時の補給に備える。

■ 第 1 編

一般災害対策編

■ 第 4 章

災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向の決定

村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。

2 村民の参加

被災地の復旧・復興は、村が主体となって村民の意向を尊重しつつ、県、国の支援を受けながら共同して計画的に行う。

この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

3 国等に対する協力の要請

村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 公共土木施設事業復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は、改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とする。

なお、計画作成の時期は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害程度を検討して作成する。

1 被災施設の復旧等

- (1) 県、村その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- (2) 県、村その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつ、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行う。
- (3) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高

まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

2 災害復旧事業の種類

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について、速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等を参照すると、以下の事業計画等が考えられる。

- (1) 公共土木施設災害復旧計画
- ア 河川公共土木施設災害復旧計画
 - イ 砂防施設事業復旧計画
 - ウ 林地荒廃防止施設事業復旧計画
 - エ 地すべり防止施設事業復旧計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設復旧計画
 - カ 道路公共土木施設事業復旧計画
- (2) 農林水産業施設事業復旧計画
- (3) 上下水道災害復旧事業計画
- (4) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 公営住宅災害復旧事業計画
- (7) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (8) 公立社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他公共関連施設復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

3 復旧事業実施体制及び事業計画

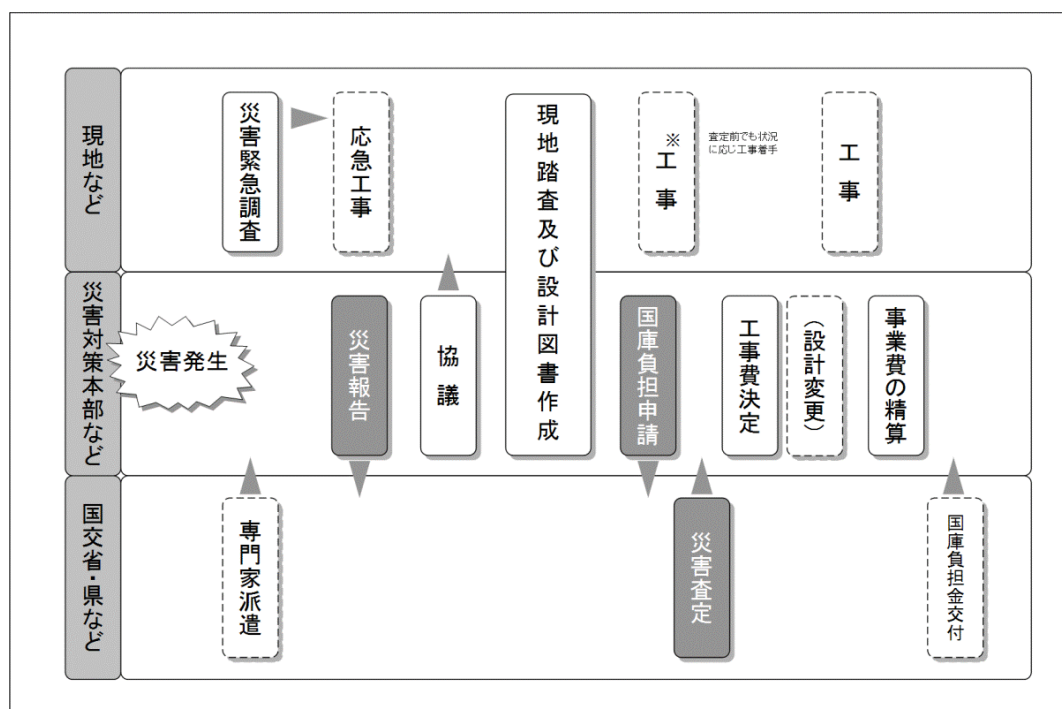
災害により被害を受けた施設等の復旧を迅速に行うため、県、指定地方公共機関等の協力により、村はその現状の把握を迅速に行い、被災施設の復旧計画を速

やかに作成する。国又は県がその費用の全部又は一部を負担及び補助し、復旧できるものかを検討し、それに必要な復旧事業の決定を受けるための査定計画を立て、復旧工事が迅速に行えるよう、その実施に必要な協力体制の確立に努める。

また、計画を策定する際、被災地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度災害の防止及び効果が向上するよう関係機関と十分な連絡調整を図って実施する。

(1) 公共事業について

公共土木施設災害復旧（河川、砂防整備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜防止施設、道路、橋りょう、上下水道）の取扱い手続は下記のとおりである。



(2) 小災害の復旧について

上記以外の小災害（上記の国庫災害から外れたものを含む。）で、将来において被害を受ける要因をなすと認められるものは、県単独事業として被害復旧を速やかに実施する。

また、これらの対象とならない災害の復旧についても村民の安全を確保するため及び生活の妨げとなる範囲のものについては、単独事業で実施する。

なお、この場合においては、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努める。

4 災害廃棄物の処理

(1) 円滑かつ適切な処理の実施

村（産業課）は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適切な処理を行う。

なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

また、村及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

村は、損壊建物の解体等にあたり、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努める。

(3) 環境への配慮

村は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、村民及び作業者の健康管理に配慮する。

(4) 広域応援

ア 村は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請する。

イ 県（廃棄物・リサイクル課）は、アの要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行う。

第3節 計画的復興

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、村（企画課）は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成する。
- (2) 村の復興計画は、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
- (3) 村及び県は、復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者等、多様な村民の意見を反映するよう努める。
- (4) 村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 防災むらづくり

- (1) 防災むらづくりの実施
 - ア 村及び県は、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、村民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。
 - イ 防災むらづくりに当たっては、現在の村民のみならず将来の村民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないむらづくりを目指すこととし、村民の理解を求め、併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 村及び県は、防災むらづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とする。

また、ライラインの共同収容施設として、共同溝の整備等は、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (3) 村及び県は、既存の不適合建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を村民に説明しつつ、その解消に努める。

- (4) 村及び県は、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。
- (5) 村及び県は、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を村民に対し行う。

第4節 被災者の生活再建の支援

1 被災・罹災証明書の交付

- (1) 村（税務会計課）は、災害の状況を迅速かつ的確に把握する。
- (2) 各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や被災・罹災証明書の交付体制を早期に確立する。
なお、被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき行う。
- (3) 火災により焼失した家屋等は、消防関係機関が消防法に基づき、火災調査を行う。
- (4) 家屋の被害調査の結果を家屋被災台帳にまとめ、窓口にて被災・罹災証明書を発行する。
- (5) 村は、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

2 被災者台帳の作成

- (1) 村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。
- (3) なお、被災者台帳の作成等及び被災者台帳に係るマイナンバー利用事務の実施に当たり、参考となる手順は、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（内閣府）を参考にする。

3 災害弔慰金の支給等

村（税務会計課）及び県は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸し付け、生活福祉資金の貸し付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

村は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。主な支援制度は、次のとおり。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県（小規模）災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度）
- (6) 生活福祉資金（災害援護資金）

4 税の徴収猶予及び減免等

村（税務会計課）及び県（税務課）は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずる。

5 住宅再建・取得の支援

村（建設課）及び県は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図る。

- (1) 災害復興住宅融資
 - ア 建設資金
 - イ 購入資金
 - ウ 補修資金
- (2) 地すべり関連住宅融資
- (3) 土砂災害関連住宅融資
- (4) 密集市街地関連住宅融資
- (5) 母子・寡婦福祉資金(住宅資金)

6 恒久的な住宅確保の支援

村（企画課）及び県（建築住宅課）は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確

保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。

7 安全な地域への移転の推奨

村（企画課）及び県（建築住宅課）は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

8 復興過程における仮設住宅の提供

村（企画課）及び県（建築住宅課）は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

9 支援措置の広報等

村（企画課）及び県（広報課・県民センターほか）は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対して、従前の居住地であった市町村等と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供する。

10 災害復興基金の設立等

村（総務課）及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

1 中小企業者に対する低利融資等の実施

村（産業課）及び県は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸し付け等を行い、又はこれらの制度について周知する。

(1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）

(2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）

(3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇

(4) 既往貸付金の貸付条件の優遇

ア 小規模企業者等設備導入資金

激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長。

イ 中小企業高度化資金

被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。

(5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例

ア 激甚災害法第12条の規定に基づく、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証（災害別枠保証）

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

2 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

村（産業課）及び県は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸し付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知する。

(1) 助成措置

(2) 経営資金

(3) 事業資金

(4) 農漁業用施設資金

(5) 農林漁業金融公庫による貸し付け

3 地場産業・商店街への配慮等

村（産業課）及び県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経

済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。

4 支援措置の広報等

村（産業課）及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第6節 公共施設の復旧

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について、速やかに災害復旧事業計画を作成する。

なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めて、将来の災害に備える。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立て、迅速に査定が受けられるよう努める。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずる。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用する。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症予防法
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 下水道法
- (10) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- (11) 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

1 激甚災害の早期指定の確保

村長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づき、内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告する。

2 特別財政援助の受け入れ

県(関係各課)は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続を速やかに行う。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設並びに補修に関する事業

オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市町村が設置した障害者支援施設の災害復旧事業

ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

- コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業
 - サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - ① 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
 - ② 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、村長が指定した場所に集積されたもの又は村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、村が行う排除事業
 - セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)
 - ① 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還

期間を延長する。

② 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)

土地改良区等の行う湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)

① 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。

② 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合、国が県に対して補助を行う。

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。

イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

イ 村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)

ウ 母子及び寡婦福祉法による国の貸し付けの特例(激甚災害法第20条)

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

エ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

オ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

カ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため、発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保

1 復旧資金の確保

村(総務課)及び県(財政課)は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努める。

- (1) 普通交付税の繰上交付の要請
- (2) 特別交付税の交付の要請
- (3) 一時借入れ
- (4) 起債の前借り

2 関東財務局の協力

関東財務局(前橋財務事務所)は、復旧資金の確保について、県又は村から要請があったときは、次の協力を行う。

- (1) 災害つなぎ資金の融資(短期)
- (2) 災害復旧事業資金の融資(長期)
- (3) 国有財産の貸し付け、譲与及び売払い

■ 第2編

震災対策編

■ 第1章

総則

ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」－「第1章 総則」に準ずる。

第1節 目的

この計画は、地震に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を示し、もって村民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

第2節 昭和村における地震被害想定

1 過去の地震

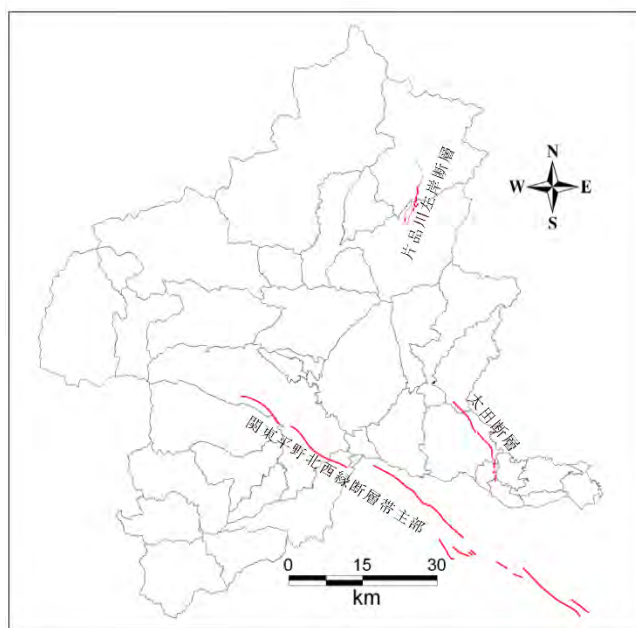
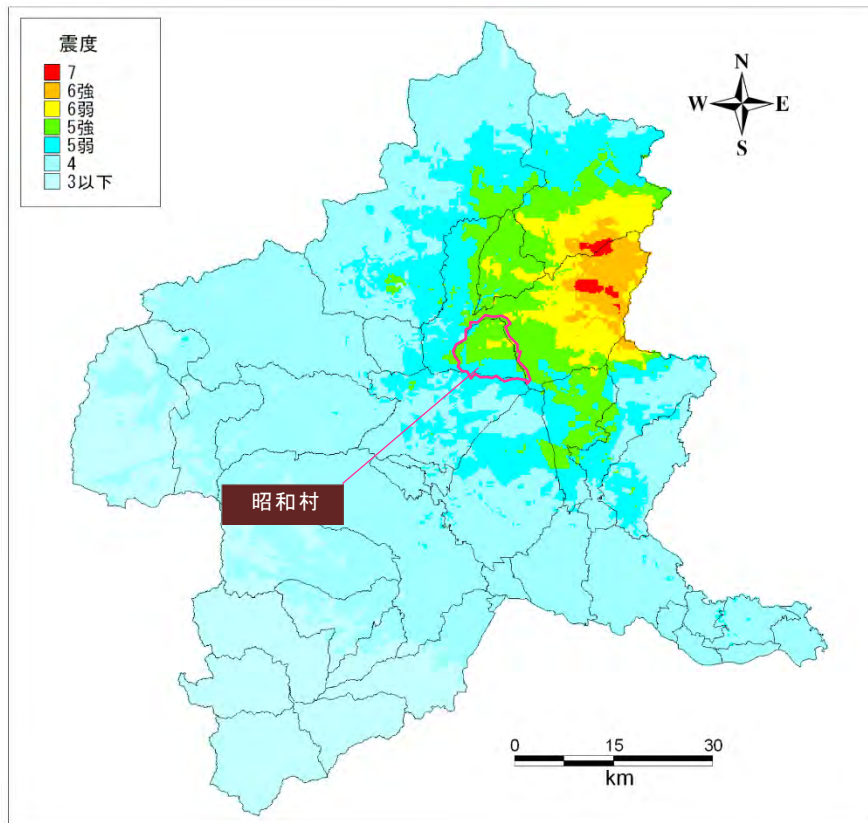
県内における主な地震は、以下のとおりである。この中で死者数が最も多い地震は、昭和6年に発生した「西埼玉地震」となっている。

発生年月日	地震名（震源）	規模（M）	震度	被害状況
1916年 2月22日 （大正5年）	（浅間山麓）	6.2	—	家屋全壊7戸、半壊3戸、一部損壊109戸
1923年 9月 1日 （大正12年）	関東地震 （神奈川県西部）	7.9	前橋市：4	負傷者9人、家屋全壊49戸、半壊8戸
1931年 9月21日 （昭和6年）	西埼玉地震 （埼玉県北部）	6.9	前橋市：5	死者5人、負傷者55人、家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964年 6月16日 （昭和39年）	新潟地震 （新潟県下越沖）	7.5	前橋市：4	負傷者1人
1996年12月21日 （平成8年）	茨城県南部の地震 （茨城県南部）	5.6	板倉町：5弱 沼田市、片品村、桐生市：4	家屋一部破損64戸
2004年10月23日 （平成16年）	新潟県中越地震 （新潟県中越地方）	6.8	高崎市・沼田市・旧北橋村・片品村：5弱 旧富士見村・旧赤堀町・旧白沢村・昭和村：4	負傷者6人、家屋一部破損1,055戸
2011年 3月11日 （平成23年）	東北地方太平洋沖地震 （三陸沖）	9.0	桐生市：6弱 沼田市、前橋市、高崎市、桐生市、渋川市、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、太田市：5強 昭和村：4	死者1人、負傷者41人 家屋半壊7棟、家屋一部破壊17,246棟
2018年 6月17日 （平成30年）	群馬県南部を震源とする地震 （群馬県南部）	4.6	渋川市：5弱 前橋市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、吉岡町、東吾妻町：4	住家一部破損4棟

資料：「群馬県地域防災計画」（平成30年1月、群馬県）

2 地震想定

群馬県が実施した「地震被害想定調査」（平成24年6月）の予測結果によると、昭和村は、片品川左岸断層による地震（M7.0）のとき、「震度6弱」になっている。本計画では、この地震を想定した予防及び応急対策を位置づける。



資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月、群馬県）

3 地震被害想定

想定された地震による被害は、以下のように予測されている。

なお、想定断層は、「片品川左岸断層」とし、季節と時間帯の想定ケースは、被害が比較的に大きい「冬期」の「午前5時」とした。

被害項目		昭和村	群馬県全域
◆人的被害			
建物被害による人的被害	死者	0.1人	3.9人
	負傷者	3.7人	59.9人
(うち 屋内収容物の 転倒・落下による)	死者	0.0人	0.2人
	負傷者	1.6人	12.6人
屋外通行による人的被害			
ブロック塀倒壊による 人的被害	死者	0.0人	0.0人
	負傷者	0.0人	1.0人
自動販売機転倒による 人的被害	死者	0.0人	0.0人
	負傷者	0.0人	0.0人
屋外落下物による 人的被害	死者	0.0人	0.0人
	負傷者	0.0人	0.0人
土砂災害による人的被害		死者	0.8人
		負傷者	19.2人
火災による人的被害		死者	0.0人
		負傷者	24.1人
◆建物、その他被害			
配水管被害	—	2件	17件
断水世帯数	(直後)	56.1世帯	1,520世帯
	(1日後)	0世帯	0.2世帯
LPガス被害		1件	29件
停電率		0.075%	0.02%
不通回線予測		0回線	15回線
避難者予測	(1日後)	38.9人	766人
	(1か月後)	38.9人	766人
帰宅困難者数	帰宅困難者	0.0人	0.0人
	徒歩帰宅者	4,714人	1,279,999人

資料：「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月、群馬県）

■ 第2編

震災対策編

■ 第2章

災害予防計画

第1節 地震に強いむらづくりの推進

ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第5節 建築物の安全性の確保」に準ずる。

1 地震に強いむらづくりの推進

- (1) 村が、総合計画や土地利用計画等の村全体の計画を策定する際には、村民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努める。

具体的には、計画的に地震に強い都市構造の形成をはかり、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したむらづくりを推進するよう努める。

特に、避難路、避難場所、幹線道路、公園、河川、緑地帯等は、計画的に整備するよう努める。さらに、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備や、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備も努める。

- (2) 農地防災事業の推進

県及び農業用排水施設管理者は、農業用のため池、ダム、用排水路等の損壊による水害の発生を未然に防止するため、それぞれが管理する施設について、補強工事又は改修工事を危険度の高い箇所から順次計画的に進めることになっている。

村は、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、村民等に適切な情報提供を図る。

- (3) 村及び県（建築課）は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。

2 建築物の耐震化

村は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努める。

また、現行の建築基準法の適用を受けない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、この節において「耐震改修促進法」という。)

の規定により、耐震診断及び耐震改修に努める。

3 公共施設等防災上重要な建築物の安全性の確保

(1) 村及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設(以下、この節において「公共建築物等」という。)については、耐震性の確保に特に配慮する。

なお、村は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係わるリストの作成及び公表に努める。

(2) 特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(3) 村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

4 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

村及び施設管理者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

5 文化財の保護

村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

6 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び医療施設、学校、宿泊施設等多数の者が利用する施設の管理者は、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施する。特に大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行う。

第2節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、気象庁が発表する速報である。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡〔中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町〕、利根郡〔片品村、川場村、昭和村、みなかみ町〕
	群馬県南部	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡〔榛東村、吉岡町〕、多野郡〔上野村、神流町〕、甘楽郡〔下仁田町、南牧村、甘楽町〕、佐波郡〔玉村町〕、邑楽郡〔板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町〕

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、気象庁から日本放送協会（NHK）に伝達される。

また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による村の防災行政無線等を通して村民に伝達される。

2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

第3節 ライフライン施設の機能の確保

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第6節 ライフライン施設の機能の確保」に準ずる。

第4節 情報の収集・連絡体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第10節 情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。

第5節 通信手段確保計画

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第11節 通信手段確保計画」に準ずる。

第6節 職員の応急活動体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第12節 職員の応急活動体制の整備」に準ずる。

第7節 防災関係機関の連携体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第13節 防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。

第8節 防災中枢機能の確保

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第14節 防災中枢機能の確保」に準ずる。

第9節 救助・救急及び医療活動体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第15節 救助・救急及び医療活動体制の整備」に準ずる。

第10節 消火活動計画

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第3節 消火活動予防計画」に準ずる。

第11節 緊急輸送活動体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第16節 緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。

第12節 避難所・避難路の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第7節 避難所・避難路の整備」に準ずる。

第13節 避難誘導体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第8節 避難誘導体制の整備」及び「第15節 避難収容活動体制の整備」に準ずる。

第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第18節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」に準ずる。

第15節 広報・広聴体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第19節 広報・広聴体制の整備」に準ずる。

第16節 災害訓練計画

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第21節 災害訓練計画」に準ずる。

第17節 防災知識普及計画

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第22節 防災知識普及計画」及び「第23節 村民、事業所等による防災活動推進計画」に準ずる。

第18節 要配慮者の災害予防対策

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第24節 要配慮者の災害予防対策」に準ずる。

第19節 孤立化集落対策

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第25節 孤立化集落対策」に準ずる。

第20節 災害廃棄物対策

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第26節 災害廃棄物対策」に準ずる。

第21節 罹災証明書の発行体制の整備

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第27節 罹災証明書の発行体制の整備」に準ずる。

■ 第2編

震災対策編

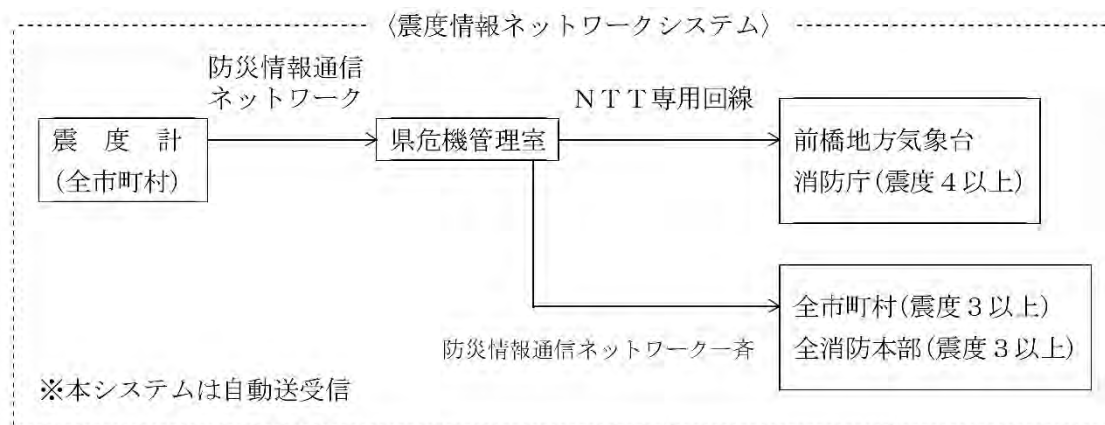
■ 第3章

災害応急対策計画

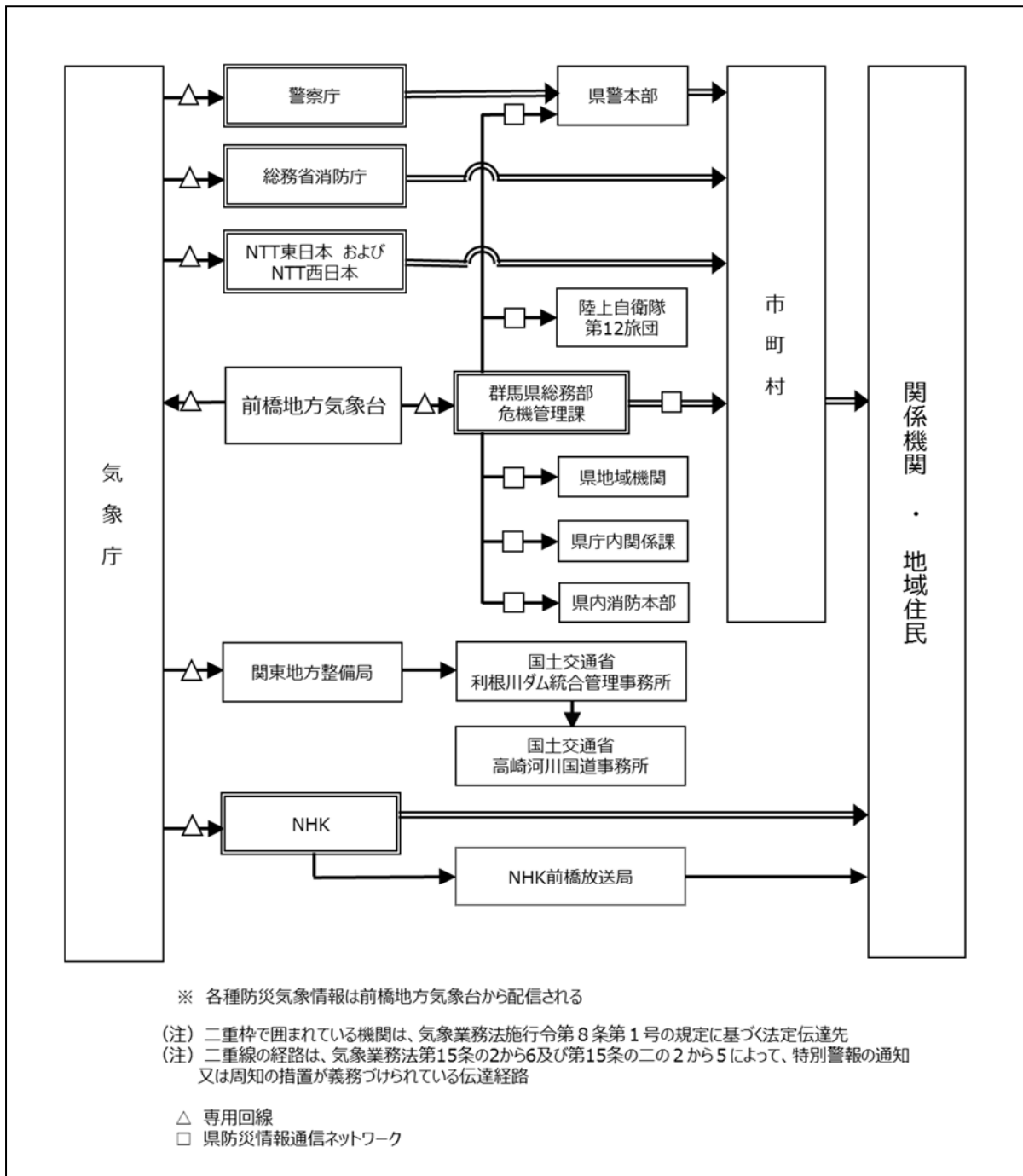
第1節 地震情報の収集伝達計画

1 「震度情報ネットワークシステム」による震度情報の伝達

「震度情報ネットワークシステム」は、県内市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、速やかに県（危機管理課）から村及び関係機関に伝達される。



2 「防災情報提供システム」による地震情報の伝達



資料：「群馬県地域防災計画」（令和4年3月、群馬県防災会議）に示された内容について、「気象等及び噴火に関する特別警報の緊急速報メールの配信終了日時について」（令和4年12月13日気象庁報道発表）に基づき加筆修正。

3 通常通信途絶時の代替通信手段

N T T回線の途絶により、震度情報及び地震情報が関係機関に伝達できない場合は、県（危機管理課）及び前橋地方気象台は、以下の手段により震度情報及び地震情報を伝達する。

この表によると、県から村への代替通信手段は、県防災情報通信ネットワークによって伝達されることになる。

[県の代替通信手段]

	県防災情報通信ネットワーク	消防無線	地域衛星通信ネットワーク
前橋地方気象台	○		
消防庁		○	○
全市町村	○		
消防本部	○		
陸上自衛隊第12旅団	○		

[前橋地方気象台の代替通信手段]

	県防災情報通信ネットワーク	専用電話
県（危機管理課）	○	
N H K 前橋放送局	○	○
県警察本部	○	

第2節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第5節 災害情報収集及び被害報告取扱計画」に準ずる。

第3節 災害通信計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第6節 災害通信計画」に準ずる。

第4節 組織計画

ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第7節 組織計画」に準ずる。

1 初期対策

村で震度4以上の地震が発生した場合には、直ちに被害状況の把握及び地震に関する情報の収集を行う。

2 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置

村の地域で震度5弱又は震度5強以上の地震が発生した場合には、直ちに災害警戒本部を設置する。

(2) 組織、機能、設置場所等

災害警戒本部長は村長とし、災害警戒本部の組織、機能、設置場所等は、災害対策本部に準ずる。

(3) 事務分掌

各部署の事務分掌は、災害対策本部の事務分掌に準ずる。

3 災害対策本部の設置

村で大規模な地震が発生した場合には、以下の設置基準に基づき、災害対策本部を設置する。

設置基準ア	震度6弱以上の地震が発生したとき。
設置基準イ	災害救助法が適用される見込みがあるとき。
設置基準ウ	震度にかかわらず、村内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれがあるとき。

第5節 動員計画

ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第8節 動員計画」に準ずる。

1 動員区分

村長は、災害対策本部、又は災害警戒本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定する。

[動員区分と配備体制]

動員区分	状 況	配備体制・動員規模
第1号配備	災害発生のおそれがある場合及び小規模の災害が発生した場合（おおむね震度4以上）	所属人員の2割から4割までの人員を配備し、応急措置にあたる体制。
第2号配備	中規模の災害の発生が予想される場合及び中規模の災害が発生した場合（おおむね震度5以上）	所属人員の4割から6割までの人員を配備し、応急措置にあたる体制。
第3号配備	大規模の災害の発生が予想される場合及び発生した場合（おおむね震度6以上）	所属人員の全員を配備し、応急措置にあたる体制。

[動員区分別課別動員一覧表]

課 名	班 名	第1号配備	第2号配備	第3号配備
総務課	総務班	課長、係長及び消防担当	課長、係長、主任及び担当	全 員
健康福祉課	健康福祉班	課長、係長	課長、係長、担当	全 員
住民課	住民班	課 長	課長、係長、担当	全 員
産業課	農林班	課長、係長	課長、係長、主任及び担当	全 員
建設課	建設班	課長、係長	課長、係長、主任及び担当	全 員
	上下水道班	課長、係長	課長、係長、主任及び担当	全 員
教育委員会	教育班	局 長	局長、係長、担当	全 員
企画課	企画班	課 長	課長、係長、担当	全 員
税務会計課	税務班	課 長	課長、係長、担当	全 員
議会事務局	協力班	局 長	局長、係長	全 員

第6節 相互応援協力計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第9節 相互応援協力計画」に準ずる。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第10節 自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

第8節 救助・救急・医療等活動計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第12節 救助・救急・医療計画」及び「第24節 罹災者救出計画」に準ずる。

第9節 交通の確保・緊急輸送活動計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第13節 交通の確保・緊急輸送活動計画」に準ずる。

第10節 交通応急対策計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第14節 交通応急対策計画」に準ずる。

第11節 輸送計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第15節 輸送計画」に準ずる。

第12節 避難計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第2節 避難計画」及び「第3節 応急措置に関する計画」に準ずる。

第13節 応急仮設住宅計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第16節 応急仮設住宅計画」に準ずる。

第14節 広域一時滞在

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第17節 広域一時滞在」に準ずる。

第15節 県境を越えた広域避難者の受け入れ

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第18節 県境を越えた広域避難者の受け入れ」に準ずる。

第16節 食料供給計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第19節 食料供給計画」に準ずる。

第17節 衣料、生活必需品等物資供給計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第20節 衣料、生活必需品等物資供給計画」に準ずる。

第18節 給水計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第21節 給水計画」に準ずる。

第19節 清掃計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第22節 清掃計画」に準ずる。

第20節 防疫計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第23節 防疫計画」に準ずる。

第21節 行方不明者の捜索及び遺体の処置計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第25節 行方不明者の捜索及び遺体の処置計画」に準ずる。

第22節 災害広報計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第26節 災害広報計画」に準ずる。

第23節 公共土木施設の応急復旧

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第27節 公共土木施設の応急復旧」に準ずる。

第24節 障害物の除去計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第28節 障害物の除去計画」に準ずる。

第25節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第11節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動」に準ずる。

第26節 ボランティア活動支援・推進計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第29節 ボランティア活動支援・推進計画」に準ずる。

第27節 義援物資・義援金の受け入れ

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第30節 義援物資・義援金の受け入れ」に準ずる。

第28節 要配慮者対策計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第31節 要配慮者対策計画」に準ずる。

第29節 文教対策計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第32節 文教対策計画」に準ずる。

第30節 動物愛護

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第35節 動物愛護」に準ずる。

第31節 農漁業関係災害応急対策計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第33節 農漁業関係災害応急対策計画」に準ずる。

第32節 隣保、互助、民間団体活用計画

「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第34節 隣保、互助、民間団体活用計画」に準ずる。

第33節 消防計画

ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第37節 消防計画」及び「第36節 林野火災応急対策計画」に準ずる。

1 村民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により、道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、村民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力する。

2 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

3 消防機関による消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。
- (2) 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき、広域応援を求める。
- (3) 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し、他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（消防保安課）に要求する。
- (4) 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

■ 第2編

震災対策編

■ 第4章

災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

「第1編 一般災害対策編」－「第4章 災害復旧計画」－「第1節 復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。

第2節 公共土木施設事業復旧計画

「第1編 一般災害対策編」－「第4章 災害復旧計画」－「第2節 公共土木施設事業復旧計画」に準ずる。

第3節 計画的復興

「第1編 一般災害対策編」－「第4章 災害復旧計画」－「第3節 計画的復興」に準ずる。

第4節 被災者の生活再建の支援

「第1編 一般災害対策編」－「第4章 災害復旧計画」－「第4節 被災者の生活再建の支援」に準ずる。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

「第1編 一般災害対策編」－「第4章 災害復旧計画」－「第5節 被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。

第6節 公共施設の復旧

「第1編 一般災害対策編」－「第4章 災害復旧計画」－「第6節 公共施設の復旧」に準ずる。

第7節 激甚災害法の適用

「第1編 一般災害対策編」－「第4章 災害復旧計画」－「第7節 激甚災害法の適用」に準ずる。

第8節 復旧資金の確保

「第1編 一般災害対策編」－「第4章 災害復旧計画」－「第8節 復旧資金の確保」に準ずる。

■ 第3編

火山対策編

■ 第1章

災害予防計画

令和3年5月、防災気象情報に関する警戒レベル変更に伴い、避難勧告と避難指示が「避難指示」に一本化された。その一方で、令和3年12月、気象庁の噴火警戒レベルは、警戒レベル4のキーワード「避難準備」が「高齢者等避難」に変更になった。

よって、昭和村では、令和4年3月の改訂でキーワードの変更を行い、本編の修正は、今後の群馬県地域防災計画の修正に合わせて改訂する。

なお、昭和村は火山災害警戒地域に該当していないが、災害の予防、応急対策、復旧は、引き続き群馬県地域防災計画計画をもとに作成した本編にて柔軟に対処する。

なお、ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」に準ずる。

第1節 想定火山について

1 想定火山の設定

活火山とは、おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山のことで、2019年時点で活火山数は、111になっている。うち、群馬県には、浅間山の他5つの活火山が存在している。

今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、50火山が選定されている。うち、群馬県には、日光白根山、草津白根山及び浅間山が選定され、気象庁による24時間体制での常時観測・監視している。

[県内活火山の状況]

火山名	火山災害警戒地域 (警戒地域)	噴火警戒レベルと体制	昭和村における 想定火山と被害
浅間山	長野原町、嬭恋村	・警戒レベルが運用されている。 ・気象庁による24時間体制での 常時観測・監視	降灰等を考慮
草津白根山	中之条町、長野原町、 嬭恋村、草津町	〃	—
日光白根山	沼田市、片品村	〃	降灰等を考慮
榛名山	—	—	—
赤城山	—	—	最寄りの火山 として考慮

2 想定火山について

(1) 浅間山

ア 概要



複雑な形成史をもつ火山。黒斑(くろふ)火山(安山岩の成層火山)、仏岩火山(デイサイト質の成層火山)(2万年前～1万年前)(降下軽石・溶岩流・小浅間溶岩ドーム(2万年前)→降下軽石・火砕流→降下軽石・火砕流・溶岩流(13,000年前)→降下軽石・火砕流・溶岩流(11,000年前)の順に活動)が形成された後、約1万年前からは前掛火山が活動を開始し、山頂部の釜山は現在も活動中。これまでに10回余りの大規模な噴火と中小規模噴火を繰り返してきた。

有史以降の活動はすべて山頂噴火。釜山の山頂火口(長径東西500m、短径南北440m)内の地形、特に火口底の深さは、火山の活動の盛衰に応じて著しく変化する。山頂火口は、常時噴気しており、釜山西山腹の地獄谷にも噴気孔がある。爆発型(ブルカノ式)噴火が特徴で、噴火に際しては火砕流(熱雲)が発生しやすい。1108、1783年には溶岩流も発生。噴火の前兆現象として、火口直下に浅い地震(B型)が頻発することがある。構成岩石のSiO₂量は53.5～74.0 (wt.%)である。

イ 活動状況

記録に残る最初の活動は、685(天武天皇14)年とも、1108(天仁元)年9月5日ともいわれているが、最も大きい噴火とされる「天明の大噴火」から、広い範囲に降灰があった噴火を整理すると、次ページのようになる。

ウ 想定被害

上述のことから、村において想定される被害は「降灰」が想定される。

[浅間山の活動状況(抜粋)]

2008(平成20)年に噴気が確認され、2011(平成23)年の東北地方太平洋沖地震以降地震活動が活発化している。

発生年・年月日	状況	補足説明
1783(天明3)年	大噴火	5月9日から8月5日まで約90日間活動。7月28日には江戸で戸障子振動し、降灰あり。8月2日には火山雷・噴石のため前掛山は火の海となった。8月3日には牙(ぎっば)山にも噴石落下、山麓まで山火事、銚子まで降灰。8月4日は北麓に吾妻(あがつま)火砕流を流出。関東中部で降灰のため昼も暗夜のようになる。8月5日午前大爆発とともに鎌原(かんばら)土石なだれが発生、北麓に流下、吾妻川を塞ぎ次いで決壊、多量の水が利根川に出て流域の村落を流失した。鎌原土石なだれ発生直後に鬼押出(おにおしだし)溶岩が北側斜面を流下。死者1151名、流失家屋1061棟、焼失家屋51棟、倒壊家屋130余棟、噴出物総量 $4.5 \times 10^6 \text{m}^3$ 。
1899(明治32)年	噴火	3、7、8月に噴火、8月7日には爆発音・ <u>降灰が関東北部まで達した</u> 。
1900(明治33)年	噴火	1~4月に噴火、爆発音大、空振、噴石、 <u>降灰広範囲</u> 。7、8、11、12月にも噴火、降灰、鳴動。
1909(明治42)年	噴火	1月29日 空振のため山麓で小被害。4月 噴煙多量、 <u>関東北部に降灰</u> 。5月31日 爆発音80kmまで、降灰広範囲。7月7日 <u>関東北部に降灰</u> 。8、11月 鳴動、12月7日 空振のため山麓で家屋、窓ガラス被害。東京でも家屋振動、降灰は太平洋岸、鳴響は仙台付近及び美濃東部に及ぶ。山林焼失する。
1911(明治44)年	噴火	1~4月 活発に活動、爆発音大、 <u>降灰広範囲で、しばしば関東北・中部に及ぶ</u> 。特に爆発音は1月18日には東方100~150km以上、4月3、4日には富山県まで。5月8日 噴石多量、死者1名、負傷者2名、空振による家屋の被害、爆発音240kmに及ぶ。7~9月 ときどき噴火、8月15日 死者多数。10月22日、12月3日 爆発音100km以上に及ぶ。
1913(大正2)年	噴火	2、4~11月 活発に噴火、爆発音大、降石、 <u>降灰広範囲</u> 。特に5月29日 登山者1名死亡、負傷1名。6月17日には降灰は東方太平洋まで、爆発音の外聴域出現。
1914(大正3)年	噴火	1~6、11~12月 活発に噴火、爆発音大(東京でも聞こえる)、 <u>降灰広範囲</u> 。特に3月3日 空振強く山麓で戸障子はずれる。
1930(昭和5)年	噴火	4月は数回鳴動、少量の降灰。6月11日噴火4~5回、強い空振、爆発音の外聴域出現、山火事。7月 数回鳴動、降灰。8月 活発に噴火し降灰、降石、20日 火口付近で死者6名。9月の爆発も強く噴石、 <u>降灰広範囲</u> 。10月17日 噴火。
1931(昭和6)年	噴火	3月、6~7月に1~数回の噴火、降灰。8月は活発に活動し噴石、降灰など。特に20日に遭難3名、爆発音の外聴域出現。9月前半に数回噴火、降灰、噴石。10、12月 数回噴火し、特に12月8日には空振のため山麓でガラス破損、爆発音の外聴域出現、 <u>関東南部にまで降灰</u> 。
1937(昭和12)年	噴火	2~7月に毎月数回噴火。3月18日 爆発音、空振大きく山麓で戸障子被害、 <u>降灰は関東中部に及ぶ</u> 。
1954(昭和29)年	噴火	1~7月毎月数十回、8月以後10月を除き毎月数回噴火。6月24日 <u>関東南部に達する降灰</u> 。9月6日かなりの範囲に噴石、降灰。
1959(昭和34)年	噴火	3~8月毎月1~数十回噴火し、ときどき降灰。4月14日は噴石のため山麓に多数の山火事、 <u>関東南部まで降灰</u> 。
1983(昭和58)年4月8日	爆発	爆発音、火口上に電光と火柱、山腹(南斜面)で山火事発生、 <u>長野県・関東地方北部・福島県の太平洋岸まで降灰</u> 。
2004(平成16)年9月~12月	噴火	9月1日に21年ぶりに爆発して活動を再開。9月1日の爆発は、大きい爆発音と空振を伴い、噴石を飛散、山頂の北東6kmまで最大3cmの火山礫が降下、 <u>北東方向の群馬県・福島県(最も遠いところは相馬市)の一部で降灰</u> 。9月14~18日 小噴火がしばしば発生、特に16日未明~17日夕方はほぼ連続的に発生。南東の軽井沢町には多量の降灰があり、群馬県・埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県(最も遠いところは勝浦市)の一部でも降灰。この噴火口底に新しい溶岩が出現。9月23日 爆発、中程度の爆発音と空振が発生。爆発地震により軽井沢町追分・御代田町御代田で震度1。山頂の北北東4kmに最大3cmの火山礫が降下、北北東方向の群馬県・新潟県・山形県(最も遠いところは東根市)の一部で降灰。9月29日 爆発。弱い爆発音と空振が発生。爆発地震により軽井沢町追分・御代田町御代田で震度1を観測。山頂の北4kmに最大4cmの火山礫が降下、北から北北東方向の群馬県碓氷村・長野県町・草津町等の一部で降灰。11月14日 爆発。大きい爆発音と中程度の空振を伴い、山頂の東4kmに直径4~5cm火山礫(最大は7.5cm)が降下、長野県、群馬県、栃木県の一部で降灰。

資料：「気象庁HP」(URL: <http://www.jma.go.jp/jma/>)

資料：「日本活火山総覧(第3版)」(気象庁編 2005)

(2) 日光白根山

ア 概要



日光白根火山は、栃木・群馬県境に分布する直径約1000m、高さ約300mの溶岩ドームといくつかの厚い溶岩流からなる安山岩・デイサイト火山である。西方にのびる厚い溶岩流の上に主峰・白根山(奥白根)等の溶岩ドームが形成されている。

有史以降の噴火は、奥白根からの水蒸気噴火当の活動が知られている。噴気地域は現存しない。日光白根の南方約10～20kmの一帯で、1993年7月から1995年2月ころまで、微小地震活動が活発化した。安山岩・デイサイトのSiO₂量は58.0～70.0wt.%である。

イ 活動状況

年代	現象	活動経過・被害状況等
▲1649(慶安2)年	中規模：水蒸気噴火	火砕物降下。噴火場所は白根山頂火口。山頂噴火、降灰多量、新火口(直径約200m、深さ約10m)生成。頂上の神社全壊。(VEI2)
▲1872(明治5)年	水蒸気噴火?	5月14日。噴火場所は南西斜面中腹。南西斜面の中腹に直径2百数十mの火口生成、噴煙。
▲1873(明治6)年	水蒸気噴火?	3月12日。火砕物降下。噴火場所の詳細は不明。噴煙、降灰砂。利根川の魚被害。
▲1889(明治22)年	水蒸気噴火?	12月4日。火砕物降下。噴火場所は白根山西斜面。爆発地点は小川村に面した旧火口。鳴動、降灰、片品川濁る。
1952(昭和27)年	噴煙、鳴動	7～9月。7月初め頃から群馬県片品村鎌田から噴煙が見え、火口の近くでは時々噴煙臭。9月初旬に山麓で鳴動。
1993～95(平成5～7)年	地震・火山性微動	7月～翌々年9月。中禅寺湖付近で微小地震活動が、山頂直下で微小地震・微動活動が活発化。
2001(平成13)年	地震	3月31日～4月初旬、日光白根山の北西部から北東部(深さ5km未満)で地震活動。最大地震はM5.2(日光市で震度4)。6月5日から数日間、日光白根山の東約5kmで震源の浅い地震活動(最大震度1)。
2011(平成23)年	地震	3月～。東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日)以降、西側及び北西側へ約5km付近と、東側から南東側へ約5～10km付近で地震活動が活発化。有感地震多発。3月12日00時24分M4.5(震度4)。

※有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す)

資料「気象庁HP」(URL:<http://www.jma.go.jp/jma/>)

資料:「日本活火山総覧(第4版)」(気象庁編2013)

(3) 赤城山

ア 概要



底面の径約25km大型の成層火山。安山岩の成層火山を形成した後に、約7～5万年前の間のいずれかにデイサイト火砕流の流出と湯ノ口軽石の噴出によって山頂カルデラ(南北4km×東西3km)を形成した。その後、中央火口丘形成期に入るが、約4～4.5万年前の間のいずれかに鹿沼軽石が噴火。

カルデラ内に小沼・地藏岳・見晴山等のデイサイト溶岩ドーム、小沼タフリングが形成され、これらの活動は約24000年前には終了した。大沼はカルデラ内低地の湖。現在、噴気・硫気孔は現存しない。1251年に噴火した記録が残るが古記録と対応する噴出物は発見されていない。構成岩石のSiO₂量は、51.5～71.8 (wt.%) である。

イ 活動状況 [過去1万年間の噴火活動]

中央火口丘形成期、すなわち過去5～6万年から現在に至る間、プリニー式噴火は、4～5万年前の間のいずれかに起きた鹿沼軽石噴火の1回に限られている。

[赤城山 有史以降の火山活動]

年 代	現 象	活動経過・被害状況等
1251(建長3)年5月18日	噴火?	—

また、本噴火による噴出物は発見されていない。

なお、噴火の根拠とされる吾妻鏡の記録は、噴火記録ではなく、山火事であるという主張がある。一方、同時期の噴火を記録していると考えられる別の歴史記録も発見・報告されている。

第2節 治山・砂防事業の推進

治山・砂防事業実施機関は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、それぞれの対応の必要な区域において連携し、治山ダム、砂防ダム、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進める。

第3節 避難施設の整備

1 避難所の整備

村は、赤城山の火山活動が活発になった場合には、避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努める。

2 避難路の整備

村は、赤城山の火山活動が活発になった場合には、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる一般道路、農道、林道その他の道路の整備に努める。

また、避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

第4節 建築物の安全性の確保

1 防災上重要な施設の安全性

村、県及び施設管理者は、管理する施設のうち、次に掲げる防災上重要な施設について、地震災害と併せて火山災害に対する構造の不燃堅ろう化を図る。

- (1) 災害対策本部が設置される施設(村役場等)
- (2) 応急対策活動の拠点施設(道の駅)
- (3) 救護活動の拠点施設(保健センター)
- (4) 避難施設(学校、体育館、公民館等)
- (5) 社会福祉施設(老人ホーム、身体障害者養護施設等)
- (6) 観光施設等不特定多数の者が使用する施設

第5節 避難誘導体制の整備

1 噴火警報等の伝達体制の整備

- (1) 村及び県（危機管理課）は、赤城山の火山活動が活発になった場合には、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、臨時の解説情報（火山活動の変化を観測した場合に、臨時の発表であることを明記して発表する火山の状況に関する解説情報をいう。以下同じ）、噴火速報等を村民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。
- (2) 村は、噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報及び避難指示等の内容を村民や観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、同報系無線、広報車等の整備を図る。
- (3) 村は、登山者等への伝達をより確実にするため、登山届の導入、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。
- (4) 村は、気象庁が発表する「臨時の解説情報」（火山活動の変化を観測した場合、臨時の発表であることを明記した火山の状況に関する解説情報）に盛り込むべき具体的な文言、情報伝達方法、情報に応じた現地の関係機関の防災対応・手順について、あらかじめ火山防災協議会で検討して定めておく。

2 避難誘導計画の作成

現在、赤城山は、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」に選定されていない。よって、以下の内容は、火山活動の状況によって適宜対応を図る。

- (1) 村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から村民等への周知徹底に努める。
- (2) 村は、火山防災協議会における検討を通じ、避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベル設定を共同で推進し、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段を定める具体的で実践的な避難誘導に係る計画を作成する。さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画の村民への周知

徹底に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「**屋内安全確保**」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

- (3) (2)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。
- ア 避難開始時期及び避難対象地域
 - イ 避難指示等を発令する基準
 - ウ 避難指示等の伝達方法
 - エ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - オ 避難経路・手段及び誘導方法
- (4) 村は、避難指示等について、地域の特性等を踏まえ、噴火警報等の内容に応じた具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村による発令基準の策定や見直しを支援する。
- (5) 村は、噴火警報等及び避難指示等を村民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
- (6) 村は、避難誘導・支援者等が噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる移動系無線等の通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。
- (7) 村は、警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定める。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (8) 村は警戒地域に指定されている活火山以外の活火山においても、噴火により人的被害が発生するおそれがあることから、周辺地域においても、必要と

認める地域については警戒避難体制を整備するものとし、地域防災計画において、警戒地域において定めるべき事項も踏まえながら、各地域の実情に応じて必要な事項を定める。

- (9) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について村長に報告する。
- (10) 村は、警戒地域内の避難促進施設（福祉施設等）に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

3 避難誘導訓練の実施

村は、赤城山の火山活動が活発になった場合には、消防機関、警察機関等と協力して村民、観光客等の避難誘導訓練を実施する。

なお、現状では、地震災害等の訓練と兼ねる。

4 火山災害の危険性の周知

村は、赤城山の火山活動が活発になった場合には、避難が迅速かつ安全に行われるよう、広報紙等を活用して、予想される噴火（爆発）の態様と被害の内容を村民に周知する。

5 村民への情報の提供

村は、県（危機管理課）、関東地方整備局、前橋地方気象台及び浅間山火山防災連絡事務所と連携し、火山災害の危険性に関する様々な情報を村民に提供する。

6 指定緊急避難場所及び指定避難所等の周知

村は、赤城山の火山活動が活発になった場合には、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、村民に対し次の事項を周知する。

- (1) 避難開始時期及び避難対象地域
- (2) 避難指示等を発令する基準
- (3) 避難指示等の伝達方法
- (4) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区
- (5) 避難経路・手段
- (6) 避難時の心得

7 要配慮者への配慮

- (1) 村は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、一般災害対策編見基づき、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。
- (2) 村及び県は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 村及び県（学事法制課・教育委員会）は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。
- (4) 村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

8 案内標識の設置

「第1編 一般災害対策編」－「第2章 災害予防計画」－「第8節 避難誘導體制の整備」に準ずる。

■ 第3編

火山対策編

■ 第2章

災害応急対策計画

ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」に準ずる。

第1節 噴火警報等の伝達

1 噴火警報及び噴火予報の種類及び発表基準

気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

[噴火警戒レベルが運用されている火山]（浅間山、日光白根山、草津白根山）

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

[噴火警戒レベルが運用されていない火山] (赤城山、榛名山、日光白根山)

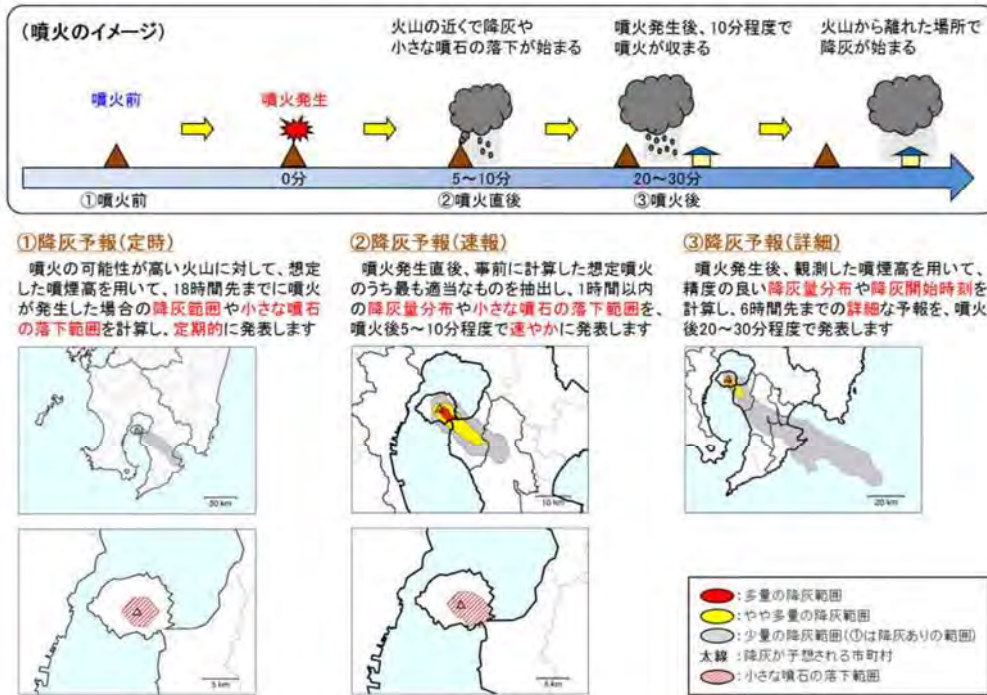
種別	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは発生する と予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ)噴火 が発生、あるいは発生すると予 想される。
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)噴火が発生、あるい は発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であるこ とに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ)。

2 降灰予報

気象庁が、以下の3種類の降灰予報を提供する。

種 類	内 容
降灰予報 (定時)	<p>ア 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により村民等に 影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。</p> <p>イ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的 に発表。</p> <p>ウ 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想され る降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</p>
降灰予報 (速報)	<p>ア 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。</p> <p>イ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降 灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想さ れる、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</p>
降灰予報 (詳細)	<p>ア 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予 報を行い発表。</p> <p>イ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想 される場合に、噴火後20~30分程度で発表。</p> <p>ウ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降 灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。</p>

降灰予報の発表イメージ



降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1 mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1 mm 未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	路面 イメージ	人	道路		
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性的な喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲等の農作物が収穫できなくなったり(※1)、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等などに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可(※1)

※1 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による設定

3 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

4 火山現象に関する情報等

噴火警報予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめ、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時発表の際、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時発表であることを明示して発表する。

(2) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の村民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山（本県では、日光白根山・草津白根山・浅間山）を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・ 普段から噴火している火山で、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

[発表される情報の例]

火山名 ○○山 噴火速報 平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表 ** (見出し) ** <○○山で噴火が発生> ** (本文) ** ○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。
--

(3) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめ、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

(4) 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況等を取りまとめ、毎週金曜日発表する。

(5) 月間火山概況

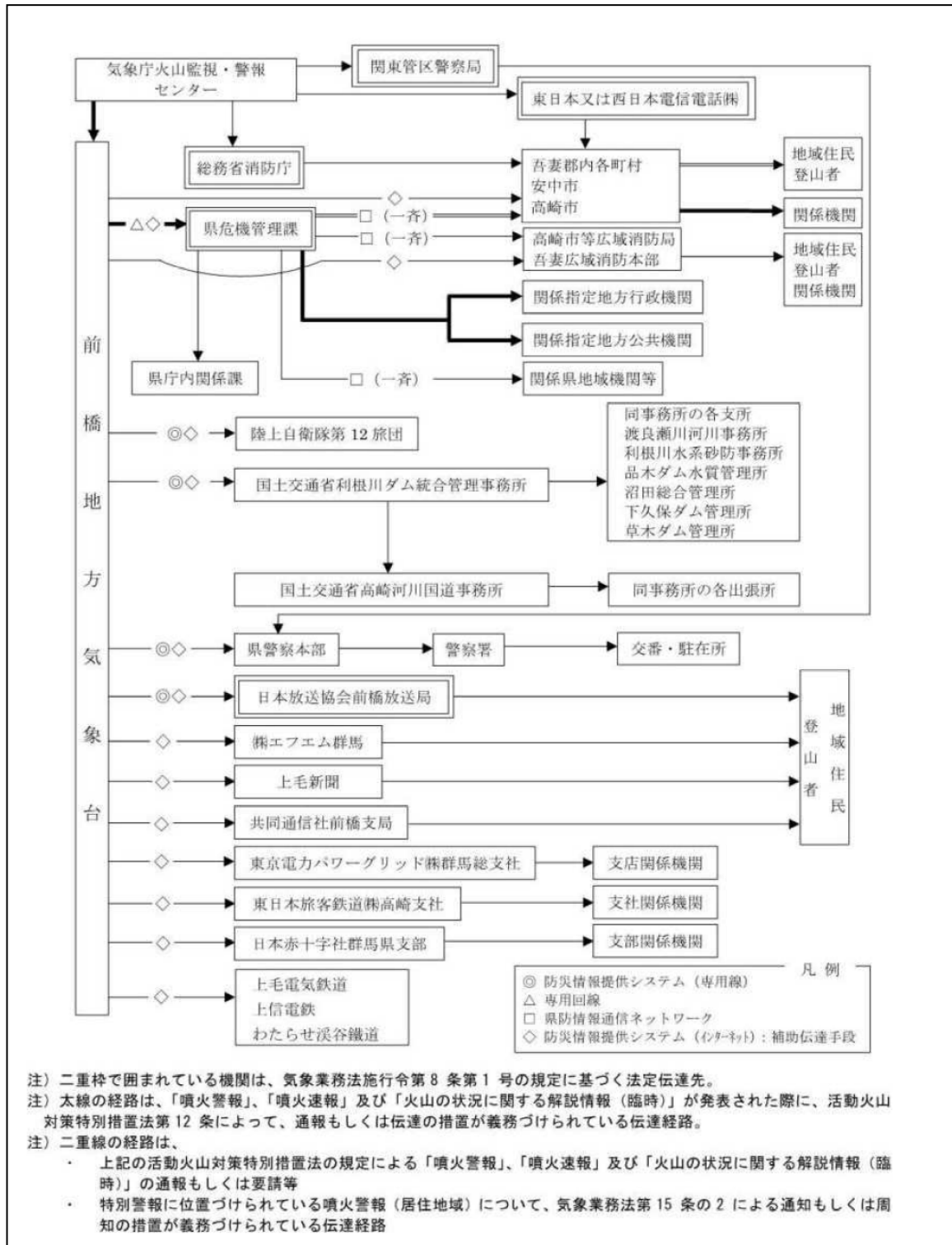
前月一ヶ月の火山活動状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(6) 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生した場合に、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

5 噴火警報等の伝達

噴火警報等の伝達系統及び伝達手段を参考までに掲載する。



資料：「群馬県地域防災計画」（令和3年3月、群馬県防災会議）

6 村民等に対する噴火警報等の周知

- (1) 放送機関は、前橋地方気象台から噴火警報等の伝達を受けたときは、放送を通じて村民、登山者等に伝達する。
- (2) 村は、前橋地方気象台及び県から噴火警報等の伝達を受けたとき、村民、登山者等に対し、有線放送、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達、使走等の方法により速やかに周知する。

その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮する。

なお、県及び村が、特別警報にあたる噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベルでは4以上に相当）の伝達を受けたとき、県は直ちに村に通知し、村は直ちに村民、登山者等に周知する。

第2節 避難誘導

1 避難の指示等

(1) 避難指示等の実施

- ア 関係市町村長は、噴火警報（噴火警戒レベル4）の発表を知ったときは直ちに村民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、高齢者等避難の発令を行う。
- イ 関係市町村長は、噴火警報（噴火警戒レベル5）の発表を知ったときは直ちに村民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、避難指示を行う。
- ウ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村から求めがあった場合、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。
- エ 村は、周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、村民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。
- オ 村長は、大規模な火砕流等発生後、村民等を混乱なく一斉に避難させることが困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じ適切に避難対象地域を拡大しながら段階的に避難指示を発令する。
- カ 村長のほか法令に基づき避難指示を行う権限を有する者は、村民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示を行う。
- キ 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」を参考に次ページに示す。

[参 考]

	発令者	措 置	発令する場合
高 齢 者 等 避 難	市町村 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベル4(高齢者等避難)の噴火警報が発表される等、居住地域に被害を及ぼす噴火の発生が予想される時。 住民等の安全確保のため必要と判断した場合。
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き先の指示 屋内安全確保の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベル5(避難)の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している時。 住民等の安全確保のため必要と判断した場合。 知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時。
避 難 指 示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水により著しい危険が切迫していると認められる時。
	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる時。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいなくて。

(2) 明示する事項

避難指示等を発令する際に明示する事項は、次のとおり。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先(屋内安全確保を含む)
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

(3) 伝達方法

避難指示等は、有線放送、防災行政無線、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象村民、観光客等に迅速かつ的確に伝達する。

(4) 村から関係機関への連絡

村は、避難指示等を行ったときは、その内容を速やかに県(利根沼田行政

県税事務所を經由して危機管理課、利根沼田行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

2 避難誘導

関係市町村、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し、次により避難の誘導を行う。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘察し、最も安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

3 要配慮者への配慮

村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、村民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

4 警戒区域の設定

(1) 関係市町村長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため、村長は、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）又は火山防災協議会の助言等を踏まえて、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1) の場合において、村長若しくは、その委任を受けて村長の職権を行う村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき、当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、（１）の場合において、村長、その他村長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき、当該職権を行う。

（４） 村から関係機関への連絡

村は、警戒区域を設定したとき、その内容を速やかに県（利根沼田行政県税事務所）を経由して危機管理課（又は直接危機管理課）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

5 避難指示等の解除に当たっての留意点

村は、避難指示又は警戒区域の設定を解除するときは、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性を確認する。

6 専門知識の活用

村は、避難指示等の発令及び解除、警戒区域の設定および解除等については、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）又は火山防災協議会の助言等を踏まえて実施するなど、火山活動に係る専門知識を活用する。

第3節 組織計画

ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」－「第3章 災害応急対策計画」－「第7節 組織計画」に準ずる。

1 災害警戒本部の設置

以下の状況において、災害対策本部を設置するにいたらない場合、警戒本部を設置する。

設置基準ア	赤城山において噴火警報が発令され、かつ村内に被害を及ぼすことが想定される時。
設置基準イ	赤城山において噴火予報が発令され、村内に被害を及ぼすことが想定される時。
設置基準ウ	火山が噴火し、降灰の影響が認められる時。
設置基準エ	村長が必要と認めた時。

2 災害対策本部の設置

村は、以下の設置基準に基づき、直ちに災害対策本部を設置する。

設置基準ア	赤城山が噴火した時、又は噴火警報が発令された時。
設置基準イ	火山が噴火し、降灰の影響が著しい時。
設置基準ウ	日光白根山による泥石流等の影響が見込まれる時。
設置基準エ	村長が必要と認めた時。

第4節 二次災害の防止活動

村及び県は、火山噴火による噴出物が堆積している地域においては、降雨による土石流等の土砂災害の発生のおそれがあることから、降雨の状況把握や監視体制を強化するとともに、専門技術者等を活用し、危険性が高いと判断された場合には、関係機関や村民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するなど、二次災害の防止に努める。

第5節 降灰の影響とその対策

1 降灰の影響

ここでは、浅間山の噴火履歴に示されているように昭和村において影響が想定される「降灰」について示す。

降灰については、気象庁の「降灰予報の高度化に向けた検討会」において議論されており、富士山ハザードマップ検討委員会等が作成した定量的な閾値が参考になる。

村の基幹産業の1つである農業についてみると、2cm程度の降灰で被害の発生が予測される。

◆は富士山ハザードマップ検討委員会(2004)報告書による想定
●は実際に被害が報告された事例(文献等より)
※ 閾値は下線は降雨時、括弧は実際の被害から事務局が想定

分野	項目	影響	閾値※	具体的な被害の内容(◆想定 ●事例)	対策
交通	道路	通行不能 (徐行運転)	5cm/日 <u>5mm/日</u> (1mm)	◆除灰不可能により通行不能 ◆除灰する車が動けず除灰不可能 ●新潟焼山:1-2mmの降灰で霧が立ち込めた状態	・除灰
	鉄道	(運行停止)	(5mm)	●桜島:灰が線路に5-10mm積もれば信号誤作動の恐れ	・除灰
	航空	運航不可	—	◆降灰がある範囲では航空機の運航が不可能	・時間経過
ライフライン	電力	停電発生	<u>1cm</u>	◆桜島の事例より停電が起こる被害率は18%	・除灰
	水道	取水停止 (水質低下)	— —	◆沈殿池の能力を上回る火山灰の流入で給水不可 ●セントヘレンズの事例で6mmで上水道のpH減少	・除灰 ・シート保護
二・三次産業	商業	回復時間	—	●セントヘレンズの事例で1.3mmの降灰で完全回復まで5日間、1.3cmの降灰で8日間	・除灰
農林水産	農作物	(土壌被害) 作物被害 稲作被害	(15cm) 2cm 0.5mm	●富士山の事例では降灰15cmで翌年の収穫が皆無 ◆降灰がある範囲では1年間収穫が出来なくなる ◆降灰がある範囲では1年間収穫が出来なくなる	・除灰、洗浄
	森林	壊滅被害 被害発生	10cm 1cm	◆降灰付着による枯死等で壊滅的な被害 ◆降灰付着による幹の折損等で50%程度の被害	・除灰
	水産物	(死滅)	(2cm)	●霧島山の事例では2cmの降灰で海中のサンゴが一部死滅	・除灰
健康	人的被害	健康障害 (症状悪化)	2cm (0.1mm)	◆有珠山等の事例から何らかの健康被害が出る ●浅間山:100g/m ² (0.1mm)の灰で喘息患者の症状悪化	・マスク防御
生活	建物	家屋全壊	45cm/日 <u>30cm/日</u>	◆通常の木造建築物の耐力計算と北海道駒ヶ岳の事例から。但し1日で堆積する場合以外は除灰可能とする。	・除灰、避難

資料：「降灰予報の高度化に向けた検討会」（気象庁）

2 村民が準備すべきもの

- ・防塵マスクと防護めがね。
- ・最低3日分の十分な飲用水(1人1日約4リットル)
- ・最低3日分の家族とペット用の十分な保存食
- ・ラップ(電化製品に火山灰が入らないようにするため)
- ・(もしあれば、)電池式ラジオと予備の電池
- ・手さげランプや懐中電灯、予備の電池
- ・暖炉やストーブ用の予備の燃料(寒い場合)
- ・予備の毛布と暖かい衣類(寒い場合)
- ・家族とペット用の予備の医薬品
- ・救急箱
- ・清掃用具(ほうき、掃除機とその交換用ごみ袋・フィルター、ショベル)
- ・多少の現金(現金自動支払機や銀行が利用できない可能性あり)
- ・(自動車内に閉じ込められる可能性もあるので)車内に防災用品

資料:「降灰への備え 事前の準備 事後の対応」(独立行政法人 防災科学技術研究所)

3 村民による火山灰の除去

(1) 屋内清掃

- ・清掃を始める前に、マスクを着ける。
- ・清掃を始める前にすべてのドアと窓を開けて、十分に換気する。
- ・清掃中は建物の入口は一か所だけを使う。
- ・ほこりが立たないように水や適切な洗浄液等を使って洗い流す。
- ・カーペットやソファカバー等は、掃除機をかけた後に液体洗剤で洗うのもよい。この際、とがった火山灰粒子で織物の繊維が切れてしまうことがあるので、こすりすぎない。
- ・ガラスや陶磁器、アクリルの表面は、強く拭きすぎると傷がつくことがある。洗浄液で濡らした布やスポンジで、こすらずに軽くたたく。
- ・光沢のある木製家具は、細かい火山灰でくすんでしまうので、表面に掃除機をかけた後、濡れた布で表面を押しえて、ほこりを取り除く。
- ・火山灰がついた布は流水ですすいだ後によく洗うか、若しくは、屋外で火山灰をたたき落とす。
- ・火山灰で汚れた衣類を洗うには、普段以上の洗剤が必要になるので、少量の衣類を多量の水で洗う。

(2) 屋外清掃

- ・清掃する前に、火山灰を湿らせ、火山灰が風で巻き上げられるのを防ぐ。
- ・厚く積もった火山灰（約1 cm以上）を除去するには、ショベルを使う。
- ・火山灰は丈夫なビニール袋に入れ、トラックに載せる。
- ・ほとんどの屋根は、10 cm以上の濡れた火山灰を支えることができないので、火山灰が屋根に厚く積もらないようにする。
- ・火山灰は滑りやすいので、はしごや屋根に上るときには、注意する。
- ・排水溝は非常につまりやすいので、屋根からの排水を引き込むようになっているのであれば、その部分を排水溝から取り外す。
- ・芝や垣根は、雨が降った後か軽く水まきをした後にだけ刈る。刈り取ったものは袋に詰めて、口をしぼる。
- ・地域における火山灰の処分方法は、行政機関からの指示に従う。ほとんどの場合、通常のごみと分ける必要がある。
- ・庭や通りでは火山灰を湿らせて、巻き上がらないようにする。ただし、清掃作業の際は、水の利用についての行政機関の指示に従う。
- ・建物に入る前に、外で着ていた衣類は脱ぐ。

資料：「降灰への備え 事前の準備 事後の対応」（独立行政法人 防災科学技術研究所）

4 注意・禁止事項

(1) 自動車に関する注意事項

- ・可能な限り自動車の運転は避ける。
- ・自動車を運転する必要がある場合は、ヘッドライトをつけゆっくり運転する。そして、ウインドウォッシャー液を使う。
- ・エンジンオイルとフィルター、エアフィルターは、頻繁に交換する。
- ・自分の車を洗う場合には、エンジン内部からトランク、スペアタイヤの収納部分まで清掃する。

(2) 禁止事項

- ・火山灰を水浸しにすると、固い塊になって清掃が余計に困難になる。屋根の上の場合、水の重さが加わることで屋根が落ちる危険性が高くなる。
- ・火山灰を庭や道端に捨てない。
- ・火山灰を排水溝や下水、雨水管に流さない。

資料：「降灰への備え 事前の準備 事後の対応」（独立行政法人 防災科学技術研究所）

5 事例にみる農作物対策

項目	「新燃岳の噴火に伴う降灰等による農作物被害等に対する技術指導に当たっての留意事項について」 (農林水産省、平成23年1月)	「桜島降灰による農作物等の被害対策について」 (鹿児島県、平成21年4月)
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・払落とし及び散水等によりできるだけ速やかな除去に努める。 ・火山灰のpHや成分分析を行い、強酸性の場合はアルカリ資材(石灰等)を土壤に施用し中和する。^{※1} ・降灰は、乾くと固まりやすくなることから、土壤への降灰堆積量が多いところでは除灰を検討する。 <p>※1 茶は、酸性土壤を好むこと、アルカリ資材が根に悪影響を与えることから、施用しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物や被覆施設に付着した火山灰は、できるだけ早めに水で洗い流す。 ・水のない場所での作物及び被覆施設は火山灰を払い落とす。
野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・生育不良や野菜の品質が低下するおそれがあるため、作物体に積もった火山灰を散水等により速やかに除去する。 ・なお、散水に当たっては、葉等に火山灰が残らないよう、十分な水量を用いる。 ・火山灰の除去終了後は、必要に応じて苦土石灰及び有機物等の施用により土壤改良を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風向の季節性を十分に考慮し、降灰量の多い時期の作付けを避ける。 ・作物体の除灰は、振動・払落とし、散水器機、露地野菜洗浄機による洗浄等の方法で降灰後速やかに行う。散水の場合は、十分な水量を用いる。 ・育苗期は、トンネルによる被覆保護を行う。 ・被覆資材は、防塵塩化ビニール又はポリオレフィン系フィルムとする。高温期の育苗ではネット等での遮光やトンネル接地面を開いて換気するなど昇温抑制を図るとともに、かん水に留意する。 ・被害が大きく回復が困難な場合は、生育期間の短い種類を選んでまき直しを行う。
果樹	<ul style="list-style-type: none"> ・生育不良や果実品質の低下が起こるおそれがあるため、樹体に積もった火山灰の払落としや散水により速やかに除去する。 ・降灰が厚く積もった場合には、土壤の透水性の低下等が起こるため、中耕や土壤改良資材等の施用を行う。 ・樹勢の低下がみられる場合には、葉面散布等により樹勢の回復に努める。 ・また、樹勢の低下による病害虫の発生増加や葉害発生に留意し、的確な防除の実施に努める。 ・落葉が著しい場合には、白塗剤等で樹体の日焼け防止を行う。 ・また、冬期のせん定は軽度にとどめる。 	<p>【果樹共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山灰による日照不足、ビニールの破損等を防止するため、努めて除灰を行う。 <p>【常緑果樹(かんきつ)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 樹体 <ul style="list-style-type: none"> ・降灰量の多い場合は枝折れ、枝裂け等を起したり、葉や果実のヤケ等も進行するので、早急に樹上の火山灰を払い落とすか、散水によって洗い落とす。 ・落葉が著しい場合は、白塗剤の塗布など日焼け防止に努めるとともに、発生してくる新梢の病害虫防除を徹底し、液肥の葉面散布を行うなど樹勢の回復に努める。 2 果実 <ul style="list-style-type: none"> ・収穫直前に被害を受けた場合には、傷の癒合をまって(15~20日)収穫する。 ・樹上に火山灰がある場合には、果皮が傷つきやすいので、散水除灰後に収穫を行い、取り扱いはていねいにする。 ・果実腐敗防止剤を必ず散布する。
花卉	<ul style="list-style-type: none"> ・茎葉に長時間付着すると生育不良をきたすとともに、降雨後、火山灰が固まるため、散水等により速やかに除去する。 ・降灰や火山ガス害によって、傷口から病原菌が侵入しやすいため、適用農薬を散布する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 育苗期 <ul style="list-style-type: none"> ・育苗は、対策の負担軽減のため共同育苗施設利用による共同作業、共同管理をすすめる。 ・ハウスの被覆資材に付着する火山灰を速やかに洗い流し、光線の透過促進をはかり、健苗を育成する。 2 生育・開花期 <ul style="list-style-type: none"> ・火山灰の直接的被害を回避するため、露地栽培から施設栽培への転換を図る。 ・ハウスの被覆資材に付着する火山灰を速やかに洗い流し、光線の透過促進をはかり、品質低下を防ぐ。 ・ハウスの被覆資材面の除灰作業に多量の水を使用する場合は、排水に留意する。

<p>施設園芸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウスに火山灰が堆積すると光量が低下して生育に影響を及ぼしたり、換気窓の開閉が困難になるなどの可能性があるため、動力噴霧器による高圧の散水等により、降灰の都度火山灰をこまめに除去する。 ・施設内の換気を行う場合は、火山灰の入り込みを考慮して行う。 ・また、火山灰が換気扇や暖房機等の運転の妨げとならないよう施設周辺機器の点検を励行する。 ・高所での作業の際には転落事故が起きないように十分注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハウス内の光線透過量は、被覆資材面に100(g/m²)の積灰があると約30%、200(g/m²)では約20%に減少する。 ・被覆資材面の除灰には、高圧の散水が最も効果的である。散水器具は、移動式ハローレインガン又は固定式の改良スプリンクラーヘッドを装置したスプリンクラーが適当である。 ・散水は、500(g/m²)の降灰量に対して、ハローレインガンは35(mm h)圧で3(t/10a)、改良スプリンクラーヘッドは6分間で4(t/10a)の散水が必要である。 ・被覆資材面に残る微細な火山灰は、洗剤液の散布によっても除灰できないため、布等で拭き取る必要がある。硬質板を用いた場合は、散水で微細な火山灰も洗浄できる。
<p>工芸作物(茶)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一番茶の芽が動き始めるころ(3月上旬以降と推定される)になっても火山灰が越冬葉に付着している場合には、降灰除去機やスプリンクラーによる散水等により、除灰に努める。 	<p>1 摘採前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摘採時の茶葉に火山灰付着がある時は、降雨を待ち雨水により洗い流してから摘採する。 ・降雨を待てない場合は、手箒や露払いブロー一等で払い落としてから摘採する。 ・摘採前洗浄機やスプリンクラー等で散水できる茶園は、散水除灰洗浄してから摘採する。 <p>2 摘採後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・摘採した生葉は、水を貯めたボール等で必ず火山灰の付着を確認し、火山灰を認めた場合は生葉洗浄脱水施設で処理して製造する。 ・摘採前の洗浄処理した生葉も、完全に除灰するため生葉洗浄脱水施設で処理する。 ・生葉洗浄機脱水施設を使用する場合、処理能力以上の生葉投入を行うと完全に除灰されないため、機械の使用基準を守る。 ・洗浄脱水機処理した生葉は直ちに製造する。
<p>畜産(飼料作物)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火山灰を多く含む飼料の給与は下痢等を起こすことがあるため、降雨や風による除去状況を踏まえ収穫を行うとともに、付着していないものと混合して給与することなどにより飼料中の火山灰の低減に努める。 ・サイレージ調製時に必要に応じ添加剤を使用するなど品質確保を図るとともに、降灰後の状況に応じて掃除刈りや施肥等を行い、生育の回復に努める。 	<p>1 飼料作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茎葉の枯死した飼料作物は、早めに掃除刈をして追肥を行い、草の再生と回復に努める。 <p>2 家畜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山灰の多量に付着した飼料作物の給与をひかえ、除灰したものや火山灰の付着していないものとして混合して給与する。

■ 第4編

県外の原子力施設 事故対策編

■ 第1章

災害予防計画

県外の原子力施設事故対策編は、次により実施する。

なお、ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」に準ずる。

第1節 基本方針

1 目的

本対策は、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、県が関係機関等と連携して実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について記載するとともに、村にとって必要な事項を定め、村民の不安を解消することを目的とする。

2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、随時本対策を見直す。

3 地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「一般災害対策編」による。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

県が、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、国、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

村は、県と情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

第3節 環境放射線モニタリングの実施

1 環境放射線モニタリングへの協力

県が、県外原子力施設事故発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時の県内における環境放射線モニタリングを実施している。

村は、環境放射線モニタリングへ協力するとともに、村内13か所の空間線量を測定し、村民への情報提供を行う。

2 モニタリング機器等の整備・維持

県が、可搬型測定機器等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持することを踏まえ、村も補完するデータを取得するなど、新たに機器等の整備を検討する。

■ 第4編

県外の原子力施設 事故対策編

■ 第2章

災害応急対策計画

県外の原子力施設事故対策編は、次により実施する。

なお、ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」に準ずる。

第1節 情報の収集・連絡

県は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出される事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や関係県等からの情報収集を行うことになっている。

村は、村民にとって必要となる情報の収集・連絡に努める。

第2節 モニタリング体制の強化

県は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は環境放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施することになっている。

また、実施結果等については、村民等へ積極的に広報することになっている。

1 空間放射線量率モニタリングの強化

県は、平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、国や市町村等関係機関へ連絡することになっている。

また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加やサーベイメータによる測定等モニタリングの強化を図る。

村は、提供されたデータ及び村実施の測定結果を村民へ提供するなど、モニタリングの強化へ協力する。

2 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

県、村、事業者は、上下水道施設、水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、結果を共有する。

3 農林水畜産物等の放射性物質検査

県が、県産農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施するので、村は、提供

されたデータを村民へ提供する。

4 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

県は、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査の情報を収集把握する。

村も補完するデータを取得するなど、新たに機器等の整備を検討する。

第3節 村民等への情報伝達・相談活動

1 村民等への情報伝達活動

(1) 村は、県や国等と連携し、異常事象等に関する情報を広く村民に向けて提供し、村内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

(2) 村は、防災行政無線、緊急告知FMラジオ及び登録制メール等により、村民に情報提供するとともに、テレビやラジオ等の放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た広域的な情報提供に努める。

また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

(3) 村は、村民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。

また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(4) 村は、県と密に連絡を取り、伝達する情報の内容を十分に確認する。

(5) 村は、村民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

ア 村内の空間放射線量率に関する情報

イ 水道水、県産農林水畜産物、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果

ウ 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

(1) 村は、県と連携し、速やかに村民からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設する。想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

ア 放射線による健康相談窓口

イ 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口

ウ 村内の空間放射線量に関する相談窓口

(2) 村は、村民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

3 避難者等への表面汚染測定の実施

村は、放射性物質や放射線に対する不安を払しょくするために、国が原子力災害対策指針を踏まえ決定した避難退域時検査を行う際の基準の連絡を受け、必要に応じ、村民や県外避難者等に対して、放射線測定器による表面汚染測定を実施する体制を確保する。

4 避難者等への除染の実施

村は、表面汚染測定の結果、除染を必要とする場合、除染場所や体制を確保し実施する。

第4節 水道水、飲食物の摂取制限等

1 水道水の摂取制限等

県（健康福祉部）は、原子力災害対策指針の指標や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示に基づき、水道水中の放射性物質が飲食物摂取制限に関する指標を超えた場合、又は乳児に与える場合の食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた場合は、市町村等水道事業者に対し、摂取制限及び広報の要請を実施する。

村は、県からの要請があった場合には、摂取制限及び広報の迅速な実施に向け協力する。

2 飲食物の摂取制限等

県（健康福祉部）は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示に基づき、飲食物中の放射性物質が食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた場合は、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講ずる。

村は、県から指導・助言、指示があった場合には、当該飲食物の回収及び販売禁止等の迅速な実施に向け協力する。

3 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

県（環境森林部、農政部）は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質検査の結果に基づき、農林水畜

産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう、市町村、関係団体、生産者等に要請する。

村は、県からの要請があった場合には、摂取制限及び広報の迅速な実施に向け協力する。

4 食料及び飲料水の供給

村は、食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動に基づき、県と協力して関係村民への応急措置を講ずる。

5 上下水処理等副次産物の利活用について

県（下水環境課、（企）水道課）は、国からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を講じる。

村は、県から指導・助言、指示があった場合には、搬出制限等の迅速な実施に向け協力する。

第5節 風評被害等の未然防止

村は県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

第6節 廃棄物の適正処理

県は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、各事業者から発生する廃棄物の処理について、必要な措置が講じられるよう指導監督する。

村は、県の指導監督に基づき、対処策の実施に向け協力する。

第7節 各種制限措置の解除

県、村、その他関係機関は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

■ 第4編

県外の原子力施設 事故対策編

■ 第3章

災害復旧計画

県外の原子力施設事故対策編は、次により実施する。

なお、ここに記載されていない内容は、「第1編 一般災害対策編」に準ずる。

第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表

村は、県と連携し、原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

第2節 風評被害等の影響軽減

村は、県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第3節 健康への影響と対策の検討

県（健康福祉部）は、モニタリング調査の結果等により、村民への健康に影響が懸念される場合は、放射線治療や放射線測定の実験家からなる有識者会議等を活用し、影響の程度や対策について検討する。

村は、提供されたデータを村民へ提供する。

改訂履歴

昭和48年 6月 日 昭和村地域防災計画策定

平成 3年11月 日 修正

平成13年 4月 1日 改訂

平成25年 3月27日 改訂

平成26年 8月31日 一部改訂

令和 2年 2月20日 改訂

令和 4年 3月20日 改訂（主に警戒レベル導入及び避難指示一本化に伴う改訂）

令和 5年 8月31日 一部修正（主に組織変更に伴う軽微な修正）

令和 年 月 日

令和 年 月 日

発行：昭和村防災会議

事務局：昭和村役場（総務課）

〒379-1298

群馬県利根郡昭和村大字糸井388番地

TEL:0278-24-5111 FAX:0278-24-5254